

写

令和 3 年

# 大竹市議会定例会(第2回)会議録

大 竹 市 議 会

令和3年6月大竹市議会定例会（第2回）会議録目次

6月11日開会

6月25日閉会

◎第1日（6月11日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	2
出席議員	-----	2
欠席議員	-----	2
説明のため出席した者	-----	2
出席した事務局職員	-----	2
会期決定について	-----	4
一般質問通告表	-----	5
開会（開議）	-----	8
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	8
日程第 2 会期決定について	-----	8
日程第 3 一般質問	-----	9
延 会	-----	65

◎第2日（6月14日）

議事日程	-----	67
会議に付した事件	-----	68
出席議員	-----	68
欠席議員	-----	68
説明のため出席した者	-----	68
出席した事務局職員	-----	68
開 議	-----	70
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	70
日程第 2 一般質問	-----	70
日程第 3 報告第 3号		
）          （一括）	-----	77
日程第 9 議案第43号		
日程第10 報告第 6号		
）          （一括）	-----	83
日程第13 議案第45号		
日程第14 認 第 4号		
）          （一括）	-----	85
日程第15 認 第 5号		

日程第 1 6	議案第 3 9 号		
	)	(一括)	-----87
日程第 1 7	議案第 4 0 号		
日程第 1 8	議案第 4 2 号		-----89
日程第 1 9	意見書案第 1 号		-----89
日程第 2 0	令和 3 年請願第 2 号		-----91
散 会			-----91

◎第 3 日 (6 月 2 5 日)

議 事 日 程			-----93
会議に付した事件			-----93
出 席 議 員			-----93
欠 席 議 員			-----94
説明のため出席した者			-----94
出席した事務局職員			-----94
開 議			-----95
日程第 1	会議録署名議員の指名		-----95
日程第 2	議案第 3 9 号		
	)	(一括)	-----95
日程第 4	議案第 4 3 号		
日程第 5	議案第 4 1 号		
	)	(一括)	-----97
日程第 8	議案第 4 5 号		
日程第 9	令和 3 年請願第 2 号		-----101
追加日程第 1	意見書案第 2 号		-----103
日程第 1 0	基地周辺対策に関する中間報告について		-----105
日程第 1 1	議会改革に関する中間報告について		-----107
日程第 1 2	議案第 4 6 号		-----108
追加日程第 2	議案第 4 6 号		-----109
日程第 1 3	閉会中の継続審査の申し出について		-----111
閉 会			-----112

令和3年6月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和3年6月11日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3		一般質問	
第 4	報告第 3号	繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）	報 告
第 5	報告第 4号	繰越明許費繰越しの報告について（介護保険特別会計）	
第 6	報告第 5号	継続費繰越しの報告について（一般会計）	報 告
			（一 括）
第 7	報告第 7号	大竹市土地開発公社の経営状況について	報 告
第 8	認 第 6号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大竹市一般会計補正予算（第1号））	即 決
第 9	認 第 7号	専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））	即 決
第10	議案第43号	令和3年度大竹市一般会計補正予算（第2号）	総務文教付託
第11	報告第 6号	予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）	報 告
第12	議案第41号	大竹市上下水道料金審議会条例の制定について	生活環境付託
			（一 括）
第13	議案第44号	令和3年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）	生活環境付託
第14	議案第45号	令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	生活環境付託
第15	認 第 4号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）	即 決
			（一 括）
第16	認 第 5号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）	即 決
第17	議案第39号	押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備について	総務文教付託
			（一 括）
第18	議案第40号	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理について	総務文教付託
第19	議案第42号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託
第20	意見書案第1号	日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求	即 決

める意見書の提出について

第21 令和3年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択につ  
いての請願 総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 一般質問

○出席議員（16人）

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
3番	原田孝徳	4番	小中真樹雄
5番	中川智之	6番	小田上尚典
7番	賀屋幸治	8番	北地範久
9番	西村一啓	10番	和田芳弘
11番	網谷芳孝	12番	児玉朋也
13番	山崎年一	14番	日域究
15番	寺岡公章	16番	山本孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎	
副市	長	太田勲男	
教	育	長	小西啓二
総務部	長	中村一誠	
市民生活部	長	三原尚美	
健康福祉部長兼福祉事務所長		豊原学	
建設部	長	山本茂広	
上下水道局	長	古賀正則	
消防	長	佐伯和規	
総務課長併任選挙管理委員会事務局長		柿本剛	
企画財政課	長	三井佳和	
自治振興課	長	・谷明洋	
福祉課	長	神代亨	
監理課	長	小田健治	
土木課	長	廻本実	
都市計画課	長	山田浩史	
上下水道局工務課	長	中司和彦	
生涯学習課	長	吉村隆宏	

○出席した事務局職員

議会事務局	長	三上健
-------	---	-----

(3. 6. 11)

議 事 係 長 加 藤 豪

## 会期決定について

令和3年6月大竹市議会定例会（第2回）の会期を、次のとおり定める。

令和3年6月11日提出

大竹市議会議長 細川 雅子

自 令和3年6月11日

15日間

至 令和3年6月25日

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
6. 11	金	本会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 ・会期決定</li> <li>・一般質問</li> <li>・一般議案上程（即決・付託）</li> <li>・意見書上程（即決）</li> <li>・請願上程（付託）</li> <li>・散会</li> </ul>
12	土	休会		
13	日			
14	月	予備日		
15	火	休 会	総務文教委員会	付託案件審査 10時～
16	水		生活環境委員会	付託案件審査 10時～
17	木		基地周辺対策特別委員会 議会改革特別委員会	10時～
18	金			
19	土			
20	日			
21	月			
22	火			
23	水			
24	木			
25	金	本会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般議案委員長報告（表決）</li> <li>・請願委員長報告（表決）</li> <li>・閉会</li> </ul>

令和3年6月大竹市議会定例会(第2回)

一般質問通告表

1

15番 寺岡 公章 議員

質問方式：一問一答

**これからの行政と市民団体との協働について**

多くの部署がさまざまな市民活動の御協力をいただいて、協働のまちづくりを進めておられます。ここ1年半、そのパートナーである市民団体の活動が思うようにできていない現実があります。これまで各団体が果たしてくれた、行政が行えない社会的な役割の理念やノウハウは、それぞれ継承していけるのでしょうか。行政としてフォローできていますか。

また、今年4月1日付の人事異動は件数では例年並みであったという感想を持っています。ただ、今が「例年」であるべきか疑問があります。

以前の質問で、人事異動の目的は市民サービスの向上だと御回答いただいたことがありますが、市民と直接つながってきた中の人との交換により、信頼を再構築する場面も時間も余裕が見当たらず、結果目的である市民サービスの向上とは逆の方向に向かっている、もしくは今後向かってしまうのではないかと心配しています。

行政と市民活動との協働の関係について、アフターコロナやウィズコロナでも、これまで同様の関係になるのですか。それとも形が急激に変わることは想定内ですか。

2

6番 小田上 尚典 議員

質問方式：一問一答

**市役所をもっと明るくするために**

令和3年3月に大竹市まちづくり基本構想や第1期大竹市まちづくり基本計画が策定されました。その中で、自治・行政運営について触れていますが、現状の市役所のサービスをどのように分析していますか。

市民の方が訪れやすくなるソフト面での取り組みについて伺います。

**DXをどのように捉えていますか**

第1期大竹市まちづくり基本計画の中に市民の利便性の向上につながるような行政サービスの向上とありますが、具体的な利便性の向上とは何でしょうか。DX（デジタル・トランスフォーメーション）の本市の捉え方について伺います。

3

7番 賀屋 幸治 議員

質問方式：一問一答

**大竹地区の浸水対策について**

大竹地区の雨水排水対策として新町雨水排水ポンプ場の整備計画が進められていますが、現計画では大竹2号雨水幹線から30%の流量を分水しバイパス管路でポンプ場へ導くための道路（幅員9.0メートル、延長480.0メートル）を新設するものです。しかし、道路新設には地権者の協力（用地買収）が必要であり、完了時期は不透明です。

そこで、用地買収が不要な浸水対策として、大竹中学校グラウンド地下に一時的に雨



水を貯留する調整池の整備を提案します。見解を伺います。

4

3 番 原 田 孝 徳 議員

質問方式：一問一答

#### 市営住宅のガス料金と保安について

市営住宅のガスの料金は、住宅によって最大約2,500円もの差があり、これは実質家賃に上乗せされる形となるため、低所得者にとってはかなり大きな負担。それに、公募を行った御園6号棟と他の住宅とでは、保安の面からも同質のものが確保されているとは言い難く、住宅により料金やサービスに違いがあることは著しく公平性を欠くため、6号棟と6号棟以外の住宅について、どのような判断基準で業者を選定したのか、その詳細を問う。

#### 公民館の清掃委託料について

栄公民館と玖波公民館の清掃委託料の114万8,000円について、日常清掃の範囲であれば2時間程度で足りるというのが現場にいた者としての実感。

予算特別委員会での質問に対する回答で、委託先は大竹市シルバー人材センターであるとの説明だったが、どのような話し合いや交渉をして現在の委託料になったのか、その詳細を問う。

5

14 番 日 域 究 議員

質問方式：一問一答

#### 保育所の増設ばかりで、労働施策がなおざりの少子化対策をどう思う

私は、子ども・子育て会議の会長を仰せつかっています。その場で「11時間も子どもを預かって言う国は日本だけだ。他国は保育所だって夕方には閉まる」と発言したことがあります。

すると福祉課のある職員が発言。「私は欧州に視察に行かせてもらったことがあります。そのとおりでした」と。一体なぜそうなのか。湯水のように保育所には予算を注ぎ込みながら、実効が上がらない原因がここにもあるように思います。

でも、行政どころか不思議とマスコミも言いません。まずは、少子化はCO<sub>2</sub>と並ぶ大問題であるとの御認識を。

#### 公共用地の買収に際し確定測量をしていますか

公共用地を買収する場合、入手する土地は境界が明確で、面積も正確でなければいけません。市の債務保証を受けた銀行融資で取得する外郭団体の場合も同様だと思います。隣地の地権者の同意を得た境界を基に実施した測量を確定測量と言い、それを法務局に登録したものを地積測量図と呼びます。算出面積が既存の登記面積と相違する場合は、地積更正の登記も必要です。ところが、現実には、地積測量図の存在しない公有地が散見されます。そうだとすれば、公共用地買収の適正性が揺らぎます。地積測量図がない理由を伺います。

6

16 番 山 本 孝 三 議員

質問方式：一括

#### 新型コロナワクチンの接種について

接種の現状について、全市民への接種の日程・計画について、PCR検査の実施と併せ伺います。

**土地利用規制法について**

市民の権利制限になるのではないのでしょうか。市民生活への影響等含め伺います。

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に、確認のため、改めて皆さんにお知らせいたします。

6月4日の議会運営委員会での申し合わせにより、飛沫感染を防ぐため、また、会議の時間を短縮するため、本定例会では議員の皆さん、執行部とも登壇せず、自席で起立して発言することになっております。御理解と御協力をお願いいたします。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案いたします議案について申し上げますと、繰越明許費繰越しの報告についてをはじめ、継続費繰越しの報告について、予算繰越しの報告について、大竹市土地開発公社の経営状況について、専決処分承認を求めることについて、条例の制定・一部改正について、一般会計などの補正予算についてなど、合わせて16案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、どうか十二分に御審議をいただきまして、ぜひとも議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） 日程に入ります前に、去る4月20日開催の第148回中国市議会議長会定期総会の席におきまして、永年勤続等の表彰がありましたので、事務局より報告させます。

○議会事務局長（三上 健） それでは受賞されました方のお名前を申し上げます。

正副議長3年以上表彰、細川雅子殿。同じく正副議長3年以上表彰、寺岡公章殿。

以上でございます。

○議長（細川雅子） なお、表彰状及び記念品の伝達は、後日、議長室にて行いますので、改めてお知らせいたします。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、4番、小中真樹雄議員、5番、中川智之議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月25日までの15日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は15日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 一般質問

○議長（細川雅子） 日程第3、一般質問を行います。

この際、念のためお願いをしておきます。議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて、会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で行い、執行部からも一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は通告された項目ごとに4回までの発言となります。なお、時間の予告は従来どおり5分前に1打、1分前に2打、定刻で乱打いたしますので申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

15番、寺岡公章議員。

○15番（寺岡公章） 皆さん、おはようございます。15番、チーム創安の寺岡でございます。

このたびは、これからの行政と市民団体との協働について伺ってまいります。

大竹市でも、多くの部署がさまざまな市民活動の御協力をいただいて、協働のまちづくりを進めておられます。市民活動による公共への有意性は今さら述べる必要もなく、ここにお集まりの皆さんは十分に実感しておられることでしょうか。

ところがここ1年半、その協働のパートナーである市民団体が思うように活動できていない現実があります。原因はもちろんコロナ禍です。少なくとも私は、当初予定されていたとおり年間行事が開催できていた団体を知りません。それどころか、各団体内においてその構成メンバーが顔を合わせることもままならない状況であるようです。

令和2年につきましてはしょうがない、そういう思いはあります。正体不明の疫病にどう対応するのがベターなのか、手段や対策のあんばいさえわからなかった時期でございました。しかし年が明け、年度が替わって、新型コロナウイルスに対する情報の量も質も変化してきています。以前一部の国で実践されたようなノーガードを今さら取るべきではないことは当然ですが、国や県の宣言などの措置期間は別格としながら、リスクとリターンを計算できる程度にはなっているのではないかと感じます。

各行事や会議の開催一つ取っても、段取りや運営には団体が長年積み重ねてこられた財産と言うべきノウハウが生かされています。ところが、行事や会合の中止によってそのノウハウが形となって表れていない期間が続いています。コロナ禍前と今とで全く同じ内容ができるわけではないことは、ほとんどの方が感じていることなのでしょうが、理念に基づいたあるべき姿まで忘れられてしまうのは、まちにとって大きな損失となります。

しょうがない、諦めざるを得ないが常態化していつている雰囲気の中で、これまで各団体が果たしてくれた行政が行えない公共的・社会的な役割の理念やノウハウは、それぞれの団体において継承していけるのでしょうか。協働のパートナーである行政として、フォローがどのようにされているか伺います。

併せて、この件に関しまして、人事異動について少々触れさせていただきます。

人事異動において、個別の事案については私が口を出せる立場にないことは重々承知しておりますので、全体的な方針について伺います。

今年4月1日付の人事異動は、件数は少なめながら、例年並みの範疇であったという感想を持っています。中には、どうしてもこのタイミングで動かさなければならない行政組織なりの事情をはらむ事案もあるんだろうなということは容易に想像いたしますが、果たして今が例年であるべきかどうか、疑問があります。

先に述べましたように、市民活動サイドが停滞せざるを得ない状況の中、事務局的な役割を果たしていた部署でも、市民と有機的なつながりを築いていた担当や管理職の交代が例年並みに見受けられます。

以前の質問で、人事異動の目的は市民サービスの向上だと御回答いただいたことがあります。市民と直接つながってきた中の人々の交換により、コロナ禍において信頼を再構築する場面も時間も余裕も見当たらず、結果、協働のまちづくりに隙間ができてしまい、目的である市民サービスの向上とは逆の方向に向かっている、もしくは今後向かってしまうのではないかと心配があります。

人と人の顔が見えて、小回りの利くまちづくりが実践できる大竹市の持ち味は、多くの職員が所属する大きな役所を持つ大都市、そこでは簡単にまねができるものではありません。どうも今の状況、大竹市の長所が損なわれてしまうのではないかと見えます。

行政と市民活動との協働の関係において、アフターコロナやウィズコロナでも、これまで同様の関係になるのでしょうか。それとも、形が急激に変わることは想定をしておられるのでしょうか。今後のイメージをお話いただければと思います。

以上、これからの行政と市民団体の協働についてを柱に、質問をいたします。

以上で、最初の質問を終わります。

○議長（細川雅子） 市長。

○市長（入山欣郎） コロナ禍の経験を通しまして、これからの行政と市民団体との協働のあり方について御質問をいただきました。ありがとうございます。

変化し続ける状況の中で、最善は難しいものの、将来に向かってよりよい姿をお互いに共有できるように努力をしてみたいと思います。

それでは寺岡議員の御質問にお答えをいたします。

まず、これからの行政と市民団体との協働について、市民団体が果たしてくださっている社会的な役割の理念やノウハウの継承と、行政のフォローについてでございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年度は、社会・経済活動をはじめ、我々の生活はさまざまな場面で制約を受けることとなりました。我々はその制約の中で、新しい生活様式を取り入れるなど、感染症拡大の防止対策をしながら社会・経済活動を継

続できるよう、工夫を凝らしてきたところでございます。

本市のさまざまな市民団体の活動も、議員御指摘のとおり、コロナ禍により従来のように自由に仲間が集まったり、行事・イベントを開催したりすることができないなど、活動が大きく制約されてきたのではないかと思います。そのような中で、市民団体が自らの活動やその理念、モチベーションを損なうことのないよう、さまざまな努力や工夫をされています。市といたしましても、協働のパートナーとして、こうした市民団体それぞれの状況に応じた活動継続への支援をしてまいりました。

例えば自治会では、去年は多くの地区でイベントが中止され、総会なども多くは書面決議となり、会員同士の意見交換の場もなく、新しく会長や役員になられた方の相談機会がなかなか確保できない状況にあったことや、自治会の運営方法などうまく引き継ぎができていないとの相談を受け、市では令和3年3月に自治会ハンドブックを作成し、自治会運営のノウハウの共有や継承の一助になればと、各自治会に配付したところでございます。

教育委員会では、公園、公民館等、祭りの開催について、令和元年度は事業の一部を中止いたしました。令和2年度は開催内容及び方法を慎重に検討し、展示の部は集客を防ぐためロビーでの一定期間の展示とし、発表の部は無観客での収録を行い、インターネット配信及びロビーでの放映を行うことで、各団体の活動の成果を発表する場を確保したと聞いております。

また、文化協会や体育協会などの市民団体の活動についても、主催行事などの自粛や中止を余儀なくされる中で、担当部署の職員が定期的に連絡を取り、活動をサポートすることで、活動が途絶えない取り組みを行っているところでございます。

次に、職員の人事異動につきましては、適材適所を念頭に置き、さまざまな職場で経験を積むことで職員個人の能力の開発を促すとともに、行政職員としての総合的な能力を高めることなどを目的として行っているところです。人事異動を含めて、行政の最終的な目的は、公共福祉の増進、市民サービスの向上ということになりますが、職員が人事異動によって経験や能力を高めることで、職員が携わる業務の質も向上し、よりよい市民サービスにつながるよう取り組んでいます。

行政職員として、市民から信頼を得ることは大切なことであり、人事異動によってそれが損なわれることは避けなければなりません。ただ、市の仕事は組織で行うものであり、現在は、人が変わることで市民サービスが低下することのないよう、マニュアルの整備や事務を引き継ぐ仕組みを整備してきたところでございます。

また、多くの職員が同一の事務に携わり共有することによって、組織内での理解が広がることにもつながっています。職員は、さまざまな方と連携しながら業務を行っています。市民の皆様は、担当者が変わることで初めは不安を感じることもあるかもしれません。また、担当職員も、異動当初は慣れていないため、対応に時間を要したり職員自身にも負担がかかることは少なからずあるかと思いますが、人事異動を通じて得た経験や能力を将来にわたって市民の皆様に、市民サービスの向上という形で還元できるよう、長い目で見ていただければと思います。

市としましては、コロナ禍にあっても、最優先にするべきことは、新型コロナウイルス

スから市民の皆様の命や生活を守ることです。そのために市民団体の活動が一時的に制約されることは、大変心苦しく思います。

しかしながら、人と人がつながりにくい社会情勢であるからこそ、職員と市民との心のつながりが重要であり、市民団体の活動が損なわれることなく、将来にわたって協働のパートナーとして継続できるよう、新たな連携や協働のありようについても考えてまいりたいと思います。

以上で、寺岡議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） 御答弁ありがとうございました。

このたび一問一答とはいえ、テーマが協働ですので、一つのくくりで質問させていただいていますが、最初に市民活動の、実際に活動してくださっている皆さん方と職員との関係というところなんです、いろいろ対策はやってくださっている事例も示してはいただいたんですが、要はこれが今後の大竹市の市民活動の、協働のデフォルトになっていくのかということですね。そうであれば、去年緊急対応的にいろいろ御苦労してくださったことが、去年よりまたさらにプラスして、何かよいものができるのではないかなという期待をするんですけどね。去年は緊急であったとしたら、今年はそれを応用していったものになるかと思うんです。

この辺が、もともとの市民との関わりがよかったのか、それとも新しい生活様式の中で工夫していくことがよいのか、もしくはそのハイブリッドをどのように工夫していくのかという、向かっていく方向がどこなのか、もう少し詳しくお話をいただきたいんですよ。

考え方の部分です。細かいところは自治会の例などが多く出ましたけど、自治会以外にもいろいろな附属機関であったり、生涯学習グループもそうですし、文化協会、体育協会も言われましたけれども、それぞれで団体の成り立ち、活動内容等違いますので、大きな意味での方向がどちらに大竹市は向かっていくのかということも確認しておきたいんですけど、その辺をお願いします。

それから人事異動も、2年前に触れたことがあります。このたびはコロナ禍で、大竹市全体が行政も市民も1年間わたわたせざるを得なかったよねっていうところから伺っているんですけども、基本的な内容が2年前をあまり変わってないような感じですので、ですから将来にわたって長い目で見るっていうのは、もちろん我々もそのつもりでいたいと思いますし、組織でやっているというのわかるんですけども、それを今すべきだったのか、また、来年もすべきなのかということが心配なところなんです。

最初のほうのお答えの中では、新しい生活様式という言葉が使われましたけど、この緊急時において人事異動も、新しい人事異動の考え方というところは含ませておいてもいいんじゃないかなというところがあったんですが、このたび令和3年度4月1日のものは、それがあまり感じられませんでしたので、動いたものは動いたものでいいんですが、こういったお気持ちがあるのかっていうところを確認したいんですよ。

もう少し、令和2年、令和3年あたりをピックアップした中でお話をいただきたいんですけど、いかがでしょう。

○議長（細川雅子） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） それでは、順番が逆になるかもしれませんが、人事異動のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

ここ数年コロナ禍ということで、非常に市民の皆様は御不安ということで、職員の異動による影響、これは最小限にしなければならないと思っております。コロナ禍であるから新たな異動方針ということではなくて、コロナ禍であるから人事異動を最小限にするということではなくて、コロナ禍であっても人事異動による影響を最小限にするということ、組織としては考えていかなければならないと思います。

当然のことながら、職員は組織の一員ですから、個人で仕事をしているわけではございません。これは繰り返しになるかもしれませんが、異動当初はどの部署でも、前任者の業務水準に達しないということもあろうかと思っておりますけれども、それは一時的に抑えたいということでございます。その時期ができるだけ短くなるように、そのあたりは組織的に対応していきたいと考えております。

そのために、例えば先ほども申し上げましたけれども、引き継ぎの充実であるとか業務のマニュアル化であるとか、同じ職場の職員のフォローであるとか、そういった形で職員個人に依存し過ぎることのないような方法で業務を進めていく必要がございます。誰が担当しましても一定レベルの業務水準を維持できるということが、組織としては大切なのではないかと考えております。

○議長（細川雅子） 1点目の、市民活動団体との関わり方についての考え方もあったと思いますが。

副市長。

○副市長（太田勲男） 市民活動団体との関わり方ですが、基本的には何も変わってこないと思います。今まで市がやってきたこの方策、方向性についてを否定するものではないと思っております。ある意味大竹市の場合は、その方向性はこのコロナ禍以前の分の全てについては、私はある意味正当化をする立場でございます。

今コロナ禍の中で今後どうするかということ、コロナ禍の前まで、今まで築き上げてきたこの市民活動団体との人の協働、これについては維持していきたいし、また伸ばしていきたいと思っております。

しかしながらこういう状況の中、市の職員としてもある意味、さっき人事異動の件もございましたが、大竹市の職員間の中での問題点がございます。年齢層について偏りがございます。そのあたりをこれからどのように解消していくか、これは全ての人事異動にも関係してきますし、市民活動団体との関わりについても関係してくると思っております。

これからも市民活動団体の皆様とは同じ方向性を持って、同じ意思疎通を持って、意思疎通を大事にして、信頼関係の中で活動していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） まず担当課長、ありがとうございました。いろいろと御苦労されているのは、すごくわかるんですよ。副市長が補足のところで付け加えて話をしてくださった



んですが、職員の異動についてはすごく御苦勞されていて、一人一人の背景もちゃんと考えながらやってくださっているんだなというのはすごく伝わってますし、私、わからない部分で、いろいろな組み方があるんだなとは思ってます。

ただ、副市長が触れられた、市民活動団体と意思疎通しながら、信頼関係をしっかり持ちながら関わっていきたいというあたりが、新しく部署が変わった方が、今、新型コロナウイルスで出会えない、集まらない、リモートもそんなにお互いで使えるわけじゃない状況の中で、どうやって信頼関係つくるんだろうかなというところが、心配なところなんですよね。その心配をぜひ、もう少しお話しいただいて、こんなことがありますよということをお紹介いただいたらありがたいんですけどもね。

それから市民協働のほうなんですけれども、基本的にはこれまでの方針、考え方、理念も含めて継承していきたい、維持していきたいという言葉。これはある意味安心をしています。急激に変わるとどうしても気がつかない間違いが起こったり、ミスが起こったりしますので、維持をしながら、変えるとしても緩やかに変えていくものなのかなとは思いますが、それはありがとうございます。

市民との協働というものが、この後、小田上議員が質問されるDXとは本質的な、要は市の業務の総量という意味では似たようなところがあるんじゃないかなと考えています。要は、よく言われるのがデジタルを使って市の行政業務を減らすことによって、職員に余裕ができるということは言われるんですが、市民協働でも行政がやるべきこと、公共性の高いものについて、行政ばかりでするんじゃなくて、市民の皆さんにも力を貸してもらいながら全体的な仕事量が上がっていく、似たようなところがあるんじゃないかなと思うんですよね。

その結果、プラスアルファのお仕事ができる余裕ができたりとかもあると思いますし、ますます市民と、先ほどから絆が深まっていくタイミングをつくることもできると思いますので、そういった個別のこともなんですけれども、それでは何のために協働していくのかというのを、今までの思いとプラスして、そろそろじゃあ新型コロナウイルスで会いにくいよねと言って、じゃあ今どうあるべきかっていうのは考えてみるよい機会なのではないかと思いますので、また場面があれば庁内のほうでも、そういった意見交換などをされたらいいんじゃないかなと思います。

先ほどの異動についてのところ、いかがでしょうか。

○議長（細川雅子） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） コロナ禍において、市民活動が停滞してしまうとか、縮小してしまうとか、これは新型コロナウイルス感染防止対策の特徴としましては、人と人の接触を避けると、密集してはならないということが言われている以上は、これはもうある程度やむを得ないところもあろうかと思えます。

ただ、市民活動の停滞とか縮小とか、そういったことを少しでも和らげるために、また、コロナ禍が収束をした後のことを考えまして、今できることは何なんだろうかということを考える必要があると思います。

それは市の担当者を変えないということなのか、行政が知恵を絞るべきなのか、行政は

担当者が異動したら知恵が出せないのかとか、それとか市民団体の皆さんの活動に対する思いは実際のところどうなのかとか、これまでと同じ方法で実施するんであればどうやってやるのかと、どんな形がいいのかといったことを、確認あるいは検討していく必要があるかと思えます。

市民活動を停滞させたくないということで、行政として何か知恵はないんですかという方は、御相談であれば、これは職員個人の能力、担当能力というよりも、担当の係であるとか担当の課であるとか、あるいは場合によっては全庁的にこれは考えることができるかもしれません。

コロナ禍での市民の皆様のさまざまな御不満とか思いであるとか、そういったことをできるだけ解消できる、あるいは達成することができる、そういったことを組織として対応していくという仕組みをさらに充実をさせていけるかなと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（細川雅子） 寺岡議員。

○15番（寺岡公章） ありがとうございます。

組織で対応するためには、人が変わってもわかるような仕組みづくり、それがマニュアルだと思うんですが、マニュアル万能論、というのが私、いろいろ防災の勉強をしてたら、万能じゃないなというのをすごく痛感してますので、そのときそのときの場面に合わせた避難の仕方があるじゃないですか、防災マニュアルを勉強していたら気づくわけですけども、ここに書かれているからすぐこういう逃げ方をしましょうじゃなくて、周りの雰囲気というか、大竹市で言えば雨の状況であったりとか、どこの道が水で浸っているとか、そういうような情報を集めながら逃げる場所を変えましょう、もしくはとどまりましょうというのが防災の、今の当然のことになってきているんですが、マニュアルは万能じゃないというところはぜひわかっていたいただきながら進めていただきたいなと思えます。

手段について、先ほどどういうやり方があるかっていうのも具体的にも聞きたいところなんですけど、例えば新しい会議のやり方とか集まれるやり方っていうのは、行政のほうでモデルをつくって、団体の皆さん方にこういうやり方ができますよっていうのは提示できないんですかね。

アゼリアおおたけ、フリーのWi-Fiが使えるようになって、あそこでいろいろな工夫ができると思うんですけどね。大きな建物ですし、要は密にならないということで考えたら、各部屋に1個ずつ端末を置いて、その場で会議とかもできると。要はパッケージつくってそれを貸し出すという具体的なこともできるような気もしますし、何かあがくことはできると思うんですけど。

1つの例ですよ、今のは。Wi-Fiを使ってできるんじゃないかというところですけども、そんな何か具体的なので、何かびんとくるようなことはないでしょうかね。

○議長（細川雅子） 副市長。

○副市長（太田勲男） いろいろな会議のやり方、今、本市のグループ、研修のやり方については全部Wi-Fi使って、ウェブ方式でやっております。集まることなく、みんな会議はやっております。研修ですね。その中で各会議を、先ほど寺岡議員が言われたような、

各部屋に分散してやるというのは可能であると考えております。それだけの施設整備等については必要だとは考えております。今そういう会議の様式のため、会議をするために、施設整備の準備はしております。

それともう1つ、先ほどからこのウェブ会議、インターネットと、実際の人間と人間との付き合い方、相反するようなこともいろいろ悩んでいるところでございますが、私どもが職員に求めているものは、幅広い見識と、すなわち懐の大きさでございます。いかに皆様と一緒に楽しく話ができ、新しい方向性に向けていくかというのを職員については望んでおります。この人間関係が、なかなかつくっていくのが難しい時代でございますが、その辺をまず努力していきたいと考えております。

それと先ほどの各団体についての集まり、総会、一番もめておるのは多分各団体の人事関係、役職、理事、会長、その任期等についての改選のことだと思います。顔を合わせて皆さん、お話がしたいと思います。それができない。一方的に一部の人で決めてしまう。そのようなことをどのように解消していくかというのは、やはりウェブ会議等も必要になってくると思いますが、利用方法には一定の見識、知識も必要になってくる。

議員の皆様であれば、すぐそういうのは順応されるかもわかりませんが、そうでない方もいらっしゃると思います。そのあたりをどのように行政として指導し、指導というと横柄でございますが、指導、協力し、一緒に市民活動、その市民団体の有効性についてゆっくり話し合っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 寺岡議員。5回目です。

○15番（寺岡公章） 副市長、懐の大きさを望んでいるということ、私もこれ胸に刻んでおきたいと思います。しっかりその思いが職員に伝わるように、行政内部でも意思疎通していただけたらと思います。

今回このテーマを質問させていただいたのが、やっぱりコロナ禍の中で大竹市が今まで持っていた持ち味である、人と人とのつながり。要は本当に小回りの利くまちづくりのできる、すごくいいサイズのまちだという自負があるわけですよ。ほかの市町の議員とか行政の方とお会いしてお話ししても、やはり大竹市は随分と、フットワーク軽くすれば、いろいろなことができる可能性を持っているなというのをよく感じます。

それが、やっぱり市民の皆さん方から御協力いただいているっていう部分はこれまで大変大きかったのが、それが今、少し薄くなっているといいますか、停滞しつつあるところがあるところ、危機感を持っていたので、こういうところも話をさせていただきました。

極端な例なんですけれども、広島市で人事異動をA Iに任せて業務量を減らしたらどうかという、そういう提案があったみたいですが、一般質問か何かわかりませんが、それは、広島市ほどの大都市であれば、職員と市民との直接交流がなかなかやりにくいところではそういったやり方というのも考えられると思いますけれども、大竹市ではそういったものを導入すると逆効果になるんじゃないかなと思います。

せっかくどの町にどんな方がいらっしゃって、こういう活躍をしてくださっていると分かる規模の、すごく動きやすいまちですんで、その利点をこれからもさらに伸ばしていた

だくように、維持していただけるように、市民の皆さんとの関わり、コロナ禍を逆手に取ってますます厚くしていただきたいと思います。今後またどのような方策が出るのか楽しみにしておりますので、よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（細川雅子） 続いて、6番、小田上尚典議員。

○6番（小田上尚典） おはようございます。6番、清誠クラブの小田上です。

通告のとおり、市役所をもっと明るくするためにと。もっとですから、決して今が真っ暗だと言っているわけではありません。そして、DXの捉え方、この2点について質問させていただきます。

コロナ禍、そして、緊急事態宣言が出ている状況ですが、今年3月に大竹市まちづくり基本構想、第1期大竹市まちづくり基本計画が策定され、新しく職員を迎え入れたこのタイミングだからこそ、させていただきたい質問です。

先ほどからも新型コロナウイルスの話が出ておりますが、既に1年以上新型コロナウイルス感染症との戦いが続いている中で、いつの間にか耳にする機会が減ってしまった言葉、Z o o m飲みなどをはじめとするオンライン飲み会があります。聞かなくなった理由はさまざまあるのですが、周囲にオンライン飲み会をしない理由を聞いてみると、空気感が違う、話のテンポが悪くなる、逆に疲れる、そういうことを聞きました。確かにそうだなと思います。

では、オンライン会議はどうでしょう。本市の会議においても、先ほど御紹介もありましたが、ウェブ会議を活用されており、議会においてもウェブ会議システムの活用が進んでおります。これはコロナ禍において浸透したと言えるのではないのでしょうか。

この両者の違い、一体何でしょうか。インターネット上で言葉を交わす、交流することに変わりはないはずなのに。何となく想像できるかなという方もおられると思いますが、あえて言葉にすると、オンライン飲み会は感情の交流、オンライン会議は情報の交流という言い方ができるかなと思います。この感情の交流、その場の雰囲気や空気感、あうんの呼吸、これといった目的もなくいつの間にか話す相手が転々と変わっていく、もしくは気づけば同じ人をつい話し込んでしまう、そんな交流です。一方情報の交流は、進行の次第がある、話すべき、協議すべき内容が決まっている、目的がはっきりしている、そんな交流です。

なぜこんな話をするのか。今回の一般質問では、この感情の交流と情報の交流が混在している市役所という場所が、デジタル化の先にどんな方向に向かうのかということ伺いたいたからです。

では、市役所のイメージを考えてみます。突然ですが皆さんは、よく利用するお店の営業時間や定休日、ちゃんと覚えていますか。そして、接客態度のよい店とそうでない店、どちらに行こうと思いますか。頻繁に利用する店舗であっても、以外と営業時間を正確に把握していないものです。よく利用する店を思い浮かべたとき、利用する場所や時間、品ぞろえ、雰囲気など、自分の求めているものに一番近いところに足を運んでいるのではないのでしょうか。

しかし、市役所といえば、月曜日から金曜日に開いていて、夕方5時ぐらいには閉まってしまう。市役所は平日の日中にしか開いていない。そんなイメージがかなり多くの市民の方にあるのではないのでしょうか。

実際の開庁時間は、祝日、振替休日、年末年始を除く月曜から金曜日の朝8時30分から夕方5時15分まで、木曜日は夜7時まで、窓口業務の一部が延長されていたり、もちろん支所もあります。でも大竹市役所といえば、ここ1つしかありません。しかも平日、日中しか開いていません。

日常生活の中で、市役所という場所は頻繁に訪れる場所ではないと思います。そして、訪れるときには、目的を持って訪れている人がほとんどです。ただ、その目的を達成するためには、いろいろなハードルがあると思います。

まずは時間をつくること。先ほど言った開いている時間の間に、市役所に行かなければなりません。NHKの国民生活時間調査を読み解くと、平日が休みの人の割合、大まかに言うと40%程度だそうです。職場が市外にあるなど、場合によっては、わざわざ休みを取らなければなりません。これが1つ目のハードルです。

次に、車、自転車、徒歩、こいこいバスなど、市役所に来るための交通手段を考える。現在は（仮称）おがたこども園の工事をしている関係もあるとは思いますが、駐車場の出入口や玄関、入り口を聞かれることもありました。これが2つ目のハードルです。

到着すれば、自分の目的の部署はどこなのか探す、自分のしたい申請や相談の内容と部署名が直接結びつかない、そういうことも案外あります。フロアの案内をずっと見ている人や、エレベーターや玄関付近で周りをきょろきょろしている人を時折見かけることもあります。これが3つ目のハードルです。

最後に、担当部署で申請や相談などをする。本当にここで合っているのか、そもそもここで話を聞いてくれるのか不安になるものです。忙しそうに仕事をする職員を前にすると、すみませんの声を出しにくいのも事実です。

市民の方は幾つものハードルを越えてきています。今ここで言ったこと以外にも、ハードルはあると思います。休みを取って、よくわからない場所を探しながら、不安を抱えて来ている。もうこれだけでも、市役所に行くという行動だけで、目的が達成される前にマイナスのイメージを持ちがちなのではないかなと思います。その上、気の進まない申請内容であればなおさらだと思います。そんな中では、職員の対応や接する機会が、とても重要になるとは思いませんか。

これまで各自治体は、市民のライフスタイルの変化や価値観の多様化、市民ニーズの高度化など、市民側の変化に対応を迫られてきました。市民の満足度を第一に考えていく中で、10年以上前から各自治体に取り組んできた窓口サービス向上の策として、窓口ワンストップサービスがあります。

この窓口ワンストップサービス、全国的に導入率は高くありません。予算や組織体制の変更、職員の育成など、導入が進まない理由はさまざまあります。本市においても、これまで職員間での業務内容や知識の共有化など、来庁される市民にわかりやすく丁寧な対応ができるよう職員のスキルアップを図るとともに、意識改革にも取り組んでこられたと思

います。実際にどのようなことをされましたか。

来庁者に対する心遣いとしてできることは、ソフト面に多くあると思います。どのようなニーズがあり、どのような対応ができるとお考えですか。

最近は新型コロナウイルス感染症のことが多く、特にワクチン接種、気にされている方が多いと思います。横断的な体制づくりがあれば、このコロナウイルスワクチン接種の予約状況、予約体制、接種する母数、65歳以上の高齢の方が何人いて何人予約できたのか。予約ができなかった方は、予約ができなかったのは自分だけじゃないのか、いつになったらできるんだ、そういう不安をお持ちになっているということも聞きました。そのような情報連携の考え、提供の方法、何かありませんでしたか。

そして、2点目です。2点目はDX。

令和2年12月に、自治体DX推進計画が策定されました。DXとは、総務省の資料によると、ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させること、デジタル・トランスフォーメーションの略称です。デジタル・トランスフォーメーションはDTと略されるように感じますが、英語圏ではトランスを省略するときにXと表記することが多いため、トランスフォーメーションがXとなり、DXと表記するようです。

ITの促進、ICT化の加速という言葉、使われてきましたが、DXという言葉にあえて言い換えている意味を考えなければならないと思います。

その中で、行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させること、業務効率化を図り人的資源を行政サービスの向上につなげること、この2つが自治体にまず求められています。

国は2021年1月から2026年3月までを自治体DX推進計画の対象期間とし、自治体の情報システムの標準化や手続のオンライン化、マイナンバーカードの普及促進、AIやRPAの利用促進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底など、重点的に取り組むとしています。

しかし、なぜこの取り組みが必要なのでしょうか。DXによって何を変えるのか。少し先の未来を想像する、その見極めができなければ、導入したとしても無駄な投資になりかねません。ただ、単純にデジタル化するだけでは、通常業務にデジタル化の業務がのしかかり、職員の負担にしかありません。

ITを組み合わせることによって、問題解決の糸口を見つけることがDXと言われる根本だと思います。1問目と共通する捉え方、それをすると人と接する機会をいかに作り出すかということだと思います。部署間の連携が取りやすくなっていれば、今までより時間がつくれるのか。業務内容を効率化できれば、来庁者の方に接する機会をつくれるのか。実際に職員が地域に足を運び、地域の方から話を聞く機会がつくれるのか。システムそのものではなく、そのシステムを導入することにより、どのような波及的な影響が市民にあるのか。そんなイメージを持ちながら、そのイメージを庁内で共有し、取り組んでいかなければならないと思います。

第1期大竹市まちづくり基本計画内にある市民の利便性の向上につながるような行政サービスのデジタル化、とは、どのようなイメージをされていますか。イメージをつくって

いくためには、横断的な体制をつくること。想像、想定するためには、職員のITリテラシーの向上も必要だと思いますが、いかがでしょうか。

以上で、1回目の質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（細川雅子） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。再開は11時ちょうどといたします。

~~~~~○~~~~~

10時51分 休憩

11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長の答弁よりお願ひいたします。

市長。

○市長（入山欣郎） 議員御指摘のとおり、市民の皆さん方は市役所に来られるとき、何らかの不安をお持ちで来られます。そのときのいい印象こそ大切だと思います。御指摘ありがとうございます。

それでは小田上議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、市役所をもっと明るくするために、ソフト面の取り組みに関する御質問にお答えをいたします。

市民の皆様が市役所に来庁される目的は多種多様でございます。来庁者が庁舎の中で迷われることなく、速やかに目的とする窓口へ到達できるよう、これまでも工夫をいたしました。例えば庁舎の入り口には各階の平面案内図を設置し、2階職場では各課の係ごとの窓口へ番号を明示し、何番の窓口です。という案内をさせていただいています。

初めて来られた方にとって、市役所は構造上の課題もあり、迷いやすいというのは議員御指摘のとおりです。毎日勤務している職員では十分認識できていないところもあるかと思ひます。来庁目的に応じて、速やかに窓口へ到達できるよう、案内表示その他の方法について、改めて市民の皆様の視点に立って、検討してまいりたいと考えています。

市民の皆様が不安に思われる理由には、さまざまな行政情報がわかりづらいということもあるように感じています。各担当課においても、できるだけわかりやすい説明、発信に努めてはいますが、よりわかりやすく、また、効果的な情報発信を行えるよう、担当課だけでなく、組織横断的な連携や、市以外の機関・団体との連携などについても、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

また、職員には、明るい挨拶、大きな声で、はいという返事を心がけるよう、事あるごとにお願ひをしています。職員が講師を務めるおおたけカレッジをはじめ、各種研修において、接遇の研修を行っています。

庁内でお困りの方がいらっしゃる場合には、積極的にお声がけをさせていただいていると思ひますが、市民の皆様が不安に感じることがないように、改めて、明るい挨拶、積極的な対応を一層心がけてまいります。

市役所という場所は、市民の皆様からの申請を許可したり、法令に基づいて一方的に義

務を課すところでもあります。案件によっては、お断りさせていただき、御理解を求めるといった厳しい対応も求められます。そのような場合でも、市民の皆様きちんとして御理解いただけるようにするために、市民の皆様への市役所に対する印象、イメージが大切であると考えていますので、そのことを職員全員がしっかりと認識して、今後も業務を行ってまいります。

次に、2点目のDX、デジタル・トランスフォーメーションに関する御質問にお答えをいたします。

昨年12月、国において自治体DX推進計画が策定され、目指すべきデジタル社会のビジョンとして、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会が掲げられ、その実現には住民に身近な行政を担う市区町村の役割が、極めて重要であることが示されました。

また、市区町村においては、自らが担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI（人工知能）などの活用により業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められています。

この国の動きに対し、本市では、本年3月に策定しました第1期大竹市まちづくり基本計画の今後4年間の取組の方針として、市民の利便性の向上につながるような行政サービスのデジタル化など、DXの推進に向けて検討を進めることを定めています。

本市がDXを通じて目指す姿は、国のビジョンと同様に、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会です。

民間では、既にネットバンキング、ネットショッピングができる環境が当たり前になっています。行政の手続においても、インターネットで手続ができる環境を整え、市民の皆様が自らのニーズに合った手法を選べるようになることで、結果的に暮らしやすさ、そして、幸せにつながることをイメージしています。

自治体DX推進計画では、国が主導的に役割を果たしつつ、自治体全体として足並みをそろえて取り組んでいく必要があることが明記されています。自治体によって導入の時期や取り組みの度合いも違いはあるかとは思いますが、基本的には、本市も国の計画に沿って取り組みを進めていきたいと考えています。

なお、1点目の質問にもありました市役所のイメージを変え、市民の皆様の満足度を高めるために、職員がしっかりと市民の皆様と接する時間を生み出す手段としてのDXの活用を御提案いただきました。

一部の自治体では、AIやRPAというソフトウェア型のロボットなどを活用し、人間が手作業で行っている作業を自動化することなどにより、業務の軽減が図られ、それによって空いた時間でそれまでできなかった業務が担えるようになったなどと報道されたケースもあります。

本市では、AI、RPAの導入による職員の業務軽減の取組事例はありませんが、これらの導入・活用を含む事務の効率化・能率化の手法などの検討を進めています。今後、各担当課からの具体的な取り組みの提案があれば、費用対効果などを検証した上で、導入の



是非を決定していきたいと考えています。

また、DXを進める上では、庁内連携や職員の専門知識・能力の向上も欠かせませんので、今後の課題と捉えています。

今後、国においてはデジタル庁が設置され、DX推進のための手順書が示される予定です。本市としても、国や県、他市町の動向を注視し、何をどのような体制で進め、また、どのようなデジタル技術を活用することが最大の効果を得られるのか、市の実情や市民の皆様へのニーズを踏まえて、慎重に見極めながら進めてまいります。

以上で、小田上議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） 御答弁ありがとうございました。

1点目の、明るくするためにというところで、誤解をしてほしくないなと思うのは、今の市役所の職員の対応が悪くて言っているというわけではないということは、最初に言っておきたいと思います。私自身の経験ですが、まだ結婚する前に、今の奥さんと結婚したいなと思って婚姻届を取りに来たときに、窓口で、まだ結婚してくれると奥さんは言っていないんですけど、婚姻届を取りに来て、おめでとうございませと窓口ですごく大きい声で言っていて、実はまだなんです、今から頑張りますみたいな話をした記憶があります。

婚姻届を取りに行ったときにどんな気分だったかなと思うと、人生に数多くある機会じゃないので、どこに行ってもいいかわからなかったと、本当にここで合っているのかなと、そういえば思ったなど。ただ、そのおめでとうございませって言われた一言で、ぱっと明るくなった。帰る足取りは軽くて、その声に背中を押してもらって結婚できたかなと思うところもあります。

大原則のところでは1点伺いたいんですが、市役所業務、先ほど先輩議員の質問でも、職員と市民の心のつながりが大切だと御答弁されてましたけれども、市役所の業務って接客業ですか。そこをまずお願いします。

○議長（細川雅子） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） 市役所の業務が接客業かどうかというところで、ヒアリングでも接客業かどうかというのはお問い合わせいただきましたので、辞書で調べてみました。接客業とは、お客さんのおもてなしをする職業とありました。

おもてなしをすると、おもてなしってよく聞く言葉ですが、そのおもてなしをすることが主目的ではないと思いますので、接客業とは言えないのではないかと考えております。

一方で職業の定義ですけれども、サービス業という区分がございました。このサービス業とは、物品ではなくて効用とか満足とか、そういった形のないものを提供すると規定されておりました。市職員の職業については一般的には公務員と、公務というような区分がございませ。一概にサービス業と一くくりにはできないところもあるんですけども、いわゆる公共サービスという言葉もありますので、サービス業の要素のある職業とは意識しております。

○議長（細川雅子） 小田上議員。

○6番(小田上尚典) ありがとうございます。サービス業ですかって聞いて、サービス業じゃありませんって言われたときに、住民サービスの向上って矛盾するなというところになったんで、あえて接客業ですかと問わせていただきました。接客業ではないと思います。ただ、接客に近いこともしないといけないというところも併せ持っていると思います。

市長の答弁にもありました、厳しい対応もして、時にはお断りをしないといけないと。もちろんそういうところもあると思います。ただ、厳しい対応をしてお断りをするときに、その前段で信頼関係っていうものが出来上がっていると、断られるにも理由があるんだろうとか、市民サイドから腑に落ちるところがあると思うんですね。

その信頼関係っていうのは、日頃からどれだけ会話をしているか、どれだけ市民に共感をしてきているかっていうところだと思うんですけど、じゃあその共感をしてほしいと思ったとき、何が必要なんだろうなと思ったんですが、人と人とが触れ合う機会、これがないと相手が何を考えているかわからないですし、共感できないかなと思います。一番最初、1回目の質問でしたオンライン飲み会とオンライン会議の違いで、オンライン会議で雰囲気をつかろうというのはなかなか難しいんじゃないかなと。コロナ禍においてもやはり人と人とのつながりは必要とされていると思います。

なので今、市長の御答弁であった、一層積極的な対応と言っていたいただきましたが、ただ、見てると業務が煩雑で、多くて、じゃあこれ以上意識してくださいと言っても、もう意識しているよ、手いっぱいだよということもあると思うんですね。正直なところ、まだ玄関で迷っている方を見かけたり、実際に御案内したりとかいうことも、多くはないですけど、私自身もあります。それ、どうやったら解決できそうかなっていうのがありますかね。

○議長(細川雅子) 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長(柿本 剛) まず、市長の答弁の中でも、市役所の庁舎の構造的な課題もあるということで、実は正面玄関は2階と、一方南側の玄関は1階ということで、例えば2階からエレベーターで3階以上に上がって、1階に下りて来られたら南玄関というようなことで、非常に迷いやすい構造であると思います。

ただ、この構造自体は変えられませんので、入り口に、先ほどもありましたけれども案内図を置くと。それからどこの窓口が何番ですよといった、ハード面と言ったら言い過ぎですけども、そういったわかりやすい表示ということにまず努めて、さらに、これも構造的な問題もあるんですが、なかなか2階の職場から一段、玄関側は下がっているものから、なかなか職場から入ってこられた方が見えにくいというような問題もございますので、その辺はどうしようもないというようなところもあるんですけども、できるだけ、先ほども申しましたけれども、迷っていらっしゃる方がいらっしゃるようなそぶりが見えたときには積極的に声をかけていくというようなことで、職員の間で共有していきたいと考えております。

○議長(細川雅子) 小田上議員。

○6番(小田上尚典) ハード面というか、構造的な問題で難しいっていうのはよくわかります。友人とか、1階に着いたよって言われて、2階にいることが多々あります、やっぱり。そこで掲示物で何か示してあげるっていうのも一つの手なんだろうとは思いますが、

もう少し周りを見渡せる余裕が業務の中で生まれてくればいいんじゃないかなと、単純に思います。個別の職員さんの意識が低いとかじゃなくて、見渡せてないんじゃないかなと思います。

実際のところ、不安になられているところも御理解いただいて、課題も感じておられると思うんですけど、その課題を感じる、その課題のを見つけ方というのは、どういう見つけ方をされていますか。不安を抱えているな、市民の方が迷っているなという課題の見つけ方はどうされていますか。

○議長（細川雅子） 総務課長。

○総務課長併任選挙管理委員会事務局長（柿本 剛） まず、明るい挨拶、明るい対応ということですが、どなたにでものべつまくなしに明るく声をかけるっていうのが果たしていかどうかというのは、これはあります。市役所をいろんな事情がある方とか、あるいは思いを持った方も来られますので、明るく挨拶、明るい対応ということは、これは基本中の基本だと思いますが、来られた方の様子を一旦見させていただいて、当然困っている様子であればすぐにお声がけをするんですが、そこでその方に合った対応、明るく声をかけたらいいか、はたまた小さな声で、どうされましたかねという対応をしたほうがいいのかというのは、これは相手のニーズとか思いに沿った対応、それに応じた対応と、声かけといったことができればなと思っております。

○議長（細川雅子） 小田上議員。5回目です。

○6番（小田上尚典） その課題を持たれているっていうところを1回目の市長の答弁でいただいて、その課題があるという認識も持っていていただいていると。じゃあその課題はどうやって見つかったんですかというところを教えてほしいなと思います。課題って、座ってれば見つかるものじゃないと思うんですね。なので、今これが課題だと思っているところを、なぜ課題だと思ったのか。そこを、すみません、お願いします。

○議長（細川雅子） 副市長。

○副市長（太田勲男） 課題をどのようにして見つける、それはあくまでも職員としての、まず、一義的には経験だと思っております。市民の皆さんそれぞれ悩みも思いも、市役所に来られた理由はみんな違います。その中で、職員としての経験がそれぞれの市民の皆さんの気持ちに、いかに寄り添えるかということだと思います。これはあくまでも経験上出てくるものだと思っております。そして、その経験をそれ以外の職員にも広げていく、上司は部下に広げていくのが我々の仕事だと思っております。

構造上の課題については、なかなか解消することはできません。唯一解消できたのが、2階にスロープをつけたことかなと、そのあたりでございます。それはやはり職員同士切磋琢磨して研修していく、また、経験のある上司は部下を育てる、それが大切だと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。

DXのほうに移るんですが、DXに移っても基本的に言いたいことは一緒なんですけれ

ども、先ほど副市長に御答弁いただきましたこの経験を積む場っていうものを、ではどうやってつくっていきましようかというところだと思います。

DXと言っちゃうと、片仮名とアルファベットが並んで何のことやらわからないと、僕自身も思いました。なので配付資料を配付させていただいているんですが、これ千葉県市川市、先進事例でいろいろDXっていうところで調べていく中で、唯一と言っていいぐらいのDX憲章っていうものをつくられています。

ここの表題のところですね。市川市のデジタルトランスフォーメーションとは、デジタル化を進めるだけの取り組みでなく、業務の無駄を削って価値創造にシフトする改革です、と書いてあるんですけど、最初の市川市っていうのは要らないなと思っていて、デジタルトランスフォーメーションって、業務の無駄を削って価値創造にシフトする改革のことを、どこの自治体でも言うんだらうなと思いました。

なので、今まで当たり前のようにやってきて、いわゆるルーチンワーク、また、片仮名ですけど、日常的に決まった作業、やらないといけない作業っていうものに、職員は相当縛られているんじゃないかなと感じます。それをデジタル化して効率化してあげることによって、価値創造、例えば人とのつながり。人とつながることによって、先ほど御答弁いただいた経験を積むことができる。そして、先輩議員の質問でもありました、全庁的に考えることができ、懐の深い人間になれると。

日常的に決まっている業務をこなすだけで懐が深くないっていうのはもう感じておられるからこそ、職員の研修をされたり、いろいろされているんだと思います。ただ、1回目の答弁を伺うと、どうしてもデジタル化することがデジタルトランスフォーメーションなんだというふうに、どうしても聞こえてしまいます。機械化することで効率化されました、その先に何をイメージしていますかっていうことが聞きたいので、電子申請ができるようになって便利になりましたというところでは、ないのかなと。

これ、どういうところをイメージされていますか。この機械化して効率化が進んでいって、どんなイメージを今されているか、教えてください。

○企画財政課長（三井佳和） DXの推進をすることによっての最終的なビジョンであるとか姿というところだろうと思います。

市長の答弁でも申しましたように、あくまでも本市としては国のビジョンにありますように、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会、まさにそこが基本なのかなというところを思っております。正直なところ、その市川市を拝見させていただきますと、業務の無駄を削って価値創造にシフトする改革であるというのをDXとして捉えているというところで、これも我々にとっては一つの大切な視点ではあると思っています。

本市としても、今後どういう形でDXを進めていくかというのは、これからでございます。今回のこの市川市の事例もしっかりと参考にさせていただきまして、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 小田上議員。

○6番(小田上尚典) そうですね、国の指針に従ってというのはもうごもっとも、そのとおりなんです、ただ、総務省が言っているDXの文言です。もう一度、1回目も言いましたけど、繰り返します。

ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でよりよい方向に変化させること、ですね。ICT化することじゃないんですね。ICT化されて、それが浸透していったりよりよい方向に変化すること、変化を求められているので、今、国がこれをやってくださいって挙げている6項目があると思うんですけど、それはあくまでICT化だと思います。

なので、市川市の例も出させていただいたんですけど、その前提に立ったときに、じゃあICT化したらどんなイメージを持てるのかっていうのは、ICT化が何かかわかってないとイメージしづらいですよ。パソコン使える人って何となくすごいなってイメージだと、パソコン使える人なんです、パソコンはこういう文書がつかれますっていうところがわかれば文書をつくれる人がすごいとか、一つ理解が進むと想像できることが増えてくるんですけど、このDXっていう先を想像するために、職員のITリテラシーって言いましたけど、そこも必要になってくると思います。

現状、そういうところを各部署で、ITリテラシーを持っているっていうのはわかりにくいと思いますけど、Word、Excel、ちゃんと使えますよって職員が、どれくらいおられますか。それがわからないと思うので、感覚で結構なので、全然パソコン使えないっていう職員はおられますか。

○議長(細川雅子) 企画財政課長。

○企画財政課長(三井佳和) 職員のパソコンの使用に関してでございます。

かつてはやはりそういう方もおられたと思いますが、現状においては1人1台のパソコンを持って業務に当たっておりますので、全くできないという状況ではないと理解しております。

以上です。

○議長(細川雅子) 小田上議員。

○6番(小田上尚典) ありがとうございます。じゃあ、使えるというところで考えても、第一段階はいいのかなと思います。

それでDXでこのICT化の取り組み、表面的にはいわゆる若者、インターネットで申請ができる、スマートフォンを使える世代が対象に思われがちなんですけど、ここをやって完全な効率化ができる部分、特に市民の関係ないところ、市役所の業務内の仕事で、仮にかなり効率化できるというものがあれば、それは年齢、性別問わずに住民サービスの向上になるんじゃないかなと、行政サービスの向上につながるんじゃないかなと思います。

なので、一義的なところでデジタル化しましたというところで終わってほしくないんですね、この6つやりなさいって国に言われて、取りあえずRPAやりました。RPA、何のことか今、わからない方結構いると思いますけど、もうわからなくていいんですよ。僕はRPA、無条件で導入してほしいとは思ってないんで。

なので本当に要るのか要らないのかの取捨選択をしっかりとできるかどうかで、入れるときに導入したその先のイメージを持ってないと、結局、市民のサービスの向上にならずに、

職員の手間ばかり増えるんじゃないかと。そういうところを、もっとこういうイメージをしていますっていう、いつの日か言語化しないといけないときが来るんじゃないかなと思うんですけど、そういうDXの検討というところでのこれからのプロセスみたいなのは、どう考えられていますか。

○議長（細川雅子） 企画財政課長。

○企画財政課長（三井佳和） 小田上議員の言われることはごもっともでございます。まず、DXというのは状態であり、そして、それを実現するための手段がIC化、もしくはICT化、そういうところの区別をしっかりとつけておかないといけないというところだと思います。

ただ、本市としましては、今の姿勢として、まず、このDXといろいろと言われておりますが、決してトップランナーとして走るというのではなくて、市町の動向をしっかりと注視して、どういうことを優先的に進めていけば業務の効率化が図れるか、市民サービスの向上が図れるか、そこを慎重に見極める必要があると思っております。

まさにRPA、AIを導入することが目的ではないというところなんです。ほかの市町でかなり有効的なものが発見されたり、実績があれば、そこを大竹市において試してやってみる。特に大竹市はほかの市町に比べて人口も少ない、効果も少ないという状況でございますので、余計そういう段階が必要なのかなと思っております。そういう意味ではしっかりと庁内全体として、そういった考えで検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 小田上議員。5回目です。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。最終的なイメージを持っていただいて、そこに向かっていかないと、日頃からのアンテナというか気にかける方向っていうのが、職員の中でも定まってこないんじゃないかなと思います。

結局これで何が言いたいかというと、ずっと言っているのは、人と人がつながる時間をつくってほしいということですね。市民の方に信頼してもらえる、共感を持ってもらえる、本当に心のつながりをつくるために、時間をいかにしてつくるか。どれだけサービスを向上できるかというところ、そこで考えていただければ、何か導入するというときも、よりよくなるんじゃないかなと思います。

なので、これは本当に大竹市まちづくり基本構想の8つの幸せって言われた、多くの幸せっていう御答弁ありましたけど、本当にそこにつながっていくんだっていう、30年後の未来を想像しながら方向を定めていただきたいなと思います。これが本当に年齢層狭い、性別狭いとか、そういうものにならずに、全体、本当にサービスがよくなるというところを想像してほしいなと思います。

本当にDXっていう、とっつきにくい言葉でしかないんですけど、結局そのデジタルを通して人との接し方を考えるいいきっかけ、このコロナ禍の中で強く進められてきた部分もあります、そこをもうきっかけにして進めていかないといけないのかなと思います。

今までずっと人を大切にしてくられた入山市長のお話を伺うとき、本当に先輩方のお話から、ずっと人、大竹市民を大切にされていますんで、そのイメージをしっかりと持ちなが

ら、DXを進めていただけたらなと思います。

抽象的な話が多くなりましたが、人と接する機会、触れ合う機会を増やしてほしいなというところで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて、7番、賀屋幸治議員。

○7番（賀屋幸治） それでは新和会の賀屋でございます。一般質問をさせていただきます。

通告書に沿ってですけれども、大竹地区の浸水対策についてという質問でございます。

今年の梅雨入りは例年より3週間ぐらい早く始まり、その分、降水量は例年よりも多くなると予想されております。また、近年では梅雨前線とともに前線上に線状降水帯が発生し、各地で記録的な集中豪雨により、大きな被害をもたらしております。

大竹地区の雨水排水対策について、昨年11月16日に大竹地区14自治会から、大竹地区雨水排水対策及び新町雨水排水ポンプ場設置の早期実現の陳情書が提出されました。12月17日の本会議で、陳情は採択をされております。

併せて市長宛てに同じ陳情書が出されておりますけれども、この回答が12月23日になされております。この中身は陳情の意をくんだ誠意ある内容のものもあったかと思いますが、陳情者が望む早期実現に向けたロードマップが示されなかったことは、不満が残るところではないかなと思います。

特に現計画では、大竹2号雨水幹線水路の大竹小学校と大竹中学校の間に横断陸橋がございますが、その付近から30%の水路の流量を分水をして、バイパス管路で新町ポンプ場のほうへ導くという計画でございまして、そのために新設道路、これは幅が9メートルで延長が480メートルでございますけれども、これが必要で、この道路計画は平成28年度に、（仮称）新町白石線道路概略検討業務委託として発注をされ、道路整備計画が検討されております。

しかし、いつから道路事業に着手するのか、道路の用地買収はいつ頃になるのか。もう既に4年も経過しているのですが、いまだその道路整備の話は、何も説明はございません。前向きな回答としては、幹線雨水水路の現状調査と機能改善について、下水道管等で水路の流れを阻害しているような場所について調査を行い、改修できる部分に対応していくという回答もありました。

早速、令和3年度当初予算に、新町一丁目管渠改築更新設計業務の委託料1,000万円が計上されたことは、陳情者の意をくみ、御理解いただいたものと感謝し、併せて大きな期待を寄せているところでございます。

この場所は昨年10月28日に、生活環境委員会で市内水路の現地視察でも確認をしていますが、水路断面内を昭和40年代に施工された下水道管が横断しており、水路の半分近くを阻害しているもので、今まで改修事業はされてこなかった場所でございます。今後の調査において早急な改修が図られれば、水路の流下能力が大きく改善され、上流域での浸水が軽減されるものと期待をしております。

そこで1点目の質問ですが、現状の水路、先ほどの大竹2号雨水幹線水路の現在の流下能力、流量と改修後の流下能力は、幾らになりますか、改善されますか。流量と、あるいはまた改善率でお答えいただきたいと思います。

次に、2点目として、現計画では大竹2号雨水幹線水路から30%分水し、新町雨水排水ポンプ場に流入させることになっていますが、この30%の流量とは幾らなんですか。毎分流量でお答えください。

次に、3点目として、新町雨水排水ポンプ場の事業用地1,870平方メートルのうち、平成4年度に714平方メートルを取得していますが、未買収部分の残り1,166平方メートルの取得見込みをお答えください。

以上の内容については、陳情書の提出により状況が進展したものもございます。先ほどの水路の障害下水管の調査とかあるんですが、今までも議会内では大竹地区雨水排水対策として、多くの議員の皆さんが声を発しておられます。しかし、現計画では、バイパス管路の道路用地やポンプ場用地の買収をはじめ、全体事業の工程計画は不透明でございます。

市長は以前から、30年かけても一步一步進めていくと言っておられますが、浸水被害を受けている地域の皆さんは納得されておられません。昨年の議会報告会では、この問題で紛糾し、議会に対して厳しい評価が下されました。

そこで提案なんですけど、大竹地区の雨水浸水対策として、新町雨水排水ポンプ場の計画は平成26年度以前の当初計画に戻して、既設の水路、これは大竹1号雨水幹線ですけども、この流量分だけをポンプで小瀬川に排水し、大竹2号雨水幹線水路の改善が図られても、幾分か分水が必要であれば、これは先ほどの水路断面を障害している部分を解消して、それでもなおかつその30%ではなくて何%か分水をする必要があるということが判明すれば、その流量だけでも、新町ポンプ場のほうへ流すのではなく、すぐそばに大竹中学校のグラウンドがありますんで、そのグラウンドの下に地下式の雨水貯留施設、調整池ですね、これを設けて、一時的に貯めて浸水被害の軽減を図るという方法はあると思うんですが、この地下式雨水貯留施設は、既設排水路で対応できなくなった都市部の浸水対策として各地で取り組まれており、隣の岩国市においても、麻里布中学校グラウンドの地下に平成26年度から平成30年度にかけ、容量が4,300立方メートルの調整池を整備されております。事業費は約9億5,000万円余りということをお聞きしております。

大竹中学校グラウンドに地下式調整池を整備するのであれば、新たな用地買収も不要で、上部は今までどおりグラウンドとして使用できます。また、浸水対策として、国の国土強靱化計画に沿った有利な事業メニューもあるのではないのでしょうか。

以上、3点の質問。1番目が大竹2号雨水幹線水路の現状の流下能力と改修後の流下能力、2番目が大竹2号雨水幹線からの30%分流の流量、3番目が新町雨水排水ポンプ場未買収事業用地の取得見込み。それと先ほどの大竹中学校グラウンドに地下式雨水貯留施設、調整池ですけども、これの整備をしてはどうかという提案でございます。

以上、1回目の質問を終わります。御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（細川雅子） 入山市長。

○市長（入山欣郎） 大竹地区の内水浸水対策につきまして、議員の経験から御質問と御提案をいただきました。ありがとうございます。

大竹市のまちは昭和26年のルース台風での河川氾濫以来、先輩の皆様方が皆様の安全を守るために、堤防のコンクリート化、ダム建設、そして、急傾斜地等、命に関わる優先度



の高いものから努力を重ねて、これまで取り組んできてくださいました。

今、本格的な内水対策につきましては、まだまだ緒に就いたばかりでございます。時間がかかろうかとは思いますが、より確実な形で実現してまいりたいと考えております。

それでは、賀屋議員の大竹地区の浸水対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の、新町一丁目地内の大竹2号雨水幹線水路内の下水道支障管の影響についてでございます。

支障管がある箇所の水路断面と支障管がない箇所の水路断面で、流下能力を単純に比較いたしますと、支障管がない場合、1秒間で約1.5立方メートル、約4割程度流下能力が向上する計算となります。部分的な改善は望めますが、当該水路上流を含めた全体で考えますと、流下能力が向上し、より多くの水を流すことができるようになるものではないと考えています。

2点目の、大竹小・中学校付近から新町雨水排水ポンプ場側へ30%分水して流す計画についてです。大竹小・中学校前の水路を流下してくる水の30%分を、新町雨水排水ポンプ場側へ流す計画としている理由は、大竹2号雨水幹線水路下流域の浸水発生箇所への雨水負荷量を軽減するため、この水の一部を大竹1号雨水幹線水路側に流して、排水ポンプにより小瀬川に排水しようとするものです。

現在の下水道認可計画の水理計算上では、1秒間に約0.6立方メートル弱、毎分約36立方メートル程度を、新町雨水排水ポンプ場側の大竹1号雨水幹線水路に流す計画になっています。

3点目の、新町雨水排水ポンプ場用地の買収時期の見込みについてです。

現時点で、残りの事業用地の買収をいつ行う予定であるか、明言できる状況にはございません。新町雨水排水ポンプ場などの整備に必要な事業費については、用地買収費も含め、国の交付金や補助金を充当できる部分に、活用していきたいと考えていますが、詳細な整備計画が定まっていないため、しばらく時間が必要と考えています。

最後に、地下式の雨水貯留施設の整備についてです。

全国的にも市街地においては、都市化の進展などにより雨水の浸透面積が減少し、雨水の流出量の増大とともに、短時間で雨水が流出するようになってきています。このため、河川や水路の改修、下水道の整備により雨水を支障なく排除する対策や、雨水流出量を減少させる対策により、効率的・効果的に浸水対策を進めていくことが求められています。

国においては、雨水貯留施設の整備などのハード対策に加え、内水ハザードマップの公表などのソフト対策及び、それを基にした地域住民の自助などを組み合わせて行う総合的な浸水対策事業が、国の交付金対象とされています。

議員から御提案いただきました、道路整備を不要とすることに着目した、雨水貯留施設の整備ですが、大きな貯留池で一時的に貯留することにより、大雨時のピーク流出量の削減が見込まれ、浸水被害の軽減につながる方法の一つと思われます。

しかし、浸水対策は、雨水の流出量を水路やポンプ場などにより、支障なく排水することが基本であり、本市としては、時間はかかりますが浸水対策の基本に従い、引き続き新町雨水排水ポンプ場とこれに至る水路などの整備による雨水排水対策を主体として進めて

いきたいと考えています。

以上で、賀屋議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩いたします。再開は13時ちょうどといたします。

~~~~~○~~~~~

1 1時52分 休憩

1 3時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中は暑かったようですので、エアコンの温度を下げさせましたが、なお暑い方は上着を取っていただいて結構ですので、対処のほうをお願いいたします。

賀屋議員の2回目の質問から始めます。

賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 御答弁ありがとうございました。

休憩を挟んだので、間が抜けたような状況になりましたけれども、先ほどの1番と2番の御答弁ですね。大竹2号雨水幹線水路の現状の流下能力、それと改修後の流下能力が、改修後で毎秒約1.5立方メートルですね。そして、幾ら能力が上がるんかということでは、約4割能力が上がるということですので、現状で逆算しますと、毎秒約0.9立方メートルの流下能力があると。それが改修をされることによって1.5立方メートルに上がると。つまりその差が毎秒約0.6立方メートル向上するということかと思えます。

この0.6立方メートルというのは、2点目の答弁にありました、30%の分水が0.6立方メートルとありましたので、これと合致すると。つまり新町一丁目の水路に支障している下水道の管が、これは先ほどにもありました、生活環境委員会で視察もしていますが、去年の12月定例会一般質問で日域議員のほうからも指摘がされて、資料として写真もついておりましたけれども、こういう状況ですので、これが大体この支障物をのけると約4割向上すると。それでその約4割向上する部分、逆に言えば約4割支障になって流れないで、上流側で大竹2号幹線水路から30%の分水が必要であると。つまり0.6立方メートル流れなくなってるんで、上流で0.6立方メートル、新町ポンプ場のほうへ流すんだという形で計画変更をされているのかなということだと思えるんですけども、そうすると一つ、この0.6立方メートルのこの水路の改修ですね。これは今年度、先ほど言いました1,000万円の設計業務の委託料がついてますけれども、今から調査して実際に改修工事が完了するのはどれぐらいの期間がかかりますかねと。2年後ですか、3年後ですかということを1回お聞きしたいんですけども。

それと、そういう形で改修されると、当然支障になっていた毎秒0.6立方メートルのものが新町ポンプ場に30%分流さなくてもよくなるということは、あそこで分水しなくていいということになりますから、バイパス管も必要なくなるんじゃないかと。バイパス管が必要なくなれば、当然そのための道路事業もしなくていい、つまり既設の、現状の水路、流れている大竹1号幹線の水路をそのままポンプ場をつくってこちらに出せばいいという

ことになるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりどのように、改修がされた後にどう計画が変わってくるのか、それとも変わらないのか、その辺の考え方を確認したいんですが。お願いします。

○議長（細川雅子） 上下水道局工務課長。

○上下水道局工務課長（中司和彦） まず、今の支障管の移設時期になりますけど、今年度、検討で設計をやりたいとは思ってますけれども、まだ工事がどういった規模になるかわかりませんので、工事期間がどれぐらいかかるか。まず、移設ができるかというのを検討しないといけませんから、今時点ではどれぐらい期間がかかるかっていうのはわかりません。

30%分水をする量が、支障管を撤去することによって不要になるんじゃないかということでございますけれども、流量計算上は水路断面を阻害、今、水路断面が4割ぐらい小さくなっているんですけども、それは一部ということで、支障管による阻害要因を見込んでも、2号雨水幹線を流下する水の量が変わるというわけではございません。

水路全体の断面が4割大きくなれば、流れる量は増えるということなんですけれども、部分的な話なので、2号雨水幹線水路全体が今よりもたくさん流れるということではございません。流れてくる量は変わらないということでございます。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） ただいまの御説明は非常に理解しにくいんですけども、今、水路に支障物があって、言わば暗渠になっている中に堰をしているような状況で、先ほど言いましたように、日域議員が下へ潜って写真を撮っていただいた資料があるんですけども、これを見る限りでは、やっぱり断面が半分ぐらい小さくなって、なおかつ堰をしているような状況になっているわけですね。

それを取っても流量は4割向上するけれども、流れる量は変わらんという意味が、理解できないんですが。暗渠になってますから、当然今上流からこの満管流量になるような雨が降ったときに、当然その支障したものに対して流量は、取ってしまえば4割ほどよく流れるようになるというような理解もできるんですけども、上流域に対して影響がないと。30%の分水は変わらないという判断をされておるといことなんでしょうかね。その辺もう一回、理解できるように説明を願いたいんですが。

通常、川ですよ、水路でも川でも、例えば井堰にしてもあるいは幹線水路にしても、昔はその水路に堰をして、そこからかんがい用水路の水を取っておったと。それで、それは堰をすることによって上流側が水位が上がって、それから水を引くという形ですから、堰を取ってしまえば当然水も引けない、逆に言えばその水位が下がってしまうわけですから、それだけ流れるということなんですけども、今の話では、流れるけれども流量は変わらんという、影響しないということ自体が、理屈に合わないんじゃないかなと思うんです。

仮に今、流量計算上いろんな要素があるんで、その約4割という改善流量が実際にどれだけ上流に影響が少なくなるかというのは、実際やってみないとわからん部分があると思うんです。それは上流の断面も狭いところもあり、また、勾配も一定でないということもあるでしょう。仮にそうであっても、先ほどの30%、今、計画上は大竹2号雨水幹線水路から30%を新町に流すという、この流量は毎秒約0.6立方メートル、毎分約36立方メー

ル、1時間で約2,160立方メートルですよね。その約2,160立方メートル、時間当たりそのオーダーの水を一時的に調整池で貯留をすれば、ピーク時のその浸水対策はできるんじゃないかなと思うんですが、先ほど紹介させていただきましたけれども、岩国市の、麻里布中学校の中の地下式の貯留施設、調整池ですけれども、これのボリュームが、容量が4,300立方メートルなんです。これは1回、議会としても現地の視察をしたいので、行ってみたいと思いますけれども、この4,300立方メートルの施設、これは設計降雨強度が10年確率の53ミリメートルで設計をされております。

大竹市の場合は7年確率の49.7ミリメートルですけれども、それよりも一段レベルの高い確率で設計をされとるわけですけれども、これでさえ約10億円あればできるということなんで、おまけにこの麻里布中学校のグラウンドの中に、これは用地買収も必要ないでしょうし、大竹市だって大竹中学校のグラウンドの中にやれば用地費もかかりませんし、スケジュール的に予算配分の中で進めていける。つまりいつできるかわからない計画を待つよりも、主導的にこの調整池の整備をすることによって、浸水対策が早くできる、そういう方法があるんじゃないでしょうかというのを今、提案を申し上げておるんであって、先ほど市長の答弁では、粛々と基本の整備計画に基づいてやっていくんだというお話でございましたけれども、その粛々とやっていくのが、大竹市の場合非常に時間がかかる。他市でも同じような状況のところは時間がかかるからこそ調整池を整備をして、浸水対策をやっている。また、国のほうも、そのメニューを持っておるわけですね。

さっき紹介しました、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策における整備一覧というのがあるんですが、これは国土強靱化計画は、この5か年というのはこの令和3年から令和7年までの5か年ですけれども、現在あるのは、この3か年緊急対策というのがあります。それで、それも併せて、国のほうは早くからその国土強靱化のための施策を打っているわけですけれども、これの中に流域治水対策、これ下水道の分野に合わせておくんですけれども、ここにいわゆる雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地域等において再度災害を防止し、あるいは軽減するために、浸水調整池を整備するというメニューがちゃんとこしらえてあるんです。そういったものを十分活用していただければ、予算面でもクリアできるんじゃないかと。

大体、ぼちぼちやると言っても、基本的な整備をすと言っても、大竹市の場合ほとんど今ある水路はかんがい用水路です。そのかんがい用水路に家が建ち、あるいは道ができということで、今この水路の必要断面を確保しようと思えば道路を広げないといけない、あるいは家を立ち退かせなければいけないというんで、実際問題その水路の本来の下水道計画に基づく断面確保というのは、非常に難しい状況ではないかと。そのためにずっと今までも手がつけられない。

一部栄町では、さかえ公園の周りで、水路の整備を下水道事業の計画に合わせて進められておりますけれども、ああいう形で全区域をやっていくというのはなかなか、それこそここにおる方皆さんこの世にはいない状況でも、まだ片がついてないんじゃないかなと思いますけれども、それぐらい長期的な計画になってくるので、それを待ってくださいねというのは、酷なんじゃないかなと。

今年もまた梅雨の末期で、冒頭に言いましたように線状降水帯が大竹市にかかるかもわかりません。そのときにはまた浸水被害、床上浸水まであるかもわかりません。そういう状況が毎年、梅雨だけじゃなしに台風の時期もですけれども、毎年その特定の地域にずっと起こっている。それも何十年もです。それを何ら改善もしない、放置をしている。

だからこそ地域の住民の方は、陳情書を出してきとるわけですね。やはりその辺の趣旨をよく理解して、早く何かの形で対策を打つ。それは肅々と水路の改修あるいはポンプ場の整備というのはその計画に合わせてやられればいいと思うんですが、いつになるかわからんということじゃなしに、取りあえず浸水対策として、さっき言いました調整池の整備というメニューもあるんですから、そこら辺に取り組みでみると。そういうことが必要じゃないかなと思うんですよね。

新町ポンプ場の整備については、今までも説明しましたように、バイパス管が必要だから道をつくる。では道をつくるもう一つの効果としては、新町三丁目の未利用地の利活用を図りたいということがある、それはよく理解できます。

しかし、その道をつくるまではポンプ場もできないし、雨水対策もできないというんでは、とてもじゃないけれども、浸水被害に遭われている地域の方は本当に納得できてない。道は道でまた本当に今のルートがベストなのか、道の整備については道路事業ですから、これはまた別の観点から計画をされればいいんじゃないかなと思うんですね。

ということで、長くなりましたけれども、先ほどのお答えをいただきたいんですが、いいですか。

○議長（細川雅子） 上下水道局工務課長。

○上下水道局工務課長（中司和彦） すみません、なかなか納得してもらえるように説明するのが難しいんですけれども、水路断面内の下水の支障管があることによって、堰上げ効果で上流側の水位っていうのは上がるんですね。ただ、それが水路をずっと遡って行って、大竹小学校とか中学校のほうまで影響するのではないということで、支障管によって、先ほど言いましたように4割程度水路断面を阻害しているわけですが、仮に撤去ができ、流水の阻害要因が解消できたとしても、先ほども言いましたけれども、水路断面が、上流が全部4割能力が改善されるわけではないので、流れる量は一緒ということですね。断面が全体的に4割能力が上がれば、流れる量は増えるんだろうと思います。

上流から流れてくる水っていうのは、全量が下流側に向けて流れていこうとしています。それで水路の中に流れを妨げるのがあると、その上流側では水位が上がる、また、場合によってはあふれてしまうということがあります。

この支障物をのけると、水はあふれずに円滑に流れるようになるわけですが、上流側から流れてくる水の量は同じということで、上流側の断面を改善、大きくしないと流れる量が増えるということではないということでございます。

30%の分水量ですかね、それが約2,200立方メートルぐらいなので、それは雨水調整池を整備すれば分水もしなくていいんじゃないかということでございますけれども、雨水の貯留池導入に当たっては、雨水の総量とか雨水の流出量をどの程度低減させるか設定した上で、時間的変化による雨水の流出量を算出して、雨水貯留池の容量を算定しないといけ

ないとなっております、今回の場合、分水量の30%相当の貯留量を確保すればいいのかということについてはまだ算定できてなくて、2,200立方メートルでいいのかどうかというのはお答えができません。

提案として雨水調整池を整備すればいいんじゃないかという御提案でございます。先ほどの答弁にもありましたけれども、雨水排水とか浸水対策っていうのは、流れてきた雨水を、管渠とかポンプで支障なく河川等へ排出するということが基本になります。雨水貯留施設などの雨水流出抑制施設というのは、こういった管渠とかポンプ施設を補完する施設として位置づけをするということでございますので、まずは今の計画、雨水管渠とか排水ポンプ場の整備に向けて計画を進めていった上で、その上で用地の制約であるとか排水能力等の問題があれば、雨水流出抑制施設の整備と雨水貯留池の整備というのも、方法の一つとして検討材料になるのかなとは思っています。

以上です。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） ありがとうございます。

検討の1つということで提案をさせてもらっていますから、それが早期実現というか、目的は浸水対策ですから、その浸水対策のために何が一番早くできるのかということを考えてときには、私はこの調整池の設置ではないかなと考えているわけですので、先ほど言いましたように、他市でも既設の水路であるとかポンプ場排水施設であるとか、そういったものに手をつけてもなかなか間に合わないから、だから一番手っ取り早く浸水対策として調整池、また、地下式の調整池ですね、上部を有効に使うということもできますので、そういう事業の展開があらこちらでもされている、それをまた国は支援をしていると、補助しているということでございますので、これを、この先ほど言いました国土強靱化計画に沿って、国の支援を早急にいただけるように取り組んでいただきたいと思うんですけども、さりとて今課長が言われましたように、大変な作業になるでしょうし、今の状況ですぐに取り組むというのも難しい面はあるかもしれません。それはよく理解しております。

そういったせつかくの機会ですから、取り組んでいくためにどういうものが必要なのか。今の人員でできないということであれば、そのあたりも含めて体制を整えていただいて、早期にその実現が図れるように。これはやる気の問題なんですよね。やる気があればできると思うんです。やる気がない、やる気はないわけではないけれども優先順位が低いという表現もされますけれども、優先順位は、私は決して低くはないと思うんです。

それは毎日この時期になると雨の対策、どこまで雨が降るのかなという心配をして、心配というのは安心の反対ですよね。安全でないから心配をするんです。安心・安全なまちづくりじゃないんです。少なくとも大竹地区の14自治会の皆さんは、安心・安全なまちづくりを早くしてほしいという、そういう思いで陳情を出されているんです。それをやはりしっかり組み込んでいただきたいと思います。

最後になりますけれども、市長にもう一度そのあたりの、やる気があるかないかの御返事をいただきたいと思います。

○議長（細川雅子） 入山市長。

○市長（入山欣郎） 議員が御担当のときにやってほしいということをお伝えをしたというふうに、自分は記憶をいたしております。

先ほども最初に申し上げましたように、大竹市のまちは70年前大きな被害を受けたルース台風以降、先人たちが住宅地の堤防を全部コンクリートで固める、そして、小瀬川ダムをつくり上げる、弥栄ダムをつくり上げる、そして、危険な急傾斜地については既に95%、今は後原と阿多田島でやっている、そういう状況で、人命に関わる重要な工事については営々と続けている状況でございます。

そして、内水、雨水の氾濫については、やっとならに就いたばかりでございます。当然早くにやりたいという中で、財政的なバランス、市全体の優先順位を決める中で、支出ができるかどうか、そのこともちゃんと勘案をしながらやるべきことでございます。

やりたい気持ち、本当に持っております。ただ、民地の問題等、いろんな支障物件があったりするために進んでおりません。ただ、先ほど議員がおっしゃられたとおり、財政的にも十分にやれる体制が取れたときには、違うルートででも、切り替えてでもやる可能性はあるわけでございます。

まず、水というのは、下流側から整備していくのが本来でございます。緊急の場合で、今回は途中から分水してポンプで一気に出してしまおうという、大変厳しい状況の中の懸案事項でございますので、これは今まで先輩方が決めてこられたことについてはまずそれを第一に考え、それによって支障がある場合は総合的に、今御提案をいただいた調整池等、いろんなあらゆる方法で考えていくべきだと思っておりますので、この懸案事項については大変重要な問題だと私自身も認識しておりますので、進めていきたいと思っております。どうか御理解をいただきたいと思っております。

○議長（細川雅子） 賀屋議員。5回目です。

○7番（賀屋幸治） 基本的なスタンスは進めていくということで、これも我々も議員も含めて、よく理解はさせてもらっています。

しかし問題は、いつできるんかということでございます。これを地元14自治会の皆さんは非常に期待をしとるわけございまして、その約束、全く先が見えない話をいつまでもしても、実際に年を取るばかりです。

先ほど提案させてもらっていました地下式の雨水調整池、これは先ほどから言いますように、やろうとすれば独自に用地を買う必要はありませんので、中学校の中に整備をすればいいということで、やる気になればすぐにでも取りかかれる。すぐにとっても来年からやるというわけにはいかないかもわかりませんが、そういういわゆる浸水対策に差し迫った事業として取り組みをお願いをしたいということでございますので、ぜひとも御理解いただいて、検討をすると課長には言っていたいただきましたけれども、前向きに進めていただきたいと思っております。そのためにまた、さっきありましたように人が足りないということもあるでしょうから、その辺も含めて市全体で配慮していただきたいと思っております。

今日はたくさんの地元の傍聴者が、自治会長さんをはじめ来られておりますけれども、言い足りない部分はあるかと思っておりますけれども、真剣に陳情の回答を履行していただいて、

先ほどの提案の事業も検討していただきますようお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて、3番、原田議員。

○3番（原田孝徳） 3番、くろがねの原田でございます。

早速ですが、市営住宅のガス料金と保安についてと、それから公民館の清掃委託料について質問をさせていただきます。

まず、市営住宅のガス料金と保安についてであります。この問題を考えるに当たりまして、公営住宅法とそれから市営住宅における、言わば現代社会におけるとも言える2つの問題を前提として、少し話を進めていきたいと思っております。

公営住宅法の第1章総則の第1条のほうに、この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする、とあります。

2つの問題の1つは、高齢化です。市営住宅も例外ではなく、入居者の名義人の約72%が60歳以上ということで、民間の集合住宅と比較しても、それは非常に顕著であります。さらに、昨年12月の一般質問で地域福祉について取り上げましたが、その大きな問題点でもあります自治会組織の脆弱化、人とのつながりの希薄化、これもまた、高齢化と同様深刻な問題であると思っております。低額所得者のための住宅であること、入居者の高齢化が顕著であり、組織の脆弱化、人とのつながりの希薄化といった問題は、ある意味市営住宅特有の問題であるとも言えるかもしれません。

そこで、以前にも問題となりました市営住宅のガスの料金と保安について取り上げますが、当時この問題を一般質問で取り上げたのが会派の先輩議員でしたが、あれからガスの自由化であるとか市営住宅御園団地6号棟の建設などもありまして、時間も経過をしておりますので、ここで改めて質問をさせていただきます。

まず、ガスの料金についてでございますが、今回改めてガス料金の違いを調査してみました。例えば8立方メートルという単位で比較しますと、最大で約2,500円、正確に言いますと2,521円なんです。それぐらいの違いがありました。ガス料金は当然家賃に上乘せされるわけで、低額所得者にとってこの約2,500円という金額は大変大きな金額であると思っております。

確かに料金につきましては入居者それぞれが使用するガスの量が違うため、一律にそれだけ違うということは当てはまらないかもしれませんが、ただ、それでもこれだけ大きな差があるということは、公平性に欠けるという議論も否定はできないのではないかと思います。

市営住宅には、先に述べたとおり低額所得者であるとか高齢者、また、生活保護を受給されている方など、社会的弱者と言われる方も多く入居されておまして、この方々のほとんどが住宅によりガスの料金が違うという事実を、市が管理しているという安心感もあり、知らなかったでしょうし、個人の選択の権利もないということですから、悪く言えば契約は半強制的と言えるかもしれません。



そして、たとえその事実を知ったとしても違う住宅に移り住むことはできませんし、業者を変えたいと思っても、現状では入居者全員の同意が必要だということで、市営住宅特有の問題もあり、ガス業者を変えることは実質不可能に近く、このような対等でない制度はあまりに不平等であり、そのような方々に寄り添う姿勢が感じられないのは非常に残念でなりません。

ここまでは料金について述べましたが、同時に保安についても、住宅により公平性に欠けるのではないかと考えております。そのような疑問を抱きましたのは、6号棟の業者が公募により決められ、その基準の中に保安という項目があったからです。ガスだけに限らずどの業界におきましても、デジタル化や技術革新あるいは企業努力によって、10年や20年前と比較しますと、その発展は目覚ましいものがあると思います。つまりガスの保安についても、計器類や管理システムなどが大きく変わっていると思われるため、当然新しい住宅と古いものとは基準が違い、同一のサービスを受けることができず、安全面に大きな差ができていないかということが想像されます。

そこで問います。料金が公平性に欠けているという議論もそうですが、保安についても住宅により違いが生じていると、入居者の生命・財産を脅かすおそれがあるため、これは福祉的な問題でもあると思われるので、それを是正し公平性を確保することが最後のセーフティーネットとしての市の役割と考えるのですが、いかがでしょうか。

続いて、公民館の清掃業務委託料についてですけれども、今年の予算特別委員会で、玖波公民館と栄公民館の清掃料が111万8,000円であることについて疑問を抱き、質問をしました。

というのは、私は平成10年からですから、今から20年少し前になりますけれども、3年ほど栄公民館で勤務した経験があり、その当時も清掃の方がいましたが、実働としては2時間か、それよりももう少し少ない時間だったと記憶をしております。

もちろん20年余り前と今とでは環境や清掃に対する考え方の違いはあるかもしれませんが、公民館の大きさやレイアウトが変わったわけではありませんので、それほど清掃にかかる時間は変わらないと思うのですが、そうだとすると、1日に2時間程度の業務で年間100万円を超える金額になるというのは、よほど公民館の清掃にハイクオリティーなものを求めているとかそういうことでないと、現場にいた者として想像がつかない、この金額に至る想像がつかないというのが実感です。

公民館の清掃は基本的に清掃を専門とする方がいる以上、その方が基本となりするべきものと思いますが、当然それだけでは不十分であるため、職員も玄関やエントランス、使用後の部屋の清掃、簡単な清掃などはしないといけないでしょうし、当然私は当時しておりましたし、今もそれは変わってないのではないかと思います。そして、もちろん利用された方が、来たときよりも美しく、次に利用される方に気持ちよく使っていただけるようきれいにして帰るといというのは、これもまた今も昔も変わらないルールであると思います。

つまり、この三者がそれぞれ自分たちの役割を果たせば、日常清掃はさらに短い時間でできると思いますし、どんなに多く見積もっても1時間半か2時間半が適正な時間であるというのが私の見解です。

そこで問います。公民館における日常清掃の適正時間は、私は2時間程度と算定しました。それは現場での経験からも明らかだと思いますし、決して大きく間違っていないと考えております。だとしたらなぜ111万8,000円という金額になるのか、公民館の委託の経緯と併せてその算定の根拠を提示し、説明していただけますでしょうか。よろしく願いをいたします。

質問は以上です。

○議長（細川雅子） 市長。

○市長（入山欣郎） 私ども行政に携わる者は、職員共々公正であるかどうか、公平であるかどうか、そのことを常に意識するようにいたしております。職員が互いに声を掛け合ひまして、意識を高く持っておきたいと考えております。御質問ありがとうございます。

それでは原田議員の御質問にお答えいたします。

2点目の公民館の清掃委託料については、後ほど教育長が答弁いたします。

1点目の、市営住宅のガス料金と保安についてでございます。

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としているものであり、本市でも公営住宅法などに基づき、管理・運営を行っています。また、公平性の観点から、どの市営住宅に入居しても同様のサービスを受けることができますよう努めています。

その上でまず、市営住宅のガス料金ですが、一般的な商品と同じように自由な料金制であるため、ガスの仕入価格、配送コスト、保安サービス、消費量、さらに地域での競争などにより、地域によって価格差が生じていることは認識しています。

ガスの価格差については、平成30年陳情第1号において、議員の皆様の議論があったところでございます。この議論の中で、ガスの供給については、ガス事業者と入居者個人の間の契約であり、ガス事業者の変更については市が関与すべきでないことから、入居者の総意と責任において行っていただく必要があるという結論になり、現在もこの考えに沿って対応しています。

次に、各市営住宅のガスの保安についてでございますが、ガス事業法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、ガス事業者が販売契約を結んでいる一般消費者などに対して、供給設備の点検や緊急時対応などの保安業務を行う義務があります。保安体制や安全装置はガス事業者によって相違がありますが、保安面につきましても、入居者の方からガス事業者に対し直接説明を求めていただくものと考えています。

なお、平成29年度に整備した市営住宅御園団地6号棟のガス事業者は公募しており、入居開始時に速やかにガスを供給できるよう、完成時に予測されるガス料金や保安体制などの提案を総合的に評価し、選定しています。

最後に、ガスに関することは、引き続きガス事業者の責務で管理運営していただくこととなりますが、市としても、指定管理者とともに、入居者が暮らしやすい施設の整備・改修や適切な管理運営に努めてまいります。

以上で、原田議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、公民館の清掃委託料についてお答えをいたします。

公民館は、生涯学習グループや地域の諸団体などがさまざまな活動を行う場として、また、それらの活動を通じて、誰もが気軽にまなぶ、つどう、むすぶことができる場としての役割を担っております。

今回御質問のございました玖波と栄の公民館は、共に建築から40年が経過をしており、施設の老朽化が顕著となってきておりますが、玖波公民館は年間約2万8,000人、栄公民館は年間約1万3,000人の利用者がおり、地域に親しまれる生涯学習活動の中心的な場所として活用をされております。

まず、公民館などの各施設の清掃業務においては、特段速さを求めているのではなく、利用者の方が不快な思いにならないよう、清潔に保たれていることを条件として委託をしております。

また、2時間程度でできるのではないかとの御指摘でございますが、議員がおっしゃった20年前は清掃専門業者に委託をしており、その社員が行う作業速度と、現在、委託をしておりますシルバー人材センターの会員の方が行う作業速度では、時間差が生じてくるのは当然のことと考えております。

現在、シルバー人材センターを通じて清掃業務に従事していただいている高齢者の皆様からは、気力、体力が続く限り、公民館をきれいにしたいという思いで働いていると伺っております。

また、教育委員会としても、高齢者の社会参画や社会的役割の持続は、健康寿命を延ばす、いわゆる生きがいとしての役割も担っていると考えております。これまでも、公民館の清掃業務の実施において、大きなトラブルや苦情があったということも聞いてはおりません。

続きまして、清掃業務委託料についての御質問でございます。

現在の委託先であるシルバー人材センターへは、平成16年度から委託を開始しており、それまでは民間の清掃業者へ委託をしておりました。高齢者雇用の拡大や委託料の圧縮という観点から、この見直しを行ったものと思われませんが、18年前のことであり、当時の詳細な経緯までは確認ができておりません。しかし、民間業者からシルバー人材センターへ変更したことで、前年度比で約半額に抑えることができおり、コスト面では十分な効果があったと考えております。

その後は、毎年、清掃範囲と頻度、施設の清潔感を保つのに必要な業務を十分行え、施設利用者への気配りができる人材の確保、従事される高齢者の安全指導の実施などを事前確認し、金額を前年と比較した上で、継続してシルバー人材センターと業務委託契約を締結しているものでございます。

以上で、原田議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 料金につきましては、今市長が答弁したとおり、個人の契約という側面もあるでしょうし、これは恐らく前回の一般質問でも同じような答弁があったと思いますので、ここではさらに今度保安について質問させていただきたいと思っております。少し料金

のことは置かせていただきます。保安について質問させていただきます。

まずは6号棟の保安についてお聞きしたいと思うんですが、6号棟の公募のときに保安を選定基準に入れていらっしまったと思います。その項目というのは何か細かい項目があって、決められていたものなののでしょうか。もし教えていただければ具体的に教えていただきたいのと、保安において各業者の間に提案の差があったのでしょうか。6号棟の公募においては、料金と保安の両方を選考基準として業者を決めたという解釈で、これはよろしいのでしょうか。6号棟についてはこれをお願いいたします。

それから6号棟以外の住宅に関してなんですけれども、これは、失礼いたしました。もう1つありました。6号棟について裁判になっておりますけれども、何か公募について問題があったということで、裁判が起こったのでしょうか。それに関連するんですが、公募したとき、平成28年の6月に公募したと記憶してるんですが、公募したときの各業者が提示しました基本料金と、実際供給が始まりました平成30年の3月のときの供給時の基本料金というのが、わかれば教えていただきたいと思います。基本料金だけで結構でございます。

次に、6号棟以外の保安について質問したいと思います。

6号棟以外の住宅が建築された当時、業者はどのような方法で決まったのでしょうか。

また当時、保安基準はどのようなものだったのでしょうか。

さらに、現在の各住宅における保安基準というものが、入居者にとって今の業者が一番ベストであると思っていらっしゃるのか、仮にベストであるとするならば、それはどのような基準をもって今ガスを供給されている業者がベストだと判断されているのでしょうか。

質問回数が限られているために、一度に多くのことを聞いて申し訳ないんですが、できるだけ答弁漏れのないようによろしくお願いしたいと思います。

○議長（細川雅子） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 大変多くの追加の御質問をいただきまして、全て適切に答えられるか私も不安なところはございますが、順次答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目、6号棟の公募に当たって保安、どんな基準でやったのかということでございます。

具体的に今資料を持ち合わせておりませんが、各会社の提案でございますので、内容等についてこちらのほうから条件をつけたようなものではございません。

続いて、裁判の経緯でございますかね。裁判は、当時業者を公募させていただいたところでございますが、裁判としましては、その公募の詳細な説明がなかったとかそういったことで、公募基準が少し違うんじゃないかということ争って裁判になっております。それに対する損害賠償を請求されたものでございます。

それから、当時公募したときの各業者の提示した料金から、供用開始されたときに料金はどうなっているのかといった質問だと思います。公募したときは、あくまでもその時点での参考価格として提示された料金であると書かれております。供用開始時点では、当時自由化ということもあったんだと思いますが、ガスの価格というのはだんだん上がってき

ている、そういう時代背景の中で、恐らくその価格よりは上がっていたのだらうと思っております。具体的にそれが幾らだったかということについては把握できておりません。基本料金についても、今資料を持ち合わせておりません。

続きまして、6号棟以外の公募について、どのような方法でやられたのかということだと思います。

6号棟の前に5号棟を選定しておりますが、その際にはLPガス協会の推薦をいただいて、市のほうが総合的に判断し選定しているということになっています。御園団地の1号棟、4号棟については、安定的な供給ができる経営や有資格者の状況から、市が総合的に判断して選定しているという状況です。

そのほかの市営住宅もございしますが、具体的に資料が残っていないというところがございます。ただ、当時は市内数多くのガス販売業者がある中で、その中から選定するという事だったと思いますが、安定的な供給ができるガス事業者のほうを選んでいたのではないかと思います。

すみません、6号棟以外の全ての住宅、保安についてどのような状況かというような質問だったと思われまます。

プロパン庫から各住宅へのガスコンロにかけましては、まず、プロパン庫がございしますが、そこには基本的にはガス漏れ防止等がついていると思います。そこに地震を、震度4とか5を感知したら停止するとか、当然漏れたら、供給量が多かったら停止するとか、そういう装置がついている。また、各住宅の前にメーターがございしますが、そこにもガス漏れ等の装置がついていると認識しております。

それにつきましても、基本的にガス会社のほうが安全確保のために自ら法律に基づいた安全基準を定めてやっているかということになりますので、そこについても市のほうはそういうのがついているという認識というぐらいで理解しております。

最後に、今ある業者がベストじゃないかということについてでございますが、市長のほうから答弁がありましたように、今は市の選定したガス業者と個人との契約でございますので、今業者が適切であるかどうかというのは、私どものほうでは判断しにくいところでございます。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 総務部長。

○総務部長（中村一誠） 裁判のことで補足をさせていただきます。

原告のほうの主張が、もともとが債務不履行、要は契約準備段階における信義則上の注意義務違反であると。入札をしたというのではなくて、本来は自分たちが受けるべきものだったというような主張でございましたので、これに対してこの、そういった分に当たらないということでの判断で、市のほうにはそういう義務違反はなかったということでの勝訴でございました。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 先ほどの6号棟と、それから6号棟以外の保安について御答弁いた

きましたけれども、ヒアリングのときにお聞きしたのと少し違うということではないんですが、説明と若干違った部分もあったとは思いますが、たしか6号棟以外の業者に関しては、きちっと法令の中でちゃんと基準を守っているから安全なんだとおっしゃっていたと思うし、今の答弁も多分そういう意味の答弁ではなかったかと思しますので、そこで1つ疑問なのが、今その6号棟以外の業者が安全基準をしっかりと満たしているから問題ないんだとおっしゃったのであれば、こういう6号棟を公募する際も、当然そのガスの認可を受けている業者でしょうから、そういう法令内の安全基準とかそういうものは満たしていらっしゃると思うんですね。そうすると、その公募の際に保安というものを選定基準に入れたというのが、どのような理由で入れられたのかと。

つまり、6号棟以外の業者を含めてそのガス業者というのは、きちっとその法令内で決められた安全基準というのは満たされていると思います。ですからその6号棟の公募のときも、当然皆さんその公募してこられた業者の方というのは、その基準を満たしていらっしゃるんじゃないかと思しますので、わざわざ保安というものを選定基準に入れなくてもよかつたんじゃないのかなと思ってしまいうんですが、そのあたり、いかがでしょうか、教えてください。

それから、基本料金の件でわからないというふうにおっしゃられたんですけども、私のほうで調べましたら、公募のときの基本料金、今回選定された業者がいらっしゃると思うんですけども、そちらのほうの基本料金が、公募のときは8立方メートルまでの基本料金が840円と提示をされておまして、恐らくこれを基準に従量料金を出して、参考価格という形で出していただいたその金額を基準に選んだのではないかと思うんですけども、実際に平成30年にその6号棟ができたときに、先ほどの8立方メートルまでの基本料金が、849円96銭になっているんですね。

先ほど参考価格とおっしゃられたと思うんですけども、参考価格というのは、恐らく各業者が当時まだガスの自由化になったばかりで、そのときにその算定基準を出すのに、例えば業者によっては自分たちは市営住宅を持っていらっしゃるとか、もしくは分譲マンションであるとか、そういうところの価格を参考として出した価格という、その参考価格と私は認識してるんですね。

ですからこの基本料金、従量料金は当然簡易ガスですので、変動があると思います。じゃあその供給時に幾らになるかって、これは確かにおっしゃるとおり計算はできないと思うんですが、基本料金というのはこれはまた別の問題であると思うんですが、そのあたりをいかがお考えなのかと思うんですね。

基本料金というのは、私の思いというか考えというか、この840円という金額は、これは公募のときにこれでやりますと、この金額でやりますとおっしゃられた金額です。そして、従量料金は先ほど言ったように変わるんですが、基本料金は、これは変わってはいけないものじゃないかと思しますし、もし変わるのであれば、何かちゃんと説明をつけておかないと、じゃあ安いその基本料金を提示した者が勝ちなのかっていう話になってくると思うんですね。

ですからこの840円というのは、これでやりますという形で業者が提示された額だと私

は認識をしています。というのは、これが参考価格であると言うのであれば、各業者が出された基本金額が、参考価格であったならば、幾らで供給時にやるのかというのがわからない。ということは判断ができないということになるんじゃないかなと、私は思います。

実際公募で840円という価格でやりますと言っても、実際その供給時は849円。僅かかもわかりませんが、少なくとも9円は上がっているわけです。これは公募というものの透明性とか公平性とかっていうものを揺るがすものではないのかなと私は思うのですが、これに関してどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

それと先ほどの参考価格というものが私の認識と課長の認識と違うのかもわかりませんから、私はそういうふうに参考価格は認識しております。あくまでも先のことがわからないから、今、業者が持ってらっしゃる住宅はあくまでも参考として金額を出してますよと。ただし、先ほど言った基本料金というのは変えてはいけないし、それはガスの自由化で自分たちが自由に選べるわけですから、それは提示した額が当然供給時にも当てはまるものだ。でないと、公募した意味が私はないんじゃないかと。何のために公募したのかと。

公募のときの金額と供給時は変わるのであれば、先ほど言ったように安い金額を提示しといたほうがいいと。かといって例えば840円を10円とか20円とかの額にするということではないですけれども、ある程度、理屈がついたような金額を出しておけば、安いところが選定されて、じゃあその安いところ、安く基本料金を出したところが仮に選定されたとしても供給時には変えていいんだと言うのであれば、じゃあ何のためにその公募をやったのかというのがわからなくなってくると思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

もう1つ、これは、ヒアリングの際に裁判のことでお聞きしたら、裁判の資料というのは個人でも取れるんじゃないかと思えますよというふうに言われたので、そのヒアリングの後にその裁判の資料を取り寄せてみました。

ここは、申し訳ないんですがヒアリングの後に私が入手したものですので、今からここで御質問することに関しては即答でなくても結構ですし、もしこの後継続して、私もこれで全部解決かどうかというのにはわかりかねますので、もしかしたら9月の一般質問で継続して質問する可能性も考えてはおりますので、もし回答が難しいようでしたら、そこは先送りでも構わないのですが、一応聞いていただきたいのが、先ほど、総務部長のほうから裁判の話があったと思うんですが、その選定から漏れた業者のほうで、その裁判を起こす前に市のほうといろいろヒアリングをしたり、それからいろいろ質問が出されたりとか、そういうことをされていて、それに対する市が回答している文書を、私手に入れたんですが、そこに書いてあるのが、これはだから市のほうが業者に回答した内容なんですけれども、提案内容との相違があった場合は正当なものであるか否か、まず判断することになると。正当な理由のない場合について、具体的な定めはないが、しかるべき対応を取る必要があるものと認識している。それから各申請者から提出されたLPガス参考価格は、適正なものであるというふうに判断してますと。各申請者が適正に継続して供給可能な価格を設定されているというふうに回答されているんですね。

ですから、参考価格というのはあくまでも参考価格という意味ではなくて、この回答から読み取れるのは、それは参考価格ではない。きちっと先を見越して、その基本料金を適

正な価格で出してますと。それも認識してますと。その認識している金額を、この先もし何か変更するようなことがあれば、しかるべき対応を取るというふうに私は読み取れるんですけども、しかし、この後裁判があるんですが、裁判の中ではまたこのニュアンスが変わってきてまして、先ほど課長とか言われたようなことをおっしゃってるんですが、参考価格はあくまでも参考であり、著しく料金が高くなっているような場合は問題があるとしても、参考価格と異なるからといって一概に不適切だとは言えない。特に本件は、実際にガスを供給するおおよそ2年前に参考価格を提示させているものであると。様々な環境の変化によって、参考価格どおりの料金にならなくてもやむを得ない。

これは今、恐らく課長が言われたようなことで、参考価格というのはこういうものなのだというふうにとれるんですが、その前に業者のほうに回答された文書だと、これは正当な価格、適正な価格だと判断しているんだと、何かあったら対応を取るんだというふうに言われているんですね。

その辺が相反する回答をされているので、私理解に苦しむんですが、先ほど言った840円から実際の供給時に849円96銭でしたかね、少なくとも金額が、基本料金が変わるといのは、私考えられなくて、これ公募ですから、公募じゃなければ違うのかもわかりませんが、公募とはそういうものだと私は思ってるんですが、この金額が変わるといのはやはり公募というものの、先ほど言った透明性、公平性というものを何か侵害するというか、著しく傷つけるようなものであるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（細川雅子） 議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

14時12分 休憩

14時28分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

原田議員の3回目の質疑に対する答弁からお願いいたします。

都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） 御質問がありました件でございますが、保安基準、どういう保安面で選んだかということで、先ほど機器とか、そういうことがあるというお話はしましたが、あとは人為的な体制も総合的に判断しているということです。すなわちその会社から駆けつける時間とか、そういうのも総合的に判断して選定しているということでございます。

公募のときの基本料金と、実際の料金が9円違うじゃないかという話でございますが、市長の答弁でもありましたが、ガス会社をもう既に選定しておかないといけない。特に建設が始まって、もうすぐに企業選定しているところでございます。

建設に関わって、ガスの配管とか設備なんかも調整する必要がありますので、この公募した時点ではそういう細かなことははっきりしない中での公募、選定ということになっていきますので、その辺については、9円がいいのか悪いのかというのは、司法の場でないとわからないところがございますが、そう思っております。



あと3点目につきましては、今、回答はしかねます。よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 公募について、なかなか、私の勉強不足だったのかもわかりませんが、難しいところがあるのかなと思いました。ただ、やはり常識で考えて、やはり公募で提出された金額が変わるっていうのはやっぱり不可思議だなと思いますし、何か理由をつけて、こういう理由があるから変更したんだなというのはわかるんですけど、そういうものがないのに変更していいものかどうかというところはわかりかねるので、これはまた継続して、次の9月、その後ももちろん議論させていただくんですが、どうしても難しいようだったら継続して取り上げさせていただきたいと思います。

答弁のことはよくわかりました。今の6号棟と6号棟以外の保安について、そういういろんな今のお考え、御答弁を聞きますと、ガスの自由化というものがあまして、実際競争が起こってます。業者間に確かにサービスの格差が出ていることは事実だし、今回のこの公募によってそういうものが結構明らかになったのではないかと思います。

やはり料金だけじゃなくて、保安についてもより安全でより質の高いサービスを提供するという事は、これは住民が選ぶと言うのは、私は市営住宅が管理する市の責任においてすべきことではないのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

というのが、すみません、これはまた裁判の中で市の主張としておっしゃっているのが、多くは省きますが、できる限り料金が安く、かつ安全性の高い業者を選定しようという理由でこの6号棟を公募したんだというふうにおっしゃられているので、そうであるならば、6号棟以外のところも、より料金とか保安について、できる限りいいところを選んであげるっていうのは、私は市の責任においてやるべきことなのではないかなと感じるのですが、いかがでしょうか。

○議長（細川雅子） 都市計画課長。

○都市計画課長（山田浩史） ガスの料金ですね。入居した後にガス会社を変更ということでございますが、先ほどの市長の答弁にございますように、あくまでも入居者とガス会社の契約でございますので、そこへ市のほうは関与しないという方針は、今変更ございません。

入居者の方がガス料金や保安面などを比較されてガス業者を変更することについては、市営住宅を管理する市としましては決して拒むものではございませんので、そこは当時ありましたように、ほかの市町でもガス料金の変更をやったアパートもございます。これは住民のほうでやっていらっしゃると思いますので、それに類似してやっていただくしかないのかなと思います。

答弁にならないかもしれませんが、よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 質問に制限がありますので、このあたりで質問を終わらせてもらおうと思うんですが、ただ、やはりその6号棟は、そういう形でできる限り安く、できる限りサービスの質のよいものを十分に提供しようという理由で選んだのであれば、やはり私は6号棟以外も何かしら、それは公募かどうかわかりませんが、そういう形で、市が業者を

選ぶべきではないかなと思います。

繰り返しになるんですけども、市営住宅というのは、先ほどから何回も言っていますように、低額所得者であるとか高齢者、生活保護を受給されている方など、社会的弱者の方が多く入居されています。現状、課長がおっしゃられたように、個人のガスを変更するというのが難しい、最初からそういう選択の権利がないということにおいては、非常に不平等であるし、それはやっぱり改善しなければならないと思います。

一般の民間住宅であればいろいろ入居前に教えていただいて、それを勉強して、中には、みんながそうかどうかわかりませんが、自分で調べて、ここがいいとかあそこがいいとか選べると思うんですけど、もう本当にばたばたと入居された方も中にはいらっしゃるでしょうし、その十分な時間があって、十分に検討されて入居される方のほうが少ないんじゃないかと思うんですよ。

そうなってくると、やっぱり入ってから、入る前にそういうなかなか皆さんが選択できる、選択というか考える時間とかは、なかなか高齢になってくるとそれが難しくなってきたりすると思います。やはり民間の住宅とは違うので、市営住宅ですから、そのあたりの特性というものをよく考えると、市のほうがそういう業者を選択するというのが、私は一番よいのではないかと思います。

そういうこととはまた別に、災害が起こったときに、やはり市内にガス業者がいるということは本当に非常に心強いことですし、平時は表に出ることはありませんけれども、やはり縁の下の力持ち的な存在であることはもう間違いないと思いますし、その事業者と良好な関係を保ちつつ、きちんと距離を持ってやっていただいて、どういう方法がいいかということについては、公募がいいのかわかりませんが、そのほかに何かあるのかわかりません。それは今後の判断に委ねるとしても、やはりガスの業者を市が選定することについては、ガス事業法上については全く問題はありませんし、会計法上もできるだけやっぱり安くて高品質なものを選択することを、むしろ国のほうは推奨されていると思いますので、6号棟は公募したわけで、公募で、新築という理由もあったと思うんですが、やはり公募で、サービスとか料金とか、そういうものを総合的な判断で選ばれたのであれば、今後6号棟以外も、市民のためだと思うんですよ、これをこういうふうに公募で選んだ、選んでそういうのを選定条件にされたっていうのは、恐らく市民のためにそれが一番よい選択だろうと思われて公募という形を取られたと思いますので、それを6号棟以外の住宅も、できるだけ市民のためになるよう、どういうやり方がいいのかっていうのをできるだけ早く、ガス料金って毎月かかっていくもんですから、できるだけ早くそういう議論を始めてもらいたいと思います。

市営住宅のガス料金とかについては以上です。

申し訳ありません、そのあたり何かありましたらお願いいたします。

○議長（細川雅子） 何かありますか。

部長。

○建設部長（山本茂広） 6号棟以外、また、大きな修繕とか改修ということはこれからもあります。今、現実には、ガス販売会社がもう入っていますというところでございます。こ

れについては、本当にくだいようなんです、第三者の大竹市が入る決まりがない、入る余地がないというところなので、そこをかいくぐってまで新たな市としての考え方をまた創設するというのも、今すぐ答えられないところもありますし、現実不可能な部分も大きいかもしれませんので、今回そういう状況でありますというところに今、私からの回答ということにさせていただきたいと思います。

以上です。

- 議長（細川雅子） 原田議員。
- 3番（原田孝徳） もう一回質問できるということなんですか。最後に1つ。
- 議長（細川雅子） いや、今5回目ですから終わりました。
- 3番（原田孝徳） 終わりなんですね。わかりました。

では私の質問はそういうことですので、何か特別に法律的にできないとかいうことでなければ、私は可能であると考えてますので、また、引き続き議論をさせていただきたいと思います。

それでは続きまして、公民館の清掃委託料についてなんですけれども、教育長がおっしゃられましたように、シルバー人材センターのほうに委託されて、高齢者の生きがいであるとか、働き先の確保であるとか、そういうものとか、やっぱりその大竹市にお住まいの方々を雇用されているわけで、そのこと自体は私は否定するわけでもありませんし、シルバー人材センターで私は全然問題ないと思うんですが、作業時間に関しても、やはり民間のそういう業者が、専門の方がぱぱっとやられるのと、それからシルバー人材センターの方がされるというのは、当然それはもう時間がかかるのはわかるんですけれども、ただ、基準というんですかね、どれぐらい、公民館だと、これは平成16年度からとおっしゃられました。それまでは民間の業者に委託だと、先ほど答弁があったと思います。

ヒアリングの中でもそのように聞いたんですけれども、そもそもこの公民館の清掃というのが、実際その栄公民館と玖波公民館で、それぞれどれぐらいの時間で清掃ができるのかという基準みたいな、判断基準みたいなものを持ってないと、シルバー人材センターで今回いろいろ話し合いがあったり交渉で決まったというふうに多分ヒアリングのときにおっしゃられてたと思うんですが、その前に民間の業者との契約があったと思うんですが、そのときに担当課としてこれぐらいの時間でやってもらいたいとか、これぐらいの時間でできるだろうというような判断基準がないと、やはり交渉とか話し合いとかってというのがなかなかできないんじゃないかと、私は思うんですね。

当初この委託をする前に、そのあたりどうなんですか、栄公民館と玖波公民館で、大体これぐらいの時間でやってもらいたいとか、これぐらいの時間でできるだろうというようなことをどのように判断されていたのか、それを判断するときどのような方法を使ってそれを判断されたのかというのを、教えてください。

それから、会計年度任用職員の方が1人いらっしゃるとヒアリングのときに聞いたんですけれども、当然必要な清掃というのは義務づけていらっしゃるでしょうし、仮に義務づけていなかったとしても、業務の合間に当然その清掃する時間は十分に、私はあると、現場の感覚から思います。実際その一日の中で、ばらつきはあると思うんですが、大体その

職員の方が清掃に充てられている時間というのはどれぐらいか、教えていただけますでしょうか。

○議長（細川雅子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉村隆宏） 清掃の時間の水準ということでの御質問でございます。

実際に清掃を行う時間のくくりっていうものではなくて、そういう設定は特にはしておりません。ただ、就業する時間として、各公民館、午前か午後どちらか4時間のうちで、清掃を行っていただきたいという仕様書となっております。

この時間の中で、館内の清掃箇所を清掃、掃除をしてもらうという形なんですけど、先ほども申し上げたとおり、シルバー人材センターの会員の方でございますので、年齢にしても70代、80代の方が大半でございます。体力的に難しい部分が出てくるということになれば、当然、清掃する中で休憩をしていただく場合もありますし、休憩をしながらその4時間の中で清掃箇所をしていただくという形になっておりますので、早く済めばいいというものではございません。その方々の体調も見ながら清掃をしていただくという契約になっています。

あとその水準、基準、その時間をどうしたかっていうことでございますが、先ほどもありましたように、シルバー人材センターに移行したのが18年前でございますので、そのときの詳細なものは現在確認できておりませんので、お答えはできないんですが、現在の中で行きますと、会計年度任用職員も当然ロビーとかそういうところが、汚れて掃除をする、拭き取るということがございます。

シルバー人材センターにつきましても、先ほど言いました午前、午後での4時間の中で掃除をしていただくということになるんですが、その公民館の掃除の箇所、トイレとかロビーとか体育館、そういったもの全てありますので、そういったところを会計年度任用職員のほうで掃除をするということになると、現在、会計年度任用職員、一般事務のほうで雇用させていただいているんですが、その部分の雇用の中の勤務がおろそかになってしまうという部分もありますので、ここははっきり分けさせていただいて、掃除をする部分と会計年度任用職員で一般事務を執るという部分は分けさせていただいているということです。

以上です。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 判断の基準というのは、特に今回シルバー人材センターに委託ということで、シルバー人材センターのほうの清掃される方の、大体これぐらいの力量というか、それから計るとこれぐらいの時間になるんだろうというようなことだったんじゃないかなと思うんですが、なかなか難しいところがやっぱりあると思います。

じゃあ、その税金が使われている以上は、もっと安くできるもんなら安くしたほうがいいんじゃないか。でも教育長がおっしゃられたように、やはりシルバー人材センターの方ってというのはこれは大竹市の方ですから、そういう方に生きがいを持って働く場所を確保して、それで生き生きと過ごしてもらうという側面もあるでしょう。

ですから、仮に金額がそんなに民間と変わらなければ、シルバー人材センターにお願い

して、より丁寧にやっていただくというのは、それはある意味必要なことではないかなと思うんですけれども、その金額が民間とシルバーとで、もし仮に民間のほうが安く、例えば、民間の場合ですとどうしても効率的になると思うんですが、効率的に、今されている業務とレベル的にそんなに変わらないようなものが仮にできるとするならば、それはやっぱり民間業者にお願いするという方法も1つあるんじゃないかと思います。ただし、これはやはりその委託の料金の差がある程度ないと、どういう、同じような金額だったら、それはシルバー人材センターのほうにお任せするべきだと思うんですが。

私ヒアリングの後に思ったことが1つありまして、午前とか午後とか、いつでもいいということはないんでしょうけど、今、午前でも午後でも掃除の時間は特に決められてない、午前と午後とどちらかでおっしゃられてたと思うんですけれども、例えばその、ヒアリングのときに聞いたのが、シルバー人材センターの料金設定が1日その施設に勤務したときの金額がこれこれだから、この118万円になったとおっしゃられたと記憶しているんですが、例えば玖波公民館と栄公民館の間を移動するのは、高齢者であってもそんなに難しくないと思うんですが、その、例えば変な話、午前中に栄公民館を清掃して、午後は玖波公民館を清掃する。お一人の方で1日で清掃して、1回分とかというのはできないものなんでしょうか。

これはわかりません、私何とも言えなかったのでお聞きしようと思ってたんですけど、これは実際できないものなんでしょうか。恐らく考えていらっしゃる御提案されているんじゃないかと思うんですが、ヒアリングのときにそういう話が聞けなかったので、お願いしたいと思います。

もう1つ、先ほどの職員の清掃について、一般事務のほうがあるからそれに専念してもらいたいというような内容の答弁だったと思うんですけど、また、これも20年前と比較すると、全然状況的にも違うと思うんですが、当時は昼間、2人職員がいました。しかし、1人はほとんどもう一日中本を読んでいるような感じで、実働としては30分とかそんなもんだったと思います。私もせいぜい2時間ぐらい仕事をする、今日何かすごく仕事したなという、正直、レベルでした。

もちろん20年前と今とは当然違うと思いますし、今はさらに厳しい職員の環境であると思うんですが、ただ、少なくとも玄関とかエントランスとか和室っていうのは、比較的、これ、ごめんなさい、栄公民館の話なんですけど、比較的玄関とかエントランスとか和室っていうのは事務室から近いですので、そのあたり、きちっとその事務室の管理を、鍵をかけるなりなんなり管理をすれば、そういうところも十分に清掃が私は可能であるし、可能である時間も十分にあると思ってます。よく民間のノウハウの活用とか言いますけれども、これはノウハウ以前の問題だと思うんですが、これは確実に民間だったら、職員の方に清掃させると思います。私はそう思います。

ですからやはり必要な、清掃員の方がいらっしゃるんだけど、やはりできるところはやる。それで少しでも清掃の方の負担を減らして、もし仮にそれが時間が短くなるのであれば短くなったで、仮にそれが料金が安くなるなら、それはそれでいいことだと思うし、そのあたりできる努力があるんじゃないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（細川雅子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉村隆宏） まず、シルバー人材センターで委託している栄公民館と玖波公民館、これを移動して掃除ができるかどうかというところがございますが、先ほども申しましたとおり、70代、80代の、この公民館で言えば女性の方が従事をされております。車の移動手段もなかなかございませんし、じゃあJRで移動するのかということであれば交通費も出ませんので、その辺は非常に難しい部分がございますし、また、シルバー人材センターの業務に従事されている方につきましては、地域の、近所の方から募集していただいて掃除をしているという部分もございますので、なかなか違う地域に行つてということも難しいですし、近所の方々と知った関係も築けますので、そういった部分についてはより地域に根差した公民館になると思っております。

あと、職員の清掃、この考え方についてですが、なかなか非常に、じゃあ職員がどこまで清掃に従事をするのかというところなんです、雇用形態としましては清掃に特化するとか、清掃を組み入れるというような雇用形態にはなっておりません。当然、一般事務として雇用する以上、その一般事務が1日従事する時間にあるという形になっておりますので、その間、清掃のために抜けるとその事務が滞る場合もありますし、事務所も空けるのかということも問題になってまいります。

そういった部分を考えると、やはり清掃の部分は委託をさせていただいて、職員については本来業務である公民館業務をしっかりしてもらおうという考え方で、雇用しているところでございます。

以上です。

○議長（細川雅子） 原田議員。

○3番（原田孝徳） 先にその職員の方の清掃がどうかということについてお聞きしてるんですけど、雇用形態が一般事務であるとおっしゃられたと思うんですが、そうは言っても、これが例えば先ほど言った民間の業者とかがそこに職員として入った場合、当然これはできるところを、清掃はやっていただくことになると思うんですね。

さっき民間のノウハウのことを言いましたけれども、これは確かに民間のノウハウがどうのこうのというような問題ではないと思うんですが、その辺やはり民間業者であった場合、どうなのかということを考えると、そういうことも当然やっていただくというのが、民間だと恐らくそれは義務づけになるんじゃないかなと、私は思います。

というのが、先ほど言ったその一般事務だけで、本当にもう朝から晩までずっとそれにかかりつきりじゃなきゃいけないとかいうのであれば、なかなかそれは難しいかもわかりませんが、実際に私はそうではないと思うので、そこは私は改善する余地が十分にあるのではないかと。

先ほどその事務室のほうの管理の話もしましたが、ごめんなさい、今はっきりどうだというのはわかりませんが、少額ですけれども恐らく金銭の管理とか、金銭も置いていると思いますので、当然その事務室もちゃんと常時いないといけないと。当然それはわかるんですが、鍵もかける場所もありますし、鍵をかけてきちっと、今清掃中ですとか、何か札でも上げとけば、そんなにその1日のうちで時間をそこまで利用する方が来られない

時間とかありますので、そういう時間の中でやろうと思えば、私は十分可能なんじゃないかなと思います、引き続き何かありましたら御答弁お願いしたいと思います。

もう1つ、先ほど時間のことに私は随分と触れているんですが、実は、なぜその時間のことを言うかという、先ほどから言っているように、私が20年ぐらい前に勤務してたときっていうのは、実働それぐらいでした。ただ、今の清掃で求めているものと、その当時求めているものというのは当然違ってたと思いますから、単にその当時は2時間だったから今も2時間でできるんじゃないかというのは、なかなか比較がしにくいものであるかなと思いましたので、私は今回、民間の清掃業者の方に公民館の見取図といいますか、そういうものをお渡しして、大体これって、金額はいいですから、まず時間、どれぐらいでできるんですかというふうに、民間の清掃業者のほうに、1社ですけれども聞いてみました。これはあくまでも参考として聞いてもらいたいと思うんですけども、時間は玖波公民館が2時間半、栄公民館が2時間。この時間であれば十分日常清掃の範囲であればできますと言われました。

先ほど1人の方が両方できないかという質問をさせてもらったと思うんですが、民間のこの業者の場合ですと、1人の方が午前、仮に玖波公民館を2時間半やったら、その後2時間ほど午後から栄公民館をやるというふうな形で、今度はまた金額を計算してもらったんですけども、移動時間を30分と見てもらってます。少し長いと思うんですが、高く見積もってもらったほうがいいかなと思いましたので、一応見積金額は出してもらったんですが、税込みで約200万円ぐらいです。今の委託料が両方合わせて223万円ぐらいですか。

ですから僅か、僅かというのはおかしいですね、23万円少し安くはなるんですが、正直23万円ぐらいだと、先ほどの教育長のほうがおっしゃられたように、やはり地域の方、生きがいとか働く場所の確保とかそういうことを考えると、やはりシルバー人材センターかなと私も思うんですが、これはあくまでも少し高めに設定してもらってます。実際移動時間はなくてもいいとおっしゃってましたので、移動時間が、実はこれもう20万円ぐらい、計算上上がってるんですね。ですからそれを差し引きますと、大体180万円ぐらいでやっていただけると。担当の方に言わせると、交渉の余地はありますから、そのあたりは、もし仮にそういうことがありましたらまた御相談くださいと言われたんですが、年間でやっぱり約40万円違うと、どうなんだろうと。

シルバー人材センターにお願いするメリットはたくさんあると思うんですが、やはり金額が約40万円違うと、そういう方法もあるのかなと、考えなくちゃいけないのかな、財政が厳しいとかいうことであればなお、そういうことを考えなくてはいけないのではないかなと思うのですが、これはあくまでも私が個人で調べたことですので、実際その市が交渉したりとかするのはまた別の問題かもわかりません。ただ、こういう業者もあるということ、例として挙げさせていただいたんですが、実際、仮に40万円ぐらい違ったときに、じゃあどう判断をするかっていうのが、もしわかれば教えていただきたいんですが。

○議長（細川雅子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（吉村隆宏） 最初に、職員が掃除をして当たり前という部分の御質問だと思うんですが、当然目に見える部分について気がついたところのほこりがあれば、掃除をしたりきれいにするというのは、これは当たりの話でございまして、これは公民館でなくても当然市役所の中でも、総合市民会館の中でも実施しているところと思います。

今、公民館で雇用している職員の一般事務の業務量というところに議員触れられたんですが、玖波公民館で言いますと、全国の公民館の中での最優秀賞を、御存じだと思うんですが、いただいております。栄公民館についても優秀賞をいただいております、これは日々地域の方々と連携をして、生涯社会活動、生涯社会教育、生涯教育、こういったことをしっかりやってきた成果だと思っておりますので、これをやるにはやはり非常に労力も必要になってまいりますし、いろいろな講座、研修を企画するっていうことも公民館職員の役割となっておりますので、そういったことを企画して講師を頼んで実施するという一連の流れ、こういったことを一日一日実施をしているということでございますので、なかなか現状では清掃のほうをメインにやるとか、半分は清掃にという時間は、ゆとりは持っていないというのが現状でございます。

あと委託料につきましては、当然安く民間委託の中でできるということが判明すれば、そういうことも考慮するということがあります。現状私のほうで民間業者とそういった話をしたということではありませんので、なかなかお答えをすることはできないんですが、先ほど教育長も議員もおっしゃられたように、高齢者の雇用の確保、または生きがいがづくり、こういったことも含めると、その金額が安いのか高いのか、なかなかお答えがしづらい部分がございます。

今後そういった業者がどれぐらいの値段でやるのかというのは研究材料だと思っておりますので、シルバー人材センターを優先的にということではございませんが、その辺の委託料、公金を使った委託料でございますので、今後研究をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 原田議員。5回目です。

○3番（原田孝徳） 公民館の中で働いておりますと、確かに一般事務だけではない、やっぱり来客の応対であるとか電話応対であるとか、当然それはあります。これを仕事であるか仕事でないと言われると、私は仕事だと思います。ですから、確かになかなか計算できない、この時間は空きますよっていうのはなかなかはっきりとは言えない。それはよくわかりますので、実際に働いていた人間としてよくわかります。

ただ、何もその半分やるとか4分の1やるとかいうことではなくて、1カ所、2カ所ぐらいは十分にそれぐらいの時間はあるかなと思いますので、そのあたり、やはりはっきりと分業制のように分けずにできるところをやれば、少しそういう時間とかも短くなるんじゃないかなと思いますので、先ほどありましたように、研究材料として一つの案として検討していただければと思います。

現在コロナ禍でもあり、やはりこれが来年度どうかという問題は難しいと思います。実際今、感染症対策でいろいろシルバー人材センターの方が今されていると思うんですが、



やはりその念には念をとということで、かなり業務量も、やっぱり御高齢の方には非常に多くなっていると思いますので、これをすぐにやれとかどうかということは難しいと思いますし、できないと思います。

ですから先ほど課長からもお話がありましたように、今後の検討材料として、1つこういうのもありますよということで頭に入れておいていただいて、これがまたコロナが落ち着きまして今後どうなるかわかりませんが、もし平成16年度からシルバー人材センターに委託したあたりのその業務と変わらないようなときになりましたら、こういうのも1つ検討材料としてあっていいんじゃないかなと思いますので、ぜひそのあたり、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（細川雅子） ありますか。

教育長。

○教育長（小西啓二） いろいろとありがとうございました。

私ども行政に限らず、コスト意識を持ちながら仕事をしていくということ、これは至極当たり前のことだと思っております。そして、行政として私どもに大きく課せられている大きな仕事というのは、やはり市民の皆様の幸せな生活を想像し、実現していくことだと私自身は思っております。

先ほど課長のほうからもございました議員からの御指摘等については今後研究を進めていきたい、そのように考えておりますし、また、1つ教育的な立場から言いますと、公民館には子供たちも社会見学であるとか、例えば実際に放課後に利用して、その公民館の職員の人との関わりの場であるとか、そういうものを多くの学びをそこでしているということも私どもは思っておりますので、そのあたりも含め、子供にとって大変貴重な学びの場であるということを考えながら、取り組みを進めさせていただきたいなと思っております。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続きまして、14番、日域究議員。

○14番（日域 究） それでは私からは、2つほど質問させていただきます。

通告と内容は同じなんですけれども、最初は少子化問題について。これは市の政策というより国の政策ですけれども、市長と教育長に御意見を伺いたいなという感じで始めたいと思います。

戦後最初の総選挙っていうのが昭和21年4月10日にあったらしいんですけれども、そのときの総人口は約7,570万人、有権者は約3,680万人、総人口の48%が有権者です。ではこの有権者じゃない残りの約3,890万人は何だということですけども、もちろん女性ではありません。この選挙から女性の参政権は付与されています。答えは未成年なんですね。

昭和21年に、未成年のほうが成年より多かった、成人より多かったんですね。すごい数字です。そのときの未成年者のお一人が山本孝三議員なんですけれども、入山市長は私が調べた限りでは、その約半年後に生を受けておられます。ほかの議員については調べてないんで申し訳ないんですけども、戦後の復興はこのすさまじい割合の若い力、これ抜きには考えられないことであつたんじゃないかと思ひます。

ところが今の人口構成は、その真反対です。少子化こそが社会持続の最大のリスクだと、自信を持って言える状況です。当然、国はその少子化問題に立ち向かうべく、子育て支援をいろいろやっています。児童手当の拡充だとか保育所の充実、そして、幼児教育・保育の無償化など、政策の柱にして頑張っています。

一見、出尽くした感もありますが、ここに大きな見落とし部分があるように感じます。手当をもらって子供を無料で預けて、今までどおり働いて、言うことないじゃないかとも見えますが、何が欠落しているかわかりでしょうか。

本来、子供がいるだけで家事は大変です。子育て中の方がそうでない方と同じ時間的条件下で働くこと自体が、本来は無理なんですね。そこで無理をすれば、しわ寄せは家庭に持ち込まれます。家庭内トラブルも増えるでしょうし、さらには離婚や児童虐待のきっかけにもなりかねません。この部分の対策がないことが大きな問題点だと思われるんですね。

具体的に言えば、保育所は少なくとも11時間は開けておけというのが国の政策のようです。朝7時半から夕方6時半ということになってますから、午後7時ぐらいに帰宅してどのように家事をこなし、時間配分すれば、我が子を囲んだ家族団らんの時間が持てるんでしょうか。なかなか難しいですよ。そうであれば、子育て世帯に短時間労働を取り入れるべきなのですよ。それを職場で、あるいは社会で支えてこそ、子育ての社会化と呼べるんだと思います。そして、これが先進国共通のスタンダードなんです。

私は今、大竹市子ども・子育て会議の会長という立場ですが、その会議の中で発言したことがあります。先進国では、保育所も夕方には終了します。11時間も子供を預かるのは日本だけです。途上国にはそもそも保育所がありません。そう言うと、ある1人の職員が手を挙げました。そして、私はヨーロッパ視察に行かせてもらったことがあります。そのとおりでした、と。勇気ある発言を、私はうれしく思いました。

じゃあ日本とは何が違うんだろうと思いますよね。さまざまな国がありますから、詳しくはわかりません。確かなことは、短時間労働の徹底具合が違うということでしょう。じゃあ日本にないんでしょうか。実際あるんですよ。それを充実させることがポイントだと思われるんですが、これを誰も主張しません。国会も男の育休の話ばかりで、与党はおろか野党も言いません、マスコミも言いません。5月に中国新聞が、廿日市市では保育所をつくり過ぎて子供が足りないという記事を書いてましたけど、その数日後、日本経済新聞も、5年後には保育所が余るという記事を書いています。それでも短時間労働のことには触れません。

仕方がないから私がここでしゃべってるんですけども、その短時間労働の制度は、市の職員の就労形態の中にはあるはずなんです。当然大企業にもあるはずなんです。それどころか、法的には全ての事業所に整備されているはずなんですけれども、ただ、現実には公務員とか大企業とか一部の、どちらかといえば恵まれたサラリーマンだけがこっそりと利用していて、一般社会には定着していないというのが現実なんではないかと感じます。

それを考える上で、私詳しくないんで、今、市の職員の場合を例にして、短時間労働制度の概要と短くなった労働時間部分の賃金の扱い、そして、制度の利用実績っていいですか、それをお伺いしたいと思います。御答弁よろしく願いいたします。これが取りあえ

ず1問目です。

2問目は、少し分野が違いますが、公有地を買うときの測量の問題です。

たしか令和2年12月定例会と、令和3年3月定例会で、大竹市は公図が乱れている自治体であるということについては質問しましたが、そのことについて市長も強く認識され、そのことを懸念されていることが確認できました。地籍調査をしていながら何たるいい加減さかということですが、今さらそれを言ってもむなしいです。

岩国大竹道路の用地買収は、岩国市側に比べて大きく遅れていると同時に、ある意味では広島国道事務所の担当職員に、大竹市は過重な作業を強いているようにも感じます。大竹市がお願いした国道整備ですが、何だこれはと思われているようにも感じます。

とはいえ、広島国道事務所は登記や公図の不備があれば修正しながら進めていますから、完成すればその部分について公図は正確になります。そうであれば、当然ですが大竹市だって用地買収はします。その機を捉えて、広島国道事務所と同じように大竹市も適正な測量や手続をしているに違いないと思ったんですが、どうやらそうでもない部分があるなどということを感じて、この質問になりました。

行政による土地買収の原資は、公金ですね。仮に銀行融資であっても、大竹市の保証付きの資金であれば同じことです。買った土地の価値が棄損しないような完璧な扱いが求められます。その意味で最も大切なことは何でしょうか。

たくさんありますけれども、その中の一つが土地の境界です。境界は隣接地ですね、お隣さん。お隣の地権者と争いごとがないことが当然の条件であり、それが維持できるようにしなければいけません。境界についてお隣さんと意見が違うような土地は、買えもしないし売れもしません。

ある自治体でもらった、買収される方向けの文書が手元にあるんですが、そこには事業説明と用地説明が済んだら次は即、測量となっています。そこには、隣地地権者を立会させた上で境界確認が最初の第一歩だと書いてあります。その上で面積を測ります。これを確定測量と言います。確定測量で算出した面積に適正な単価を掛ければ、初めて正しい買収金額が出てきます。このルールは昔から変わらないんだと思います。

測量の制度は時代によって変わります。しかし、考え方が変わるはずじゃないと、私は思います。その上で、売買するに合わせて、登記簿と実測面積がもし違えば地積更正を、公図が違えば地図訂正を、そして、確定測量図を基に地積測量図として、法務局にその測量図面を登記して、全てが一丁上がり。そうすれば、そのデータは法務局の公開データとなりますから、社会の役に立ちますね。

ここに、ある県のホームページから取った文書があるんですが、土地を買うときの手順が書いてあります。これは今も昔も正しいと思いますが、聞いてください。

事業用地となる土地所有者（隣接地所有者及び隣接地が道路・水路等である場合は、対面する（反対側の）土地所有者を含む）に現地立会を求め、土地の境界及びお譲りいただく土地部分の確認を行います。県が委託した測量会社及び土地家屋調査士協会が実施します。と書いてあります。いかがでしょう。

ところが、土地開発公社が買ったある土地は、登記面積の修正がないんですね。これ実

は我が家のお隣さんです。地積測量図もありません。これでは法務局で登記を調べても、土地開発公社は登記簿面積で買ったようにしか見えません。実はそれなりの広さの土地なんですけど、登記簿面積は4平方メートルなんです。仮に確定測量した上での場所であるなら、なぜ地積測量図を法務局に登記しないのか、面積についても地積更正の登記をしないのか。このあたりは、広島国道事務所の考え方は違いますよね。

他の自治体でもらった文書には、地図訂正の必要な場合には時間がかかります、と断っております。地積更正も当然だろうと思いますが、大竹市はそのあたりをしてるのかしてないのか、どこまでやっているのか私にはわかりません。もしかして土地を売りたい人と買う側の双方だけで、第三者を入れずに面積を決めていたとすれば、これは大きな問題ですし、今度売るときに他の地権者を加えて境界立会したら、それは違うでって言われたら、また売れなくなりますよね。そしたら、買った土地が生かせないことになってしまうんですけど、この確定測量というものについて、どんなふうになっているのか教えてほしいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（細川雅子） 入山市長。

○市長（入山欣郎） 長年続きます少子化の問題、大変大きな問題だと思います。こんなことは統計上、もう30年も40年も前にわかっていたこと。今になって慌てても、非常に解決が難しい問題だと思います。

今、1つの視点で日域議員から指摘をされました。大変ありがたい御質問だと思います。それでは日域議員の御質問に答えさせていただきます。

1点目の、労働施策と少子化対策に関する御質問についてでございます。

まず、本市職員の育児に関する短時間労働制度ですが、小学校就学前の子を養育するため、通常より短い勤務時間で勤務することを認める制度があります。この制度は、平成22年6月30日に施行された改正育児・介護休業法等に基づき、関係条例を一部改正し、施行されたものです。

制度の概要ですが、該当者からの申請により、週の勤務時間を、通常の勤務時間より短くするもので、この制度を利用した場合、勤務時間が短くなった部分の給与は減額されます。利用実績ですが、現在までに利用はございません。

また、他の短時間労働制度としては、部分休業があります。これは、小学校就学前の子を養育する職員が、1日当たり2時間を超えない範囲内で、勤務時間の始め、または終わりにおいて、30分単位で勤務しないことができる制度です。この制度も、勤務しない時間の給与は減額されます。利用実績ですが、毎年度取得があり、令和2年度には4名が取得しています。

次に、保育所の保育時間についてです。

議員がおっしゃられるように、今から30年近く前は、日中の勤務や短時間勤務の保護者の方が多く、勤務がフルタイムの方以外は、午後4時までのお迎えをお願いしていたこともあったと、当時の保育士から聞いております。これは、保育所が午後4時までしか開いていないということではなく、長時間保育による乳幼児の心身への影響、家庭で子育てす

ることの重要性などを踏まえ、保育時間は通勤時間プラス就労時間の間としていただくよう、保護者の方に御協力をお願いしてきたもので、現在は4時までのお迎えはお願いしていませんが、なるべく長時間保育とならないよう、同様の御協力をお願いしています。

次に、本市の保育所設置条例施行規則上の保育時間についてです。

国が定める基準では、保育所における保育時間は1日につき8時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護者の労働時間その他家庭状況などを考慮して、保育所の長が定める。と定められています。

保護者の就労形態の多様化や、通勤時間の長時間化などで、年々保育時間延長のニーズが高まり、昭和56年頃から延長保育に対する国の補助制度が設けられたこともあり、8時間を超えて保育する保育所が増加しました。その後、平成27年度から子ども・子育て支援新制度により、保育の必要量に応じた保育短時間8時間、保育標準時間11時間の2つの利用区分が設定され、これらを超える保育が必要な場合は延長保育を行えることとなりました。

本市の公立保育所の保育時間ですが、大竹市保育所設置条例施行規則において、午前8時30分から午後5時までを基本とし、必要があると認められるときは、保育時間の伸縮または変更ができることとしていますが、国と同様に、保育時間延長に対するニーズの高まりを受け、平成14年度に大竹保育所となかはま保育所の開所時間を午後6時30分まで、平成15年度に当時公立保育所であったさかえ保育所の開所時間を午後7時まで延長しています。

また、私立の保育施設では、平成16年度から玖波保育所、知恩保育園が、11時間を超えて開所しています。私立となったさかえ保育所、現在のひまわりさかえこども園も、同様に11時間を超える開所時間となっています。

現在の公立保育所の開所時間は、本町保育所、立戸保育所が午前7時30分から午後6時まで、大竹保育所、なかはま保育所が午前7時30分から午後6時30分までとなっていますが、開所時間が短いなどの理由から、より開所時間の長い私立の保育施設への入所の希望が集中しています。

こうした状況を踏まえ、現在、市役所敷地内に建設中の新たな保育施設、そして、今後施設の改修や整備などを行う予定の大竹保育所においても、私立の保育施設と同様の延長保育を実施する予定です。

次に、2点目の、公共用地の買収に際し確定測量をしているかについてです。

本市が事業用地などを取得する際の一般的な流れとして、まず、事業用地とする土地の所有者や隣接する土地の所有者などに、事業の概要や用地測量などの説明を行います。その後、土地の所有者に境界立会を求め、この境界立会の結果を踏まえて買収する土地の範囲や地積を確認していきます。また、買収する事業用地内にある建物などの補償物件の調査を併せて行います。

用地測量や補償物件の結果が出ましたら、土地の地積、補償物件の種類・数量などを、土地の所有者及び物件補償対象者に書面で確認してもらいます。そして、買収する土地の地積や補償物件の種類・数量などの確認が済み次第、補償金額を確定し、土地所有者及び

物件補償対象者に金額を提示し、土地の売買契約を締結するという流れになります。

この売買契約における金額は、対象となる土地の地積に単価を乗じた額となります。そのため、境界立会を実施し、確定測量を行うことは必要不可欠なことであり、本市においても実施しているところでございます。

次に、市が土地を買収するときに、登記地積と実測地積が異なる場合、地積更正登記を実施しているかについてです。

過去の事業用地などの買収において、地番の一部を買収するため新たな地番を付すことが必要不可欠である場合は、買収する部分の地積測量図を添付し、法務局に分筆登記を嘱託しています。この場合、市が買収した土地の実績地積と登記地積は同じになります。

しかしながら、土地の1筆全部を買収する場合には、地積更正登記は行わず、所有権移転登記のみを実施している現状があり、その結果として、市が取得した土地については、登記地積と実測地積が異なる土地が存在をしています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 御答弁ありがとうございます。

最初の保育所というか労働時間といいますか、これは決して私のこととか大竹市のことを言っているつもりはないんですけども、もともと保育料っていうものがあって、預けたらお金が要る、預けて遊んどったら保育料だけ要るわけですから、長時間預ければ長時間のお金が要るんだったら早く迎えにいこうかっていうインセンティブが働くんですけども、無償化ですからね。

それで需要が多い需要が多いって、需要が多いんだと思います。それで、費用が要らないわけですから、子供を預けて、働いているかどうかは厳密にはともかく、そうなるかとますます家庭については品質がおかしくなるといいますか、子供を遅くまで預けて、それから遅くに迎えに行くと、それから営む家庭生活っていうのはかなり理想とは違うものになると私は思うんですけども、この無償化については、今市長の御答弁を聞きながら考えたことなんです。

それで、やっぱり本質的には、一方では短時間労働というものを、さっき市の職員も一定のルールはある、片方じゃ実績がないとか、片方は少し利用者があるってことでしたけど、やはり雇用を守りながらはもちろんですけれども、子供がいる人については短くする、そして、もちろん職場から見たら、早く帰るやつは使いにくいって絶対出てくるんですけども、そこは何とかしなくちゃいけないと思うんですが、1つの例があるんですけどもね。育児休業ってありますよね。国が今、一生懸命、お父さんの育児休業って言うんですけども、具体的にどういうことかって言ったら皆さん知らないですよ、私も知らないですよ。本当に皆さん、県なら県の担当者に聞いても、知識がないというか。

ですけども、何はともあれこの育児休業っていうのは結構昔からあるんですよ。昔何だったかって言うと、今の、さっきの大竹市の短時間労働と一緒に、働かなかつたら給料はないんです。だから育児休業っていったら全く無給だったんです。しかも雇用関係を維持するために、社会保険料は払うんですけども、雇う側が、雇っている会社側が働かんや

つの社会保険料を払えるかってなるから、本人が払うわけですね。本人は給料から引かれていた部分と会社に払ってもらった部分と、合計額を、給料ゼロの状態です。1年間払うわけです。そんなもんやれるかいやって言って、皆さん辞めるんですよ。ほんで失業保険もらったほうがいいじゃないですか。

そういうのを何とかしようと思って、まず、何したかって言うと、本人の社会保険料負担を免除したわけですね。その次は雇用側の社会保険料免除、その次には何とか頑張って、給与じゃなくて所得補償をしようって言って、今は6割ぐらいかな。私も手続は一時期職業安定所においてやりましたが、そういうのができて初めて給料から社会保険料引かれて、それで税金引かれて手取りがあるじゃないですか。それでやっぱり何割か減りますから、だから社会保険料が要らないで何割か給付金もらえば、月々の稼ぎはあんまり減らないぐらいにあるんだと思います。そこまで言って、片方ががんがんやって、いろんなことをやって今やっと女性が8割になってきたんですね。

でもこれも1歳までですから、最大限保育所に入れなかったとか何とかいっぱい条件をつけて、2歳まで可能みたいなルールがあるみたいですが、何はともあれわかりやすく言えば、育児休業は子供が1歳になるまでですね。

そういうふうなことを工夫していかないと、1歳まではいいですよ。でもそれからですよ、まだ大変なのはね。そのときにあれですよ、今の11時間を超えて預かりますって、でも働く人も1日24時間しかないんですよ。そこで、おまえ無料なんじゃけ、預けて働けやって言って、そういう社会になって、ますます子供を育てることが困難になることも考えられるんですけども、さっき言いましたよね、私が子ども・子育て会議で聞いた方。あのときの話、今の話をすると、要するにヨーロッパのほうでは時間外労働はもう禁止に近いんだと。日本だったら労働基準局入り込んで、残業手当を払えって言われるわけですよ。だからみんな、怒られながらお金もらうんですよ。わしゃ労働基準局に怒られたんやあって言いながら、ほんじゃがわしも金もろたんでってそんな感じですけども、向こうは罰金だって言うわけですね。

労働時間をびちっと決めといて、そして、短時間労働もびちっと決めて、その中で頑張れって言うことですよ。結局そういう国は、この30年間見ても、日本は生産性が全然上がらない、でも向こうはどんどん上がる。1人当たりのGDPでも、安倍政権のときに上げるって一生懸命頑張りましたけど、上がりませんよね。やっぱり底が抜けてるんですよ。

そののところ、皆さんがまず、与党も野党もマスコミもですけども、短時間労働を全然言わないから私一人で頭に来てるんですけども、やっぱりその辺を考えていかないと、今の市長のお話もある意味怖いんです。どんどん、11時間預かる、もっと預かるで、預かる競争をするのは簡単なんです。ただ、そこで何が残っているかって言ったら、保育所不足ですよ。

夜の結構遅い時間までですよ。特にその時間のために来てくれって言ってもなかなか割が合わないから、来ないですけども、皆さんが子供を育てる人に対して、みんなが負担を分かち合いながらみんなが夕方に、それから個人生活に入れるような時間組みをすれば、もう少し少子化対策には役立つだろうと私は思ってるんですけども、市長が悪いわけ

も教育長が悪いわけでもないですけども、そういう考え方について何か、これは国がすべきことですからここで言うてもしょうがないんですけども、何か御感想があればおっしゃってほしいなと思うんですが、よろしいでしょうか。

○議長（細川雅子） 日域議員には、ぜひ市の事務についてお尋ねいただきたいと思いますが、市長、答弁ありますか。

市長、お願いします。

○市長（入山欣郎） 議員がおっしゃられるように、まさに日本人全体の問題、国の問題であらうかとは思いますが。

ただ、自分が思うのに、日本人の特性として、人よりたくさん働いていい思いをしたいというところがございまして。そして、多くの知り合いの方が、女性の方が、今まで短時間労働であったのが、もっといい生活をしたからフルに働きたい。だから子供を保育所に預けると。本来は次の世代の子供をどう育てるか、家庭で育てるか、今、日域議員がおっしゃったその大きな問題のところ、世の中から欠落してきた。預けて、そこで育ててもらえば何とかなる。その怖さが今、つけとして回ってきたのかなと思います。

自分が子供を育てるときに、学校の先生、あの、先生、しつけをしっかりと優しくお願いしますって言ったところの先生から、ばかなことを言うな、しつけは親の責任ですよとこっぴどく叱られました。そのことの大切さということ、そして、次の世代をつないでいくために、しっかりと産もうと思えば産める社会体制をつくっていくということの大切さ、もう今からでは手後れに近いんですが、これをみんなで協力して作り上げていく、そういう社会風土をつくっていくということ。今、日域議員がおっしゃった、本当に生きるために最低限働くという、人よりいい思いをするためにもっと働くというその人間性を、日本人の根本的な人間性をどう変えていくかということ、こういうこと、難しい問題ですが、市の行政として雰囲気として世の中につくっていくこと、その辺については日域議員と同じような考えを持っております。ますますこういう議論をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは日域議員の御質問というか、私への思いということで聞かせてほしいということですので、お話をさせていただきます。

実際、学校現場も今、ブラックと言われております。そういう中で、教職員は四苦八苦しながら、将来の日本を背負っていく子供たちを育てております。実際、制度としては、育児短時間制度であるとか、あと早出・遅出勤務、そういうあたりは措置としてはございますので、多くのやはり教員、そのあたりを活用して、仕事のほうをしっかりとやっているということでございます。

今後、短時間等についても、私が教員を最初始めた頃と比較して、やはりいろんな意味で整備をされてきております。当然これから将来にわたってもそのあたり、課題が多くありますので、整理しながら、きっと国としてそのあたりの方針が出てくるのではないかなとは考えております。

以上でございます。



○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） じゃあ2問目に行きます。

さっきの市長の御答弁で答えが出てしまった気がするんですが、要するに1筆丸ごと買うときには、要するに所有権移転登記しかなしなことも、あったじゃなくて今もあるよっていうふうに私は聞こえたんですが、それでそのときの面積はどうするんじゃないかというんがあるんですが、個人が買うんであればこの土地何ぼならええよって言や、それで納得すればいいんですけども、公の土地だからやっぱり面積は測らなくちゃいけないんじゃないかと思うんですが。どっちを向いて話をしよかと思ったんですが、測量はしないとまずいだろうと思うんですが、さっき私、確定測量なんて言いましたけど、特に買った土地をそれからずっともう行政が使い続けるんだったら、たとえ100平方メートルが120平方メートルであってもどちらであっても、まあ売ることないしもうええやって、乱暴な言い方ですけど、まだいいんですけども、買ったやつを次にまた転売っていうか、ほかに使うことがあるとすれば、また、そこで面積ちゃんとしなくちゃいけないですから、買うときにしたほうがいいんじゃないかと勝手に思うんですが、そのあたりは現実的にどうなんですか。売るときに考えると、買うときは買うときってなるのか。買うときにきちんとやったほうが私は楽だと思うんですが、そのあたりいかがでしょう。

○議長（細川雅子） 監理課長。

○監理課長（小田健治） 現在、例えば市が公有地として所有している土地につきまして、これを将来的に処分する場合、そういう土地があった場合につきまして、基本的に先ほど言いましたように土地の面積、いわゆる登記地積と実測地積、これが異なっているという状況がある中で、このような土地を今後売却処分していく場合につきましては、新たにその土地を買っていただける方、いわゆる買い主の方のことを考えますと、こちらについては処分する前に、まず、地積の更正登記をする必要が望ましいのかなと認識はしております。

それは今までも買っておる公有地の関係、既に取得しておるものでございますけど、これから例えばまた新たな土地を買うという場合につきましては、これも同じように実測地積と登記地積というのが異なる場合っていうのは、もうこれは普通に大竹市の場合ではあるかと思えます。

そういう場合につきましては、土地の地積、登記簿上の地積を実測地積に合わせるという、いわゆる地積の更正登記でございますけれども、こちらにつきましては、方法としては今までどおりで、所有権登記のみを取りあえずやるということも考えられるのは考えられるんですけど、登記地積と実測地積が異なりますので、今後、新たな土地を買うような場合がありますら、もう実測地積で地積の更正登記を行って、実測と登記の地積を合わせることが必要であろうかと認識しております。

以上です。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） すごくわかりいいんですけども、要するに実測っていうのはしないと出てきませんよね。登記の面積は登記簿に出ていますけれども、実際に明らかに違う場

合には測らざるを得ませんよね。面積わからんじゃないですか。

それでそのときの実測っていうのは、いわゆる確定測量っていうんですかね、境界立会までしたのではなくて、おおむね合っているという形でやってきたっていうことかもしれないかもしれませんけれども、どっちみち今後はそういうことは改めてほしいといいますか、要するに市が買うときに境界立会すると、すごく楽なんですよ。私もそういうことを経験はしましたけど、私じゃないですよ、他人が他人に売るんですけど、要は境界の棒を持って立つとけっちゅうんですけれども、それは境界がはっきりしないところいっぱいありますよね。そのときにこの人はもう、売ろうと思うとるわけですよ。この人は隣地ですよ。

ただ、どうかいねっていう、そこであじやこうじゃ言ったらもう売れんわけですから、今までええ加減じゃったものが、どうですかね、いいです、もうそこで。もう即決ですよ。そして、片方が売ってお金にしたいときにそれを決めれば物すごく簡単なんですけれども、改めて市が境界のはっきりしないものを持ってそれを売るときに、判を押してくださいって言ったら、いや、うちのじいさんがああ言ったとか、あれはこうじゃったとかいろいろなことが出てきて、下手するとその機を逃す。

だからやっぱり先を見ながら、ちゃんとそのときそのときに、物事をきちんとやっていく。そして、さっきの広島国道事務所じゃありませんけれども、あそこなんかも多分そうやって、きちょうめにやっているんだと思いますけれども、ぜひ大竹市も、少なくとも今後はそれをやってほしいなと思います。それでいいですよ。

○議長（細川雅子） 監理課長。

○監理課長（小田健治） 今のお話で、例えば新たに土地を買う場合でございますけれども、広島国道事務所であれば事業用地の土地を買いますよと。そして、大竹市におきまして新たな土地を買う場合につきましては、最初の市長の答弁にございましたように、土地の所有者の方、あるいは隣接の土地の所有者の方、こちらのほうの立会を求めまして、そこで境界を一応決める。決まったもので測量図をつくりますと。この測量図で基本的には土地の売買契約書を交わさせていただくという形になります。

今後につきましては、新たな土地を取得するものにつきましては、今お話ししましたように、そこまで買うときに境界立会をして図面までつくってるんだから、併せてそのときに登記のほう、いわゆる地積の更正登記のほう、登記書類のほうも併せてやるほうが、より好ましいんじゃないかという御提案だと思います。こちらにつきましては土地を買いましたら登記地積と実測地積が合うような形で、今後は考えていければと認識しております。

以上です。

○議長（細川雅子） 日域議員。4回目です。

○14番（日域 究） 法務局に行くと、主に相続の話ですけども、相続登記をちゃんとしましょうとかっていっぱい書いてありますね。意外と登記をしないのは、行政じゃないですか。特に建物なんかの場合はしなくても困らない、固定資産税を課税するわけでもないから関係ないんでしょうけども、ただ、土地についてはほぼ絶対じゃないかと思うんですけど、そうでもないです。

中には、それは超例外でそういうことができないというか、それより先にとにかく所有権移転の判を押してもらおうとかあるかもしれませんが、行政の立場から言うと、面積をきちんと出して、それで例えば境界立会がどうのこうの言っても、それをちゃんと法務局に持って行って、そこでその地積測量図か、それを向こうに備え付けてもらえば、そこで取りあえず荷物があっちへ行くわけですよ。そこから先は法務局の仕事ですから。何もかも、いつまでも大竹市で持つとく必要はないわけですよ、一丁上がりですね。

だからそれが標準形なんだと思うんですけども、そうして初めて公図もより正確なものになっていくじゃないですか。誰が悪いとか、何がいけないとかいいとか言ってたんじゃないかな前へ進まないですけども、やっぱり公図がおかしかったら、まちづくりに影響しますからね。

だから例えば売れない土地があったときに、本当は値段が高過ぎて売れないとかじゃなくて、売りに出せない土地かなって。そういうところがどんどん遅れて行って、いつまでも昔から売買もされない、相続はあっても売買もされないし、ずっと取り残されて、あそこ考えてみたら結構町に、真ん中に近くてよいとこなのに何で何もせんのかねって言ったら、結局そんなことがあって、さわれない土地になってしまっていることもあるかと思うんですが、少なくとも行政発のそういうことは避けてほしいなと思います。

だから新規に買うときは、それ、できるですよ。今後は絶対にそういうやり方しますって、そこまで言えないもんですか。それをお尋ねして終わりたいと思います。

○議長（細川雅子） 監理課長。

○監理課長（小田健治） 先ほどもお話しさせていただきましたけど、基本的にこれから土地を取得する場合につきまして、いわゆる登記地積といわゆる実測地積、境界立会をした結果に基づくその実測地積が異なる場合につきましては、基本的には異なる場合については契約をすると同時に、今までであれば所有権登記のみを行っていたという状況も、これはあるのは事実でございますが、こういう土地につきましての所有権移転登記と併せて、表示に関する登記手続のほうですね、こちらのほうも併せて行えればと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） あと1回ありますよ。

○14番（日域 究） 終わります。

○議長（細川雅子） この際、お諮りいたします。

一般質問の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、6月14日の本会議に継続いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、6月14日の本会議に継続することに決しました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。

6月14日は午前10時に開会いたします。ただいま御出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

15時50分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月11日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 小中 真樹雄

大竹市議会議員 中川 智之

令和3年6月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和3年6月14日10時開会

| 日 程 | 議案番号    | 件 名                                                            | 付 記                              |
|-----|---------|----------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 第 1 |         | 会議録署名議員の指名                                                     |                                  |
| 第 2 |         | 一般質問                                                           |                                  |
| 第 3 | 報告第 3号  | 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）                                          | 報 告<br>報 告<br>報 告<br>(一 括)       |
| 第 4 | 報告第 4号  | 繰越明許費繰越しの報告について（介護保険特別会計）                                      |                                  |
| 第 5 | 報告第 5号  | 継続費繰越しの報告について（一般会計）                                            |                                  |
| 第 6 | 報告第 7号  | 大竹市土地開発公社の経営状況について                                             | 報 告                              |
| 第 7 | 認 第 6号  | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大竹市一般会計補正予算（第1号））                       | 即 決                              |
| 第 8 | 認 第 7号  | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））                   | 即 決                              |
| 第 9 | 議案第43号  | 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第2号）                                          | 総務文教付託                           |
| 第10 | 報告第 6号  | 予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）                                 | 報 告<br>生活環境付託<br>(一 括)<br>生活環境付託 |
| 第11 | 議案第41号  | 大竹市上下水道料金審議会条例の制定について                                          |                                  |
| 第12 | 議案第44号  | 令和3年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）                                        |                                  |
| 第13 | 議案第45号  | 令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）                                     | 生活環境付託                           |
| 第14 | 認 第 4号  | 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）                           | 即 決<br>(一 括)                     |
| 第15 | 認 第 5号  | 専決処分の承認を求めることについて（大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例） |                                  |
| 第16 | 議案第39号  | 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備について                                     | 総務文教付託<br>(一 括)<br>総務文教付託        |
| 第17 | 議案第40号  | デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理について                 |                                  |
| 第18 | 議案第42号  | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                                           | 生活環境付託                           |
| 第19 | 意見書案第1号 | 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出について                              | 即 決                              |

第20 令和3年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願

総務文教付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 3号から日程第 9 議案第43号 (報告・説明・表決・付託)
- 日程第10 報告第 6号から日程第13 議案第45号 (報告・説明・付託)
- 日程第14 認 第 4号から日程第15 認 第 5号 (説明・表決)
- 日程第16 議案第39号から日程第17 議案第40号 (説明・付託)
- 日程第18 議案第42号 (説明・付託)
- 日程第19 意見書案第1号 (説明・表決)
- 日程第20 令和3年請願第2号 (付託)

○出席議員 (16人)

|     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 細川雅子 | 2番  | 藤川和弘  |
| 3番  | 原田孝徳 | 4番  | 小中真樹雄 |
| 5番  | 中川智之 | 6番  | 小田上尚典 |
| 7番  | 賀屋幸治 | 8番  | 北地範久  |
| 9番  | 西村一啓 | 10番 | 和田芳弘  |
| 11番 | 網谷芳孝 | 12番 | 児玉朋也  |
| 13番 | 山崎年一 | 14番 | 日城 究  |
| 15番 | 寺岡公章 | 16番 | 山本孝三  |

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

|                   |           |      |
|-------------------|-----------|------|
| 市                 | 長         | 入山欣郎 |
| 副                 | 市長        | 太田勲男 |
| 教                 | 育 長       | 小西啓二 |
| 総                 | 務 部 長     | 中村一誠 |
| 市                 | 民 生 活 部 長 | 三原尚美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     |           | 豊原 学 |
| 建                 | 設 部 長     | 山本茂広 |
| 上                 | 下 水 道 局 長 | 古賀正則 |
| 消                 | 防 長       | 佐伯和規 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 |           | 柿本 剛 |
| 危                 | 機 管 理 課 長 | 田中宏幸 |
| 企                 | 画 財 政 課 長 | 三井佳和 |
| 保                 | 健 医 療 課 長 | 松重幸恵 |
| 監                 | 理 課 長     | 小田健治 |

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長  
議 事 係 長

三 上 健  
加 藤 豪



10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前にお知らせがございます。

新型コロナウイルス感染予防のため、本会議50分を目安にして休憩を入れ、本会議場の換気をしたいと思っております。皆様の御協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、6番、小田上尚典議員、7番、賀屋幸治議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○議長（細川雅子） 日程第2、一般質問を行います。

6月11日の一般質問を継続します。

16番、山本孝三議員。

○16番（山本孝三） 16番、くろがねの山本でございます。

3月定例会から今日までの期間に、非常に大きな政治的な発展と申しますか、有権者の政治に対する厳しい目が向けられたということの中で、広島県の選挙、あるいは長野県の選挙、北海道の選挙、いずれも金権政治に対する有権者の厳しい審判が下されまして、その後の地方選挙においても、多くのところでこれまでどおりの選挙資金を受けるとか、あるいは金による運動員の費用を支払うと、こういうことに対する一定の批判がありました。そうしたことへの拒否が見られるという事例さえ、マスコミ報道によりますと、この間の地方選挙の中でも明らかになっていると報道されています。

そこで私は、具体的にさきの選挙で当落を争った宮口氏、西田氏、この方の選挙に使われた費用がどうであったかということに、私自身も関心を持ちました。

これはあるマスコミの報道ですが、運動費は自民党の西田氏が2,158万円使われたそうです。これは公職選挙法にのっとっての選挙管理委員会への報告による数字だそうです。宮口氏のほうは1,200万円、ですから西田氏の半分使われて、当選を果たされておる。私はこの数字を見て、依然として金権政治というのは改まってはならないと。

この10月にも国政選挙がございます。金権政治に対する有権者の厳しい批判が正しくこれからの政治に反映をされて、主権者たる有権者の皆さんの声が生かされる、そういう方向でさらなる発展ができることを期待もし、私自身も微力ながらそういう方向での思いを強めて、有権者の皆さんとの意思を共有して進みたいと願っております。

それでは本題に入らせていただきますが、これは2月26日に中国新聞に載った記事なんです。大竹市で広島市の医師会など、関係団体が広島西医療センターに参集されまして、ワクチンの接種についてのこれからの取り組みなり、市としてのそれなりのワクチン接種の普及についての思いなどが話し合われたと報道されております。

これは2月26日の記事ですから、会議が開かれたのはそれより前だということになるろう

かと思うんですね。その後、大竹市の社会的なこのワクチンの接種、あるいは高齢者を対象にした接種の状況というのは現時点でどうなっておるのか、まずお聞かせをお願いしたいと思います。

それで今問題になっておるのは、菅内閣総理大臣も明言されておりますが、年内には全ての国民のワクチン接種を終えると、こういうふうに言われるんですが、具体的に県・市の段階ではどういう日程で、高齢者のワクチン接種が終われば、次はどのような年代にその取り組みが進むのか、そういった全体像も含めて、話を聞かせていただきたいと思うんです。

それで進んでいるところでは、ワクチンの1回目の接種が、高齢者については52%終わったと。これが終われば2回目の接種に取り組むとされておるんですが、大竹市の場合、対象とされている高齢者の皆さんは、1回目がどこまで済んでおるのか。2回目の接種は、日程的にはいつ終わる予定で取り組みをされておるのか。

それで問題なのは、このワクチンの供給が、市が一方的に必要な量を、県や国に独自に求める仕組みにはなっていない。国や県から自治体ごとにワクチンを供給するというのが、仕組みとしては前提になっている。ですから、市町村段階で幾ら接種をスムーズにやろうとしても、ワクチンそのものが供給されなければできないという悩みがあるようにも、これは言われておるんですね。そこのところはどのような仕組みになるんですか。

それで、この接種の加速について、全国知事会でも一日も早く全ての国民に接種ができるような国の責任ある対応を発揮してほしいという要望をしておるということも、これは6月11日です。最近のマスコミ報道で、これは言われている。

同時に、このワクチンの接種に関連をして、接種に当たってのミスがあちこちで発生をしていると。それでその国のほうは、そういった事例が多発しているんで、再発防止に取り組むための事例集を作成するということすら報道をされておるわけですが、どのようなミスが起きるかといえば、これは一定の温度に冷凍することになっとるらしいですね。ところがその冷凍保管をしないままに、常温の状態でも保管がされておったと。しかもそれをそのまま接種をしたという事例さえあるということが言われておりますね。冷凍庫で保管することになっとる分が、誤って冷蔵庫に入れとったと。

それで接種を予定をされた人が、いろんな事情で接種に来られなかったと。そうすると、いわゆるキャンセルですね。キャンセルしたものをまた冷凍庫に入れて大事に使うんかといえば、それは使わんと破棄してしまうということを含めたミスといいますか、事例があちこちで起きていられると言われているんですが、そういうことを見たり聞かされたりすると、誰が一体そういうことに対する責任ある指導、監督といいますか、やるのか。それで市のほうの体制は、そういった面での取り組みはどうされとるんか。こういったあたりをまず聞かせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

それからもう1つの、土地利用規制法というのが今、国会で衆議院はもう可決して、参議院で審議されとるようですけども、これは国のほうから関係自治体として、こういう法律を国会に提出して、それで施行期日が決まって、具体的に効力を発揮するような状況になった場合には、関係自治体はこういうふうな取り組みなり、こういう体制をすること

になるから、それなりの準備なり、それなりの担当を決めて取り組むようにしてほしいということが、国から何か示唆があったんですか。そこのところをまず聞かせてもらいたいと思います。

それで、このことに関連して、わしも不勉強ですから、マスコミ報道や国会のこのやり取りを聞く範囲のことしか理解がしようがないんですが、ただ、経験から言うと、大竹市は御承知のように、戦前は海軍潜水学校があったり、海軍兵学校があったり、隣には陸軍燃料廠があったり、軍の機密なり、大変重要な位置を占めた土地柄で、そういう状況の下で大竹市のこの市域の土地については、個人所有が制度の上では基本とされながらも、軍の意向によってどうにでもなるということが、私は新町三丁目に住んでおりますけれども、新町三丁目に住んで大方48年になります、その間県やら市から聞いた話が、兵隊さんが4列縦隊で歩くのに道が狭いから、ここは広げると言うんで、軍がそういう指示をしたら、もううんもすんもない、そこが道路にされると。しかも土地代は1銭ももらわんと。

そして、私が新町にお世話になってからそういうことが持ち込まれて、ここは登記もしてもなけりゃ、固定資産税が減額されとることでもないんだと。戦前のままに私たちの土地が軍の命令で取られて、道路になったと。こういう相談を持ち込まれて、それで私は当時の建設部長や、市の責任ある職員の皆さんとも協議を重ねて、何とか、無償のまま道路にするようなことはいけないし、しかも税金もそのままだというようなことではいけないのではないかというようなことで、そんなことに一時期、地元の関係者と一緒になって取り組んだ経験があるんですが、そのようにこの土地利用規制法というのは、主権を大幅に制限をして、しかもそこに住んでおる人の日常的生活の実態、思想調査まですることができるというふうに、戦前の法律、変わらないということが危惧されておると。それで既に日本弁護士連合会のほうでも、こういう法律を国会で多数を頼んで法制化することとは、戦前と同じような国民の主権侵害だと、現行憲法に照らしてもそういうことがあってはいけないという声明がされておりますけれども、こうした法律について、出来得るなら、大竹市も岩国基地に隣接するまちであり、いつそういう法律の下で主権が侵害されると、そこにその人たちの思想調査も含めたことが平然とやられるようなことを許してはならないと思うんですが、最初に申しあげましたように、国のほうから関係自治体に対する示唆なりあったのかどうかということから、話を聞かせてもらえたらと思います。よろしくをお願いします。

○議長（細川雅子） 市長。

○市長（入山欣郎） 大竹市を思われ、市民の皆さんを思われての50年以上にわたっての議員生活で、いつも問題に真摯に向かわれる議員のお姿に、頭の下がる思いでございます。御質問ありがとうございます。予定した原稿どおりにお答えをさせていただきます。

山本議員の御質問にお答えいたします。

1点目の、新型コロナウイルスワクチンの接種についてです。

初めに、現時点の本市の接種状況及び進捗状況について御説明します。ワクチン接種の対象者は、12歳以上の市民約2万4,300人です。国が示している接種順位に基づき、接種券を配付し、接種を開始しています。

本市では、令和3年2月から、広島県主体で、医療従事者向けの先行接種、優先接種が始まりました。現在は、市が実施主体となり、65歳以上の方を対象に、大竹市医師会及び広島西医療センターに御協力いただき、ワクチン接種を実施しています。

接種方法には、集団接種と個別接種があります。集団接種は5月10日から、広島西医療センター特設会場において、祝日を除く平日午後を実施しています。個別接種も市内12医療機関で5月24日から開始し、また、高齢者施設などの入所者の接種も、各施設の嘱託医に御協力いただき、順次接種を行っています。

医療関係者の御尽力もあり、令和3年6月10日時点での65歳以上の方の1回目の接種状況は、集団接種と個別接種を合わせて約49%の接種率となっています。この場をお借りして、大竹市医師会、広島西医療センターの先生を初め、関係される皆様に心より感謝を申し上げます。

65歳以上の方の接種完了後、基礎疾患のある方などを優先して接種する方針です。国の試算では人口の8.2%とあり、本市では約2,200名を見込んでいます。これらの対象となる方については、医師の診断書や意見書を必要とせず、申告のみで優先的に接種できるよう、現在、接種券の発行を準備中です。

また、高齢者施設などの従事者の方にも、基礎疾患のある方と同じ時期に接種していただけるよう、調整しています。

それ以外の方の接種については順次始められるよう、準備を進めているところです。

接種完了の時期ですが、65歳以上の方の接種は、国が示した7月末の完了を目指して努力しているところです。また、6月9日に内閣総理大臣がワクチン接種について、10月から11月にかけて希望する方、全てに終わることを実現したいと表明されたところですが、現段階ではワクチンの確実な供給量や日程など、詳細について具体的に示されておりませんので、市として、確実な市民へのワクチン接種の終了時期について申し上げることは難しいと考えております。

しかしながら、市民の皆様が安心していただくため、ワクチン接種を一刻も早く進めることができますよう、大竹市医師会及び広島西医療センターに御協力をいただきながら取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染拡大防止策についてです。

感染拡大防止策は、国及び都道府県が、中心的・主導的な役割を担っており、市は県の方針に沿って、感染拡大防止などに取り組んでいるところです。

現在、県では対策を緩められる状況にはないことから、5月16日から5月31日までの緊急事態宣言が6月20日までに延長されました。引き続き、人と人との接触を削減し、感染を抑え込むため、外出半減や、20時以降の外出は控える、同居家族以外との会食はしないなどを徹底するよう要請されています。市としましても、県の要請に従い、引き続き感染予防の周知・啓発を努めてまいります。

PCR検査の実施については、PCRセンターの全県展開として、県内6カ所で県内全市町の住民及び勤務されている方で無症状の方を対象とした、完全予約制の唾液による検査を実施しています。また、県医師会や民間の検査機関の協力を得て、発熱などの症状が

ある方を対象に、身近な医療機関での唾液によるPCR検査を可能とすることにより、早期の新規感染者の把握及び入院などの措置の徹底を図ることとしており、県内の1,000カ所余りの医療機関の協力が得られています。ただし、診療に混乱を来さないよう、施設名や市町ごとの施設数は非公表とされており、御理解をいただきたいと思っております。

このように、県による感染拡大防止の取り組みが進められる中、市としてはワクチン接種を一刻も早く進めることが重要であると考えており、市独自に検査体制の整備などを実施することは、現段階では考えておりません。まずは、国・県の取り組みをはじめ、関係機関とも情報を共有し、市民の皆様の安心につながるような情報を都度お知らせしてまいります。

次に、2点目の土地利用規制法案についてです。

この法案は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案といい、現在、通常国会において審議されているところで、確定したものではありません。内閣官房が公表している概要資料などの内容を基にお答えすることを御了承いただきたいと思っております。

この法律の目的は、防衛関係施設などの重要施設及び国境離島などの機能を阻害する土地などの利用を防止するものです。基本方針として、重要施設及び国境離島などの機能を阻害する土地などの利用の防止に関する基本的方向、注視区域及び特別注視区域の指定に関する基本的な事項、土地などの利用の状況などの調査並びに利用者に対する勧告及び命令に関する事項が定められています。

注視区域とは、重要施設の周囲おおむね1,000メートルの区域内及び国境離島や有人国境離島地域を構成する離島の区域において、法律の目的に即して必要があるものを、内閣総理大臣が告示により個別指定することができるものです。

指定に当たっては、あらかじめ関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聞くこととされています。

また、特別注視区域とは、機能が特に重要なもの、または機能を阻害することが容易であるものを、特定重要施設及び特定国境離島などとして、先に説明した注視区域と同様に、内閣総理大臣が告示により、個別指定することができるものとございます。

注視区域において、内閣総理大臣は土地などの利用状況の調査を行うものとしており、必要がある場合は地方公共団体の長その他の執行機関に対し、土地利用者などの氏名や住所などの情報提供を求めることができるとされています。

この注視区域内にある土地などの利用者が、当該土地などを重要施設の機能を阻害する、または明らかに阻害するおそれがあると認められるときは、土地等利用状況審議会の意見を聴き、必要な措置をとるべき旨を勧告することができるものとされています。

正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、当該措置をとるよう命令することができることとされており、この命令に違反すると2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、または、この両方に処せられることとされています。

また、特別注視区域内においては、土地などの所有権移転などに際し、当事者の氏名、住所のほか、土地などの所在、面積、利用目的などを内閣総理大臣に事前届出することと

されており、この届出に違反があった場合は、6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることとされています。

なお、勧告を受けた者が、必要な措置をとったことで、損害を受け、または他人に損害を与える場合は、国が損失の補償を行うなどが定められています。

現時点で、この法律の具体的な内容は、国から示されておらず、事前協議もありません。また、本市に注視区域などの指定があるかどうかもわかっていません。今後、国から詳細が示された際は、制度の周知を行うとともに、適切に対応してまいります。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 新型コロナウイルスの感染防止のためのワクチンの接種の問題なんですけれども、これは6月6日のマスコミ報道ですが、一般接種時期未定という大きな見出しで報道されとるんですが、高齢者の1回、2回の接種が現在どこまで進んでおるんですか。この6月1日の新聞では、大竹市は33%、接種回数は3,091回。こういう数字がここへ載っておるんですが、先ほどの答弁の中で、このところは既に数字を挙げて、実態を示されたかと思うんですが、もう一回現状どうなっとるかということをはっきりと明かにしてもらいたいと思います。

それで接種率の向上のために、どの市町村でも非常に苦勞されていると報道されておりますね。ですからワクチンそのものが市町村段階で取り込まれるテンポに合わせて供給されているかどうかということも、私は疑問に思っているんですが、そのところは大丈夫なんですかね。

それで一日も早く全市民にワクチン接種ができて、新型コロナウイルスの感染予防に万全を期すということになることが望ましいわけなんで、そこに向かってのやっぱり市町村段階での取り組みなり、その取り組みに合わせた国なり県なりの支援体制、供給体制、こういうことが求められておると思うんですが、そのところをもう一度お願いします。

それと土地利用規制法案の問題ですが、法律の条文上は明確な規定がないと言われておるんですが、市のほうではこの法律の条文案なるものは、見られたんですか。見られたんなら、私が今お聞きしたいということをお願いをしている、条文上は明確な規定がない、むしろ関係機関、法律が国会で成立すると、それを施行する担当機関の思惑でどうにでもなるということが、専門家の間でも指摘されとるんじゃないかね。そんな法律というのはあってはいけんじゃないかと思うんですが、もし市のほうで国からこういう法案の審議がされて、市町村段階ではそれなりの対応を準備するなり、担当者を決めて法律が施行される段階ではそれなりの責任ある取り組みをしてほしいということがあったんならあったように言ってもらえればいいんですが、その辺を私は非常に心配しておる。

先ほども申し上げましたように、一旦これが施行されて法律として生きてくると、権力というのは非常に恐ろしいわけですからね。国民が知らん間に無権利状態にされたり、主権が大幅に制限されるということにもなるわけですから、そうならんようにという思いを込めて、重ねて質問させてもらいました。よろしくお願いします。

○議長（細川雅子） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） 新型コロナワクチンの接種率についての御質問があったかと思えます。6月10日現在、先ほども市長が申しましたとおり、約49%ですね。接種回数といたしましては、1回目が4,574回終わっております。2回目につきましては1,242回で、13.2%ということになります。

そして、ワクチンの分配量についてでございます。こちらにつきましては、市のほうも確定量がなかなか決まらないものですから、集団接種と個別接種医療機関にどれだけ分配するかということをつつも2週間に1回、分配量を決めていくわけなんですけど、このあたりがなかなか難しいという状況ではございます。

65歳以上のワクチン量につきましては、県のほうも7月末までの接種できる量が確保できたと申しておりますけれども、7月までのどのタイミングでどの量が入るかというところもまだ確定はしていないという状況でありますので、なかなか難しいワクチンの分配の仕方をしておるとい状況でございます。

大竹市におきましては、集団接種の量と個別接種医療機関の量なんですけれども、個別接種医療機関に次の2週間後どれぐらい必要かというのを丁寧に聞いており、その量は確保できる量をいただけるように努力はしているという状況です。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 危機管理課長。

○危機管理課長（田中宏幸） 先ほど2点ほど御質問あったかと思えます。

まず、条文で明確な規定がないというふうにもマスコミ報道でされているということもございますけれども、恐らくこの調査に関する部分での明確な部分がないんじゃないかということだと思うんですが、条文自体は市長答弁にもありましたように、内閣官房のホームページのほうに法案等、あと概要資料等も公開されております。

その法案文の中身を読みますけれども、先ほどの調査の件ですが、第7条第1項で、内閣総理大臣は、土地等利用状況調査のために必要がある場合においては、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該土地等利用状況調査に係る注視区域内にある土地等の利用者その他の関係者に関する情報のうちその者の氏名又は名称、住所その他政令で定めるものの提供を求めることができる。と規定されております。

また、同条第2項では、関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、前項の規定による求めがあったときには、同項に規定する情報を提供するものとする。というような規定がございます。

ここで、先ほど言いました第1項のその他政令で定めるもの、この政令で定めるものという部分については何もまだ公開されておりませんし、決まったものでございませぬので、その部分が不明瞭というような報道がされているものと思われま。

それから2点目ですが、関係機関の思惑でどうにでもなるような広げ方がされるんじゃないかという御懸念でございます。こちらも法案文によりますと、第5条第1項、こちらで、また法案文読みますけれども、内閣総理大臣は、重要施設の敷地の周囲おおむね千メートルの区域内及び国境離島等の区域内の区域で、その区域内にある土地等が当該重要施設の施設機能又は当該国境離島等の離島機能を阻害する行為の用に供されることを特に防

止する必要があるものを、注視区域として指定することができる。と規定されておられまして、また、この同条第2項では、内閣総理大臣は、注視区域を指定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、土地等利用状況審議会の意見を聴かなければならない。と規定されております。

こういった審議会の意見も聴くという規定になっておりますので、裁量のみで広がるものではないと今は理解しております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） この法案については大いに勉強もしていかないといかんと思っておりますが、政令で規定するということが、行政の重要な位置におられる市長以下、政令というのは法律に載らんでしょうが。そうでしょう。だからここが問題なんですよ。

大竹市の条例でもそうでしょう。条例に明文化してないけれども、規則でこうなるとると、こうしましたと言われたら、既にそれは行政権の執行の後、我々は知ると。そこで初めて問題にするということになってきた事例というのは、今までにたくさんありますよ。そういうことがあっちゃいけんから、私は私なりの理解の範囲で質問させてもらうととります。

時間も来ましたんで、私も勉強します。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

11時に再開します。

~~~~~○~~~~~

10時50分 休憩

11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第9〔一括上程〕

報告第 3号 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 4号 繰越明許費繰越しの報告について（介護保険特別会計）

報告第 5号 継続費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 7号 大竹市土地開発公社の経営状況について

認 第 6号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大竹市一般会計補正予算（第1号））

認 第 7号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号））

議案第43号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

○議長（細川雅子） 日程第3、報告第3号繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）から、日程第9、議案第43号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第2号）に至る7件を



議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（太田勲男） 報告第3号から報告第5号及び報告第7号、認第6号及び認第7号、議案第43号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第3号及び報告第4号につきましては、令和2年度から令和3年度へ繰り越す事業につきまして、このたび繰越計算書を調製いたしましたので、御報告させていただきます。

それではまず、1ページからの報告第3号繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）を御説明申し上げます。

第2款総務費の旧穂仁原小学校校舎解体等事業は、広島県と年度内に移転補償契約を締結し、令和3年度中に土地を引き渡す予定のため、3月補正において予算措置をしましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

業務用パソコン設定事業は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、業務用パソコンの納期が遅れ、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

住民基本台帳システム改修事業及び戸籍システム改修事業は、システムの改修に必要なソフトウェアの配布時期が令和3年度となり、年度内での事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

コンビニ等交付システム構築事業は、システム構築に1年近くの期間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第4款衛生費の新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルスワクチン接種の開始が令和3年度以降となったため、年度内の事業完了に至らず、繰り越したものでございます。

出産育児応援給付金給付事業は、給付金の申請を14日以内としているため、出生日によっては、給付金申請日が令和3年度になることが予想されるため、繰り越したものでございます。

災害廃棄物処理計画改定事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、廃棄物の共同処理を行っている廿日市市・和木町との調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第6款農林水産業費の比作地区林地崩壊対策事業は、広島県及び関係者との協議に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第7款商工費のクーポン券発行事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により落ち込んだ消費を喚起するため、3月補正において予算措置をしましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

頑張る飲食事業者応援事業は、広島県が売り上げの減少した飲食事業者に対する支援を実施し、市がその経費の一部を負担することとなっており、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。

雇用調整助成金等受給サポート事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の現状を踏まえ、国の方針に沿って広島県が当該事業を延長し、市においても事業を延長することとなったため、繰り越したものでございます。

第8款土木費のトンネル調査補修設計事業及び橋りょう補修調査設計等事業は、国の交付金を活用し、令和3年度予定事業を前倒して行うため、3月補正において予算措置をしましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

恵川橋歩道整備事業は、2回の入札不調により契約時期が遅れ、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

元町木野線道路改良事業は、施工方法の検討及び関係機関との協議に不測の事態が生じ、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

小方4号線道路改良事業は、測量設計業務において、関係機関等の協議に時間を要し、工事発注が遅れたことにより、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

青木踏切改良事業は、工事竣工に伴う用地の買収について、境界立会等の日程調整に時間を要し、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

県営事業負担金（道路）、県営事業負担金（砂防）及び県営事業負担金（港湾）は、広島県が施工する道路、砂防及び港湾の整備について、県の事業執行に応じて繰り越したものでございます。

一般河川（水路）浚渫事業は、河川の土砂しゅんせつ範囲が広大で土量が多く、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

御園第1公園整備事業は、移転先である市営御園住宅2号棟及び3号棟跡地において、既存の雨水排水管等の撤去など、工事工程の調整の必要性が生じ、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

市営住宅御園団地整備事業は、岩国大竹道路整備事業に伴い、広島国道事務所の要望による早期の工事着手及び用地引渡しのため、12月補正において予算措置をいたしましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

第9款消費費の防災行政無線子局撤去事業は、旧穂仁原小学校用地の広島県への引渡しに伴い、校舎に付随する防災行政無線を撤去するため、3月補正において予算措置をいたしましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

第10款教育費の旧穂仁原小学校動産処分等事業は、旧穂仁原小学校用地の広島県への引渡しに伴い、校舎の解体工事に先立って校舎内の物品の撤去及び処分を行うため、3月補正において予算措置をいたしましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

小学校施設天井改修事業は、落下防止対策が求められている吊天井の改修を行うため、3月補正において予算措置をしましたが、事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

次に、5ページからの報告第4号繰越明許費繰越しの報告について（介護保険特別会計）を御説明申し上げます。

第1款総務費の介護保険システム改修事業は、介護報酬改定等に対応するソフトウェアの配布時期が令和3年度となり、年度内の事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

次に、8ページからの報告第5号継続費繰越しの報告について説明申し上げます。

第3款民生費の市立保育所等整備事業は、令和2年度から令和3年度の2カ年の継続費を設定しておりますが、令和2年度の予算210万500円を、令和3年度へ逡次、繰り越したものでございます。

第8款土木費の大竹駅周辺整備事業は、平成30年度から令和5年度の6カ年の継続費を設定しておりますが、令和2年度の予算10億1,352万8,910円を令和3年度へ逡次、繰り越したものでございます。

次に、16ページからの報告第7号大竹市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

まず、事業概要でございますが、令和2年度中に取得した用地はありませんでした。処分した用地につきましては、大竹駅前周辺整備再開事業、大願寺山宅地造成事業及び中市立戸線道路改築事業の代替地計3件を、総額3,534万7,202円で処分いたしました。

続きまして、収益的収支につきましては、御説明申し上げます。

収入総額は1億946万4,052円であり、支出総額は1億722万2,156円で、差し引き224万1,896円の純利益となりました。

なお、財務諸表につきましては、決算書に記載しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上で、報告第3号から報告第5号及び報告第7号の説明を終わります。

次に、30ページからの認第6号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度大竹市一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため実施される低所得のひとり親世帯への子育て世帯生活支援特別給付金の支給を4月中に速やかに行うため、その予算措置が必要となりました。

このため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年4月15日付で専決処分したものでございます。御承認をお願い申し上げます。

専決しました補正予算は、歳入歳出予算の総額に1,715万3,000円を追加し、予算総額を155億8,073万円としたものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において、子育て世帯生活支援特別給付金1,595万円のほか、職員手当等106万3,000円、消耗品費10万円等の事務費を計上し、歳入として、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費国庫補助金1,595万円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費国庫補助金120万3,000円を追加したものでございます。

次に、37ページからの認第7号専決処分の承認を求めることについて、令和3年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

本件は、令和2年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足することが

明らかとなったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和3年度の歳入を繰り上げてこれに充てるための予算措置が必要となりました。

このため、地方自治法179条第1項の規定により、令和3年5月20日付で専決処分をいたしましたので、御承認をお願い申し上げます。

専決いたしました補正予算は、歳入歳出予算の総額に5億3,656万円を追加し、予算総額を8億2,749万4,000円とするとともに、一時借入金の借入最高額に5億3,600万円を追加し、一時借入金の借入最高額を8億2,600万円とするものでございます。

続きまして、今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った令和2年度の決算状況を御説明申し上げます。

歳入総額は2億6,326万3,359円となる見込みでございます。

内訳といたしましては、晴海一般分譲用地等の土地売払収入が約4,070万円、晴海商業用地等の土地貸付収入が約2,330万円、一般会計繰入金が約1億9,930万円でございます。

歳出の総額は7億9,982万3,316円となる見込みでございます。

内訳としましては、各造成地の維持管理経費が約130万円、公債費が約2億7,420万円、令和元年度決算における繰上充用金が約5億2,430万円でございます。

歳入から歳出を差し引きいたしますと、5億3,655万9,957円が不足となる見込みであり、この金額を令和2年度の不足額として、令和3年度の歳入を繰り上げて充用したものでございます。

以上で、認第6号及び認第7号の説明を終わります。

次に、54ページからの議案第43号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3,431万円を追加し、予算総額を156億1,504万円にするものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により58ページの歳出から説明をいたします。

第2款総務費は、530万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、自治会活動に必要な備品整備費用を自治会等に補助するものでございます。

第3款民生費は、2,395万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給するための費用を計上するものでございます。

第9款消防費は、50万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を財源として、自主防災組織の活動に必要な備品整備費用を自治会に補助するものでございます。

第10款教育費は、456万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、スポーツ振興くじ助成金を財源として、総合体育館武道場の畳を更新するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、57ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第15款国庫支出金は2,395万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、歳出に計上しております子育て世帯生活支援特別給付金支給事業に対する国庫補助金を計上するものでございます。

第19款繰入金は、このたびの補正予算について財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第21款諸収入は895万5,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、宝くじコミュニティ事業助成金を580万円、スポーツ振興くじ助成金を315万5,000円計上するものでございます。

以上で、報告第3号から報告第5号及び報告第7号、認第6号及び認第7号、議案第43号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、一括質疑に入ります。質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本7件のうち、報告第3号、報告第4号、報告第5号及び報告第7号の4件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

お諮りいたします。

認第6号及び認第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、本2件の一括討論に入ります。討論の通告は受けておりませんが、討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、認第6号及び認第7号を一括採決いたします。

本2件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本2件を承認することに決しました。

議案第43号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第13〔一括上程〕

報告第6号 予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）

議案第41号 大竹市上下水道料金審議会条例の制定について

議案第44号 令和3年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第45号 令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第10、報告第6号予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）から、日程第13、議案第45号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に至る4件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

○上下水道局長（古賀正則） 報告第6号、議案第41号、議案第44号及び議案第45号につきまして、一括して説明を申し上げます。

報告第6号予算繰越しの報告について御説明申し上げます。

本件は、令和2年度大竹市水道事業会計及び令和2年度大竹市公共下水道事業会計における建設改良費の繰越しを、地方公営企業法第26条第3項の規定により御報告するものでございます。

初めに、水道事業会計の防鹿水源地3号ろ過池改良事業でございます。

本事業は、老朽化している防鹿水源地の緩速ろ過池を順次改良していくものでございますが、当初発注の一般競争入札での応募がなく、再入札の手續に時間を要した結果、工事の発注が遅れたため、年度内の完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

続きまして、本町二丁目・新町三丁目地内配水管改良事業でございます。

本事業は、令和3年1月初旬の寒波に伴う凍結防止対策、地元住民への交通安全対策等の日程調整に時間を要したため、年度内の完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

続きまして、御園台地内配水管改良事業でございます。

本事業は、国土交通省所管の岩国大竹道路事業に伴う水道管の移設工事でございますが、国の事業の進捗の遅れに加え、移設に係る国との補償協議に時間を要した結果、工事の発注が遅れたため年度内の完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

続きまして、公共下水道事業会計の大竹下水処理場電気機械設備改築更新事業でございます。

本事業は、老朽化した下水処理場電気機械設備の改築更新工事でございますが、沈殿池の水を抜いて施設の状況を確認したところ、次年度更新予定であった越流堰等の銅板に、想定以上の腐食が確認されました。

当該箇所を早急に更新する必要性が生じ、施工箇所を追加したため、年度内の完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

続きまして、小方ポンプ場・小方雨水排水ポンプ場健全度判定分解調査事業でございます。

本事業は、ポンプ場の健全度判定のために分解調査を行うものですが、事業発注後に分解に必要な交換部品であるベアリングの納期が想定以上に必要であることが判明したため、年度内の完了が困難となり、事業の繰越しを行ったものでございます。

最後に、大竹第一排水区内水ハザードマップ作成事業及び小島雨水・合流ポンプ場他耐水化計画基本構想策定事業でございます。

本2事業は、令和3年度当初予算で予定していた事業ですが、国の令和2年度補正予算(第3号)の成立に伴い、本市の令和2年度補正予算(第3号)に前倒しで予算計上したものであり、翌年度に繰り越して事業を実施するものでございます。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

次に、議案第41号大竹市上下水道料金審議会条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、地方公営企業法第14条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理させる機関として、大竹市上下水道料金審議会を設置しようとするものでございます。

水道料金及び公共下水道使用料については、令和2年度に策定した大竹市水道事業経営戦略及び大竹市公共下水道事業経営戦略において、両事業とも料金改定を行わなかった場合には、今後、純損失を計上する見込みとなっており、定期的な料金水準の見直しが必要となっております。

つきましては、水道料金並びに公共下水道使用料について審議する審議会を設置し、適正な料金について、幅広い審議をいただきたいと考えております。

なお、審議会には、学識経験者の方や、水道・公共下水道の利用者等を委員とする10名以内の組織とする予定です。

次に、議案第44号令和3年度大竹市水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、先ほど御説明申し上げた大竹市上下水道料金審議会に係る委員の報酬及び費用弁償として、上水道事業費用の営業費用を18万8,000円増額し、収益的支出の総額を5億5,376万円とするものでございます。

審議会委員の報酬は勤務1日につき7,200円とし、費用弁償については、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき算定することとしています。

最後に、議案第45号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、大竹下水処理場から排出される脱水汚泥の処理業務委託料についてでございます。

例年、本業務は本市と和木町が共同で実施しており、入札業務は和木町が行っています。令和3年度分の業務について入札を行ったところ、予定価格以下での応札がなく、不調となりました。そこで、業務期間を令和3年4月から6月の3カ月間に絞って再度入札を実施したところ、予定価格以下での応札があり、契約を締結した次第ですが、落札業者は7月以降の業務は受諾できない意向であり、他の指名業者の価格では予算が不足する見込みであるため、下水道事業費用の営業費用を1,072万5,000円増額し、収益的支出の総額を9

億8,346万5,000円とするものでございます。

以上で、報告第6号、議案第41号、議案第44号及び議案第45号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件のうち、報告第6号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

議案第41号、議案第44号及び議案第45号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14～日程第15〔一括上程〕

認 第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）

認 第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（細川雅子） 日程第14、認第4号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）及び日程第15、認第5号専決処分の承認を求めることについて（大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 認第4号及び認第5号につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

初めに、認第4号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布され、一部が令和3年4月1日から施行されました。直ちに大竹市税条例等の一部を改正する条例を制定する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年3月31日付で専決処分をいたしました。同条第3項の規定により議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

改正内容は、市民税関係が2点、軽自動車税関係が3点、固定資産税関係が4点ございます。

まず、市民税に関する改正点です。

1点目として、個人の市民税に係る扶養親族等申告書などについて、申告書などに記載すべき事項を、電子提出の方法により提供できる要件を変更するものです。

2点目として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、取得住宅への入居が遅れ



た個人市民税所得割の納税義務者に対し、令和16年度分までの13年間の控除期間とする住宅借入金等特別税額控除の適用期限を1年間延長するものです。

次に、軽自動車税に関する改正点です。

1点目として、環境への負荷の低減が顕著な車における環境性能割についてです。令和3年度及び令和4年度における税率の軽減措置の適用対象車を現行と同じ水準としつつ、令和12年度燃費基準の下での税率の適用区分を規定するものです。

2点目として、自家用乗用車における環境性能割の軽減措置については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に配慮し、取得対象期間を9カ月間延長し、令和3年12月31日までといたします。

3点目として、環境負荷が少ない性能の新車を取得した場合の、翌年度分における種別割の軽減措置についてです。新たな燃費基準の下での適用対象を規定し、取得対象期間を2年間延長し、令和5年3月31日までとするものです。

次に、固定資産税に関する改正点です。

1点目として、令和3年度の評価替えに伴う宅地等及び農地の負担調整の特例措置についてです。令和3年度から令和5年度までの負担調整措置は、現行の仕組みを継続いたします。

2点目として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による納税者の負担感に配慮し、宅地等及び農地の負担調整の特例措置等により税額が増加する土地について、令和3年度に限り前年度の課税標準額に据え置く規定を新設するものです。

3点目として、生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に係る課税標準の特例措置の見直しに伴い、規定を整理しています。

4点目として、用途が前年度と異なる宅地等について、税負担の調整に当たり、当初から変更後の用途と見なす特例措置の適用期限を3年間延長し、令和5年度までとするものです。

そのほか法律改正に伴い、条例の引用条項にずれが生じたものについて、所要の整理を行っています。

また、都市計画税条例についても、税条例と同様、令和3年度の評価替えに伴う改正並びに地方税法の改正による課税標準の特例に係る引用条項の整備及び字句の修正を行っています。

最後に附則でございます。施行期日は令和3年4月1日とし、市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税に関する経過措置を規定しています。

続きまして、認第5号専決処分の承認を求めることについて（大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

離島振興法第20条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令が、令和3年3月31日に公布されました。

直ちに大竹市離島振興対策実施地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じましたが、市長において特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項

の規定により、令和3年3月31日付で専決処分をいたしました。同条第3項の規定により、議事に報告し承認をお願いするものでございます。

改正内容は、固定資産税の課税免除について、設備投資の適用期限を2年間延長し、令和5年3月31日までにするとともに、字句の修正を行ったものです。

以上で、認第4号及び認第5号の説明を終わります。よろしく御審議賜り御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、一括質疑に入ります。質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。お諮りします。

認第4号及び認第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本2件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、本2件の一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、認第4号及び認第5号を一括採決いたします。

本2件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本2件を承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第16～日程第17〔一括上程〕

議案第39号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備について

議案第40号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理について

○議長（細川雅子） 日程第16、議案第39号押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備について及び日程第17、議案第40号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中村一誠） 議案第39号及び議案第40号につきまして、一括して説明を申し上げます。

初めに、議案第39号押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備について提案理由を説明いたします。

御承知のとおり、昨年から国において急速に押印の見直しが進められ、全国の地方公共団体において、押印の見直しが行われています。

本市におきましても、行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、現在、個人、事業者及び職員に求めている書類への押印について見直しを行っているところであり、本条例は押印の見直しの一環として、条例において認印の押印が規定されているものについて認印の押印を不要とするよう、改めるものでございます。

条例以外の規則や要綱等で定められている手続については、現在、全ての手続の洗い出しを行い、押印の必要性の検討を行っているところであり、これらの手続についても順次見直しを行っていきたいと考えております。

なお、大竹市固定資産評価審査委員会条例については、併せて委員長の任期の規定等を改めるとともに、字句の修正を行うものでございます。

次に、議案第40号デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理について御説明申し上げます。

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル庁設置法が令和3年5月19日に公布されたことに伴い、関連する条例の一部を改正しようとするものでございます。

まず、条例第1条の大竹市個人情報保護条例の改正についてでございます。

デジタル庁設置法の施行に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、情報提供ネットワークシステムは、内閣総理大臣が設置し、管理することに変更されたため、大竹市個人情報保護条例第33条第2項に定める保有個人情報の訂正決定の通知先を、総務大臣から内閣総理大臣に変更するものでございます。

また、あわせて、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第4号に、転職時等において使用者間での特定個人情報の提供を可能とする条項が新たに追加されたことに伴う条項ずれに対する改正を行うものでございます。

続きまして、条例第2条大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の改正につきましても、第1条と同様の理由により、条項ずれの修正を行うものでございます。

続きまして、条例第3条の大竹市手数料条例の改正についてでございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、個人番号カードの発行主体が市から地方公共団体情報システム機構に変更され、地方公共団体情報システム機構が手数料を徴収することができることが新たに規定されたため、手数料条例における個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するというものでございます。

最後に附則でございます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律及びデジタル庁設置法の

施行日である令和3年9月1日を条例の施行日としております。

以上で、議案第39号及び議案第40号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

議案第39号及び議案第40号は総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第18 議案第42号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第18、議案第42号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 議案第42号大竹市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部が改正されたことなどに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容としましては、税制改正における個人所得課税の見直しに伴うものでございます。

税制改正により給与所得控除及び公的年金等控除が10万円引き下げられ、基礎控除が10万円引き上げられたため、収入額が同じ場合、国民健康保険料の軽減判定に不利益が生じないよう、軽減判定基準の改正を行うものでございます。

施行日は公布の日とし、経過措置として改正後の規定は令和3年度分以後の保険料について適用し、令和2年度までの保険料については、なお従前の例によるものとしております。

以上で、議案第42号の説明を終わります。よろしく御審議の上御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

議案第42号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第19 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出について

○議長（細川雅子） 日程第19、意見書案第1号日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

7番、賀屋幸治議員。

○7番（賀屋幸治） 意見書案第1号、日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書の提出についてにつきましては、意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約への署名・批准を求める意見書（案）

被爆から75年間の願いの証ともいえる核兵器禁止条約が、2021年（令和3年）1月22日に発効しました。核兵器の違法性を明記し、その全廃と世界中の核被害者（ヒバクシャ）の救済を定めた初の画期的な国際法で、批准する国は増え続けています（3月現在で54カ国）。

しかし、核保有国は条約を拒み、核軍拡の動きを強めているため、条約の実効性が疑問視されています。さらに、我が国も参加しない姿勢を変えず、国会の審議も深まりません。このままでは、私たちは原爆慰霊碑に顔向けができず、日本は世界に失望を広げ、やがて信頼を失うのでは、と恐れます。

核軍縮の流れをつくり、条約を有効に機能させるためには、どうしても核保有国を条約に引き入れなければなりません。それにはまず、国民、国会が条約に合意できる環境を早くつくって参加する国になること、そして核保有国を動かす努力をすることが唯一の戦争被爆国としての責務であると確信いたします。

我が国が核軍縮と核兵器廃絶を強める主導的役割を果たすため、国会と日本政府に対し、核兵器禁止条約に署名・批准することを強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。皆様の御賛同をよろしく願います。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 令和3年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての  
請願

○議長（細川雅子） 日程第20、令和3年請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております令和3年請願第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月15日から6月24日までの10日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、6月15日から6月24日までの10日間、休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

この際、御通知申し上げます。6月15日は午前10時から総務文教委員会を、6月16日は午前10時から生活環境委員会を、6月17日は午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会をそれぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

6月25日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時49分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月14日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 小田上 尚典

大竹市議会議員 賀屋 幸治

令和3年6月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

令和3年6月25日10時開会

| 日 程 | 議案番号      | 件 名  | 付 記            |        |
|-----|-----------|--|----------------|--------|
| 第 1 |           | 会議録署名議員の指名                                     |                |        |
| 第 2 | 議案第39号    | 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備について                     | （原案可決）<br>総務文教 |        |
| 第 3 | 議案第40号    | デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理について |                | （原案可決） |
| 第 4 | 議案第43号    | 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第2号）                          |                | （原案可決） |
| 第 5 | 議案第41号    | 大竹市上下水道料金審議会条例の制定について                          | （原案可決）<br>生活環境 |        |
| 第 6 | 議案第42号    | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                           |                | （原案可決） |
| 第 7 | 議案第44号    | 令和3年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）                        |                | （原案可決） |
| 第 8 | 議案第45号    | 令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）                     | （原案可決）         |        |
| 第 9 | 令和3年請願第2号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願                     | （採 択）          |        |
| 第10 |           | 基地周辺対策に関する中間報告について                             |                |        |
| 第11 |           | 議会改革に関する中間報告について                               |                |        |
| 第12 | 議案第46号    | 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第3号）                          | 総務文教付託         |        |
| 第13 |           | 閉会中の継続審査の申し出について                               |                |        |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第39号から日程第4 議案第43号（報告・表決）
- 日程第 5 議案第41号から日程第8 議案第45号（報告・討論・表決）
- 日程第 9 令和3年請願第2号
- 追加日程第 1 意見書案第2号
- 日程第10 基地周辺対策に関する中間報告について
- 日程第11 議会改革に関する中間報告について
- 日程第12 議案第46号（説明・付託）
- 追加日程第 2 議案第46号（報告・表決）
- 日程第13 閉会中の継続審査の申し出について

○出席議員（16人）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 細川 雅子 | 2番 藤川 和弘  |
| 3番 原田 孝徳 | 4番 小中 真樹雄 |



5番 中川 智之  
7番 賀屋 幸治  
9番 西村 一啓  
11番 網谷 芳孝  
13番 山崎 年一  
15番 寺岡 公章

6番 小田上 尚典  
8番 北地 範久  
10番 和田 芳弘  
12番 児玉 朋也  
14番 日城 究  
16番 山本 孝三

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

市長  
副市長  
教育長  
総務部長  
市民生活部長  
健康福祉部長兼福祉事務所長  
建設部長  
上下水道局長  
消防長  
総務課長併任選挙管理委員会事務局長  
企画財政課長

入山 欣郎  
太田 勲男  
小西 啓二  
中村 一誠  
三原 尚美  
豊原 学  
山本 茂広  
古賀 正則  
佐伯 和規  
柿本 剛  
三井 佳和

○出席した事務局職員

議会事務局長  
議事係長

三上 健  
加藤 豪

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。  
これより日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において8番、北地範久議員、  
9番、西村一啓議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第4〔一括上程〕

- 議案第39号 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備について
- 議案第40号 デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理について
- 議案第43号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第2号）

○議長（細川雅子） 日程第2、議案第39号押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備についてから、日程第4、議案第43号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第2号）に至る3件を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。  
総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和3年6月14日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名   | 審査の結果 |
|--------|--|-------|
| 議案第39号 | 押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備について                     | 原案可決  |
| 議案第40号 | デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理について | 原案可決  |
| 議案第43号 | 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第2号）                          | 原案可決  |

令和3年6月15日  
大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

○総務文教委員長（西村一啓） それでは6月14日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案3件につきまして、6月15日に委員会を開催し、審査を行

いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告を申し上げます。

まず、議案第39号押印を求める手続の見直しに伴う関係条例の整備についてでございますが、本件ではまず、「今回改正する4条例以外に、今後改正する条例があるのか伺う」との質疑に対しまして、「条例改正が必要な条例は、今回の4条例のみである」との答弁がございました。

次に、「今後の予定で押印の見直しに伴い、電子申請等を推進するとあるが、対応が可能なのか伺う」との質疑に対しまして、「電子申請システム自体は、現在、広島県と全市町が運用しているシステムがあるため、押印の廃止に伴って電子申請のメニューを増やすことは、既存のシステムの中でも可能である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第40号「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理について」でございますが、本件では、「デジタル化による個人情報の保護がどうなるのか伺う」との質疑に対しまして、「これまでも大竹市では、大竹市個人情報保護条例及び大竹市情報セキュリティポリシーを定めて、情報の保護を行ってきた。現在、政府が検討しているガバメントクラウドは、最新のセキュリティ対策を導入するため、セキュリティが強化される見通しである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第43号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第2号）でございますが、本件ではまず、「宝くじコミュニティ事業助成金は一般コミュニティと地域防災組織育成とあるが、全体の応募数と周知方法について伺う」との質疑に対しまして、「一般コミュニティについては3団体から応募があり、3団体全て採択された。周知については、例年9月に自治会連合会の理事会が開催され、出席した理事に対して実施要綱等の説明をした後に、全自治会に通知をしている。

地域防災組織育成については2団体から応募があり、1団体が採択された。周知については、目的と事業が限定されているため、団体から防災備品の整備や老朽化等の相談があった場合に、助成制度の説明をしている」との答弁がございました。

次に、「3款民生費の、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業の対象の世帯と人数、申請方法について伺う」との質疑に対しまして、「対象は、令和3年3月31日時点で18歳未満の子供か20歳未満の障害のある子供を養育し、令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯である。対象人数は、住民税均等割非課税者の抽出ができていないため、国の示した計算式を基に、401人分を予算計上している。申請方法は、対象者の中で児童手当や特別児童扶養手当の受給者については、申請が不要である。ただし、令和3年度分の住民税均

等割が非課税世帯で、高校生のみ養育者や新型コロナウイルスの影響で収入が減少した家計急変者については、申請が必要である。令和3年度分の住民税均等割が非課税世帯で、高校生のみ養育者や令和3年4月以降、令和4年2月末までに生まれる新生児の養育者については、大竹市から直接お知らせをして、申請書を提出してもらうことを考えている。家計急変者については、大竹市で把握することが困難なため、広報や市ホームページで周知したいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託をいただきました議案3件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件を一括採決いたします。

本3件に関する委員長の報告は、原案可決であります。本3件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第5～日程第8〔一括上程〕

議案第41号 大竹市上下水道料金審議会条例の制定について

議案第42号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

議案第44号 令和3年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）

議案第45号 令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第5、議案第41号大竹市上下水道料金審議会条例の制定についてから、日程第8、議案第45号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に至る4件を一括議題といたします。

本4件に対し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和3年6月14日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記

のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                         | 審査の結果 |
|--------|----------------------------|-------|
| 議案第41号 | 大竹市上下水道料金審議会条例の制定について      | 原案可決  |
| 議案第42号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について       | 原案可決  |
| 議案第44号 | 令和3年度大竹市水道事業会計補正予算(第1号)    | 原案可決  |
| 議案第45号 | 令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第1号) | 原案可決  |

令和3年6月16日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地 範久

○生活環境委員長(北地範久) それでは6月14日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案4件につきまして、6月16日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第41号大竹市上下水道料金審議会条例の制定についてでございますが、本件ではまず、「審議会は、料金の改定に当たって設置するとのことであるが、料金の改定に関しては、広島県の水道広域連携の話が平成30年から進められてきた中で、大竹市においても調査、協議を進め、経営戦略を策定し、今年1月25日の生活環境委員協議会において、統合には参加しないという報告を受けている。

経営戦略のシミュレーションでは、令和5年度以降、5年ごとに令和30年まで、値上げの料金改定が必要であることの説明もあり、値上げが必要な率や額など、詳細な数字が出ている。それらについては議会としても理解を示しているところである。そこで得た根拠、計算式を用いて、今後の料金改定時に必要とする決算の数値を反映すれば、改定額は算出できるものとする。

また、審議会の設置後は、料金改定の過程において、審議会での審議・答申を経ることになるが、従来は、水道局で値上げの根拠について十分調査をし、議会に提案、説明がされ、それを審議、了解することで決定されてきている。審議会の設置が必要な理由と、根拠を伺う」との質疑に対しまして、「設置の必要性については、日本水道協会が作成した料金改定業務の手引きに従っており、これに「審議会を設置しなさい」といったことが示されている。その背景としては、消費者基本計画が平成22年に閣議決定されており、その中で、「公共料金の決定過程での透明性を確保するため、消費者が参加した審議会を開催

するように」とされているためと考えている。

上下水道局としては、値上げは市民に負担を求めるものであるため、審議会の設置により公平性、透明性を確保し、意見を反映させていきたいということも理由の1つである。

また、前回の平成14年から20年以上が経過して、値上げをするという中で、時代とともに市民の生活スタイルや、最近ではテレワークなど仕事のスタイルも変化してきており、家事用の水道料金で業務を行うといった実態もある。

こうした変化を受け、料金体系も含めて、料金の改定幅や改定の時期の案をつくる過程で、使用者側の声をできるだけ聞くため、審議会が必要であると考えている。具体的には、基本料金の水量、金額に、家事用と業務用でかなりの差があり、このような状況の中で、このままでよいのかという点がある。

このほか、近年は節水型の給水機器がかなり普及している。ひとり暮らしの高齢者の使用水量も、1月10立方メートル、2月20立方メートルの基本料金の水量以下の使用量の方もいる中で、基本料金の水量もこのままでよいのか、仮に1月8立方メートル、2月16立方メートルの基本料金を設定して、結果、現在と料金の変わらない層をつくることも考えるべきなのかなどという目的もある。

そして、審議会では当然、経営的な面で、なぜ値上げをするのか、人が減って収入も減っているといった説明をする。そして、以前より議会から指摘のある広島西部地域水道用水供給事業からの受水費の関係についても説明し、その中で、委員の意見も踏まえて、県の企業局と交渉していくに当たって、この時期に設置が必要と考えた。これらの理由から、審議会の設置が必要と判断した」との答弁がございました。

次に、「他市では料金の改定に当たって審議会の設置がされており、大竹市だけ審議会が設置されていないのか。他市の状況について伺う」との質疑に対しまして、「設置されていないのは、東広島市、広島市の2市であるが、東広島市については、市全体で使用料の審議会を設置し、そこで審議しているとのことである。実質的に設置されていないのは、広島市のみである」との答弁がございました。

次に、「審議会の委員の構成についての詳細を伺う。条例案における委員の中に水道の利用者とするが、具体的にどのような方を考えているのか。また、男女比についての考え方を伺う」との質疑に対しまして、「委員の構成については、学識経験者としては、経営に詳しい大学の先生や、企業会計に詳しい会計士や税理士などを想定している。そして、水道の利用者としては、可能であれば料金体系の検討のことも踏まえ、新型コロナウイルスの関係で厳しい状況であろう飲食業の関係の方に入っただけだと考えている。また、全体的には女性の方や、できるだけ広い年齢層の方に入っただけだと考えながら選定したいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第44号令和3年度大竹市水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第45号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の2件でございますが、一

括して審査をいたしておりますので、一括して御報告申し上げます。

本2件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第42号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案4件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

14番、日域究議員。

○14番（日域 究） 議案第41号大竹市上下水道料金審議会条例の制定についてについて、賛成の立場で討論させていただきます。

この議案は水道料金の一層の適正化を図るために、新たに審議会をつくるというものでした。今まで以上に踏み込んだ視点での適正化が図られるのであれば、誠に結構なことだと思います。

では、一層の適正化とは一体何か。委員会での説明では、業務用と家事用の分類をなくすというアイデアと、県用水の問題が例として示されました。業務用と家庭用の区分けですが、確かに水の使用とは関係ない小さなお店を開いたら、それだけで水道料金が上がるというのでは、理解が困難です。今どき事務用と住宅用にわかれているのは、水道を除けば、日本電信電話公社の面影を今に残すNTT固定電話の基本料金ぐらいのものです。

大きな問題は、県用水のほうです。議会のほうからも言われていると委員会で説明がありましたが、声を聞いていただき、ありがとうございます。その言葉に元気をいただいて、委員会の後にも少々調べてみました。

大竹市は以前から今日まで、ずっと自前の水源で水は足りています。ですから、県に支払った水代金の全てが、本来は不要な金だったと、結果論ですが言えてしまいます。もちろん弥栄ダムとの関係で、県とは多面的な協力関係にありますから、事業開始の時期には一定の協力金も必要だったと思います。とはいうものの、そのお金を負担するのは一般会計ではなく水道料金として市民が直に負担するんですから、協力金だとすれば違和感を感じざるを得ません。

給水を開始した平成6年7月から数えれば、ちょうど27年間。最近では毎年1億円を払っていますが、それを根拠に乱暴な計算をすれば、大竹市民が不要な水道代を27億円も払ってきたことになります。これを機にやめてもいいのではないかと思います。

そもそも県の水道事業は、主な川ごとに事業が分かれていて、原価計算をすれば相当な

差があると思われま。しかし、県の考えは、それは地域間格差であって、よくないということなんです。ですから統合の目的には、料金格差の解消が含まれます。

しかし、考えてみてください。格差解消と言えば聞こえはいいですが、優れた個性を潰すことでもあります。もっとはっきり言えば、工業用水を統合すれば水が豊富で安価な大竹市で水を使うことで産業が発達した、その歴史を根本的に否定することと同じなんです。

最後に、これこそ最後に気がついたことですが、県は今度の水道事業団に参加する市町には、県用水料金を8%値引きすると言っているようです。県と市が別々の経営体であればこそ、売買価格を値引きするということに意味があります。

しかし、合体するんですよ。同じ組織になった瞬間に、売買という関係は消滅してしまいます。言っている意味がさっぱりわかりません。仮に水を買っている市民の立場で8%安くすると言うのであれば、格差解消とはまた違いますよね。このような場当たりの次元の低い発想しかできないところとは、早く縁を切っていただきたいと考えます。

そして、これは私の思いですが、安くなって浮いた財源を、本市の大問題である新町雨水排水ポンプ場新設に象徴される雨水排水問題の解決に生かしてほしいと思います。毎年1億円あれば十分ですよ。

市民の理解を得て議会が承認すれば、企業会計から一般会計への繰出金を禁止する法律はありません。審議会におかれては、前広な、そして、真に適正な水道料金の実現に取り組んでいただきますようお願いして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（細川雅子） 討論の通告を受けていますのは以上でございます。他に討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件を一括採決いたします。

本4件に関する委員長の報告は、原案可決であります。

本4件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本4件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第9 令和3年請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願

○議長（細川雅子） 日程第9、令和3年請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会請願審査報告書



本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

## 記

| 番 号           | 件 名                            | 審査の結果 | 付託年月日    |
|---------------|--------------------------------|-------|----------|
| 令和3年<br>請願第2号 | 地方財政の充実・強化を求める意見書採<br>択についての請願 | 採 択   | 3. 6. 14 |

令和3年6月15日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

○総務文教委員長（西村一啓） それでは、6月14日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、6月15日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

令和3年請願第2号地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての請願でございます。

本件は、大竹市職員労働組合執行委員長榎原研介氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「新型コロナウイルスの出現により、地方自治体には新たに多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められている。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつある。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、また、デジタル・ガバメント化への対応も迫られている。

こうした地方の財源対応について、政府は「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきた。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されている。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要である。」というもので、同主旨の実現のために、国に意見書を提出することを求めて、請願されたものであります。

審査におきましては、本件に対する執行部の現状や考えなどをお尋ねしたところ、「本請願の要旨は、地方財政の充実・強化を求めるものである。本市においても、全国市長会を通して、国に税財源等の充実について提言をしており、この取り組みは引き続き行っていきたい。今回、意見書案には、新たにデジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化についての項目が記載されている。現在、本市では県内6市町による自治体

クラウドシステムを使用しているが、国会で成立したデジタル改革関連法では、令和7年度末までに地方自治体の情報システムを国の策定による標準仕様に準拠したシステムへ移行する目標が掲げられている。ただし、詳細がまだ明らかにされておらず、また、新しいシステムへの入れかえには時間を要するため、目標時期の延長は柔軟に対応してほしいと考えている」といった説明がございました。

本件では、質疑・討論ともになく、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託をいただきました請願1件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第2号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（細川雅子） 追加日程第1、意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案をSide Booksに掲載しておりますので、御確認ください。ただいま送信をさせます。

提案者より提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

○総務文教委員長（西村一啓） 意見書案第2号地方財政の充実・強化を求める意見書の提

出についてにつきましては意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）でございますが、新型コロナウイルスの出現により、今地方自治体には新たに多くの行政需要が発生しています。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められています。

それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育ての支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつあります。しかし、現実的に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、また、デジタル・ガバメント化への対応も迫られています。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針2018」に基づき、2021年度の地方財政計画までは、2018年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきました。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われる中、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されています。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことが必要であることから、政府に以下の事項の実現を求めます。

1、社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。

2、とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また、地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置をはかること。

3、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。

4、デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また、地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。

5、「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。

6、2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。

7、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に

対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

8、森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。

9、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

10、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

11、地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

皆様の御賛同をよろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第10 基地周辺対策に関する中間報告について

○議長（細川雅子） 日程第10、基地周辺対策に関する中間報告についてを議題といたします。

本件に関し、基地周辺対策特別委員長から中間報告の申し出がございます。

委員長の報告を受けます。

基地周辺対策特別委員長、賀屋幸治議員。

○**基地周辺対策特別委員長（賀屋幸治）** それでは、基地周辺対策特別委員会の中間報告をさせていただきます。

令和元年9月市議会の改選を経て、基地周辺対策特別委員会が設置をされ、新たな委員8名が前委員会の活動を引き継ぎました。

米軍岩国基地周辺の航空機騒音状況においては、平成30年3月に厚木基地からの空母艦載機移駐が完了したことにより阿多田島での騒音被害は増大しており、特に艦載機が岩国基地に帰還している期間（11月から5月）の騒音測定値には顕著に表れています。

また、令和2年10月から米海兵隊のF A-18ホーネット約12機が米国本土に移駐し、かわりにF-35B約16機が段階的に機種変更されることになり、離陸時の騒音がさらに増加することが懸念されています。

いずれにせよ、阿多田島が防衛省の示す航空機騒音予測コンター図のW値75以上の第二種区域内にあり、艦載機移駐後も離陸後の飛行ルートの下に当たることから、騒音被害が軽減されることはないものと思われます。

こうした状況の中で、平成19年度から在日米軍等再編計画で影響を受けている自治体に交付されてきた米軍再編交付金が令和3年度で終了することになっています。

これまでも、平成30年9月27日に国に対し「岩国基地に隣接した大竹市に対する財政支援措置等の要望」を提出しております。また、令和2年11月に岩国基地問題議員連盟連絡協議会（山口県、岩国市、周防大島町、和木町、大竹市）からは「岩国基地周辺地域の振興策に関する特別要望」を提出しており、新たな交付金制度の創設を訴えています。

残念ながら基地周辺対策特別委員会としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により令和2年度は国への要望活動を自粛せざるを得ない状況でした。

また、基地周辺対策特別委員会では前委員会からの引き継ぎとして、阿多田島自治会との意見交換を経て、地域振興策の一環として要望書の作成を目指して取り組むこととしており、まずは前回（平成31年1月19日）に続き、令和2年1月18日に阿多田島での住民との意見交換会を開催し、多くの意見や要望等を伺いました。

要望等については13項目にして、執行部に照会し、担当部署や国にも確認しながら回答の調整に時間を要しましたが、令和2年11月18日に阿多田島自治会長に回答（別紙）をいたしております。

その中で、「阿多田島の騒音被害の実態を大竹市民に周知してほしい」との要望に対しましては、令和3年2月号の広報おおたけから、国の騒音測定値が概要版で掲載されることになりました。

また、阿多田島住民の関心が一番高く、生活に直結しているフェリー運賃助成制度の拡充要望に対しましては「再編交付金という限られた財源の中で実施している事業であり、できるだけ長く制度を持続していくために、現在の基準で引き続き運用していきたいと考えております」との回答があり、今後の対応に課題を残しました。

この問題は、騒音被害を一番多く受けている阿多田島住民への負担に見合う支援を、基地周辺対策特別委員会としてどのように受け止めて、どう対応するのかが問われているものと思います。

今後の再編交付金にかわる国の財政支援措置の結論や、住民のさらなる意見・要望等を踏まえ、次期特別委員会において、この課題に取り組んでいただきますよう申し送ります。

以上が令和元年9月以降の活動の概要ですが、これまでの1年10カ月の間は、コロナ禍で十分な活動ができなかった中で、執行部の皆様方には阿多田島住民との意見交換会での要望に対する回答の作成や調整等の作業に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

これからも米軍岩国基地の航空機騒音が続く限り、議会として引き続きこの問題に取り組んでいかなければならないと考えております。

以上で、基地周辺対策特別委員会からの中間報告といたします。

○議長（細川雅子） 本件は報告でございますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第11 議会改革に関する中間報告について

○議長（細川雅子） 日程第11、議会改革に関する中間報告についてを議題といたします。

本件に関し、議会改革特別委員長から中間報告の申し出があります。

委員長の報告を受けます。

議会改革特別委員長、寺岡公章議員。

○議会改革特別委員長（寺岡公章） 議会改革特別委員会は、議員のなり手不足解消と、市政の課題に適切かつ迅速に対応するための継続的な改革の必要性を鑑み、民主的な市政の発展と議会の活性化に向けて、令和元年9月議会において8名の議員により設置され、不肖、私寺岡が委員長に、日域議員を副委員長に御選任いただき、付議された事項に関する協議を行ってまいりました。

このたびの6月定例会の場をお借りしまして、委員会設置後1年9カ月間、22回の委員会での協議内容と成果について御報告いたします。

委員会設置後、まずは検討すべき項目について委員から意見を挙げ調整をした結果、SNSを活用した議会活動の情報発信、委員会の映像中継、議員間の自由討議の制度整備、決算審査と議会提案、これらについて、実現に向けて検討を進めていく運びとなりました。

その後、委員会にて各項目について詳細部分まで検討してまいりましたが、本席での紹介は省略させていただきます。

続いて、運用についての協議の末、SNS活用と委員会中継及び自由討議制度について、令和2年9月の議会運営委員会において試行することの御承認をいただきました。

これによりSNS活用と委員会中継においては事実上開始され、自由討議は各委員会にてその場を待つ準備が整っております。

以上3点については、令和3年3月の議会運営委員会においてそれぞれ要綱及び申し合わせとして明文化したものを提案させていただき、御承認をいただいたことで、大竹市議会の仕組みの一部に組み込まれました。

一方、期間途中からこれらの事項と並行して協議をしてきた決算審査と議会提案については、当委員会内での意見交換のほか、令和3年度予算特別委員の皆さんの御協力の下、ロールプレーの試みも行ったところではありますが、今なお他の項目と比べ個々の認識の差異が大きいことから、イメージの統一に時間を要しており、現時点で制度整備には至っておらず、研究と協議、調整が続くこととなります。

最後に、私ども8名の委員に対しまして賜りました議員各位の御協力に感謝するとともに、引き続き本特別委員会設置理由である市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に信頼される議会を目指し、民主的な市政の発展と議会の活性化につながる議会改革の推進に努めることとし、議会改革特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（細川雅子） 本件は報告でありますから、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第12 議案第46号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

○議長（細川雅子） 続きまして、日程第12、議案第46号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（太田勲男） 議案第46号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第3号）につきまして、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ3,567万7,000円を追加し、予算総額を156億5,071万7,000円にするものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により5ページの歳出から御説明いたします。

第3款民生費は、240万4,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の貸付期間の終了した生活困窮世帯に対して、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するための費用228万円を計上するものでございます。

また、経済的な理由により生理用品が買えない生理の貧困対策として、生理用品を配付するための費用12万4,000円を計上するものでございます。

第4款衛生費は、3,327万3,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、希望する高齢者への新型コロナウイルスワクチン接種を7月末までに完了するための費用及び、当初16歳以上とされていたワクチンの接種対象が12歳以上に引き下げられたことに伴う費用を計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

続きまして、4ページからの歳入予算につきまして、御説明いたします。

第15款国庫支出金は、3,555万3,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、歳出に計上しております事業に対する国庫負担金及び国庫補助金を計上するものでございます。

第19款繰入金金は、このたびの補正予算について、財政調整基金による財源調整を予定し

ているものでございます。

以上で、議案第46号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第3号）の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第46号は総務文教委員会に付託いたします。

この際、通知いたします。次の休憩中、議員全員協議会を開催し、その終了後、付託案件審査のため総務文教委員会を開催し、午後1時から生活環境委員協議会を開催する旨、委員長から通知を受けております。委員各位にはお含みの上、第1委員会室に御参集をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

10時49分 休憩

14時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議案第46号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第2 議案第46号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

○議長（細川雅子） 追加日程第2、議案第46号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に関し、報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和3年6月25日、第2回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記



| 議案番号   | 件 名                   | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第46号 | 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第3号） | 原案可決  |

令和3年6月25日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

○総務文教委員長（西村一啓） それでは本日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、先ほどの休憩中に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

議案第46号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第3号）でございますが、本件ではまず、「生理用品の配付方法について伺う」との質疑に対しまして、「現在、他市町の配付状況等を確認しており、窓口での配付については、パンフレット等を指で差してもらい、声を出さずに配付できる状況を考えている。ただし、パンフレット等の内容や表示方法等については検討中である。また、学校教育現場での配付については、児童生徒が恥ずかしい思いをしない方法として、保健室で配付できるように学校側との協力体制を考えている」との答弁がございました。

次に、「生理用品の配付を今後も継続して行うのか伺う」との質疑に対しまして、「今回の生理用品の配付は、10月末までを配付期間と考えている。その時点の配付状況や他市町の状況を鑑みて、事業の継続について検討する」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの報告に対し、これより質疑に入ります。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

**日程第 1 3 閉会中の継続審査の申し出について**

○議長（細川雅子） 日程第13、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

生活環境委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がございました。

本件について発言の通告を受けておりますので、発言を許可します。

なお、会議規則第38条で委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とすると規定されております。したがって、請願そのものを議題とすることはできませんので、御承知おきください。

3番、原田孝徳議員。

○3番（原田孝徳） 私は、継続審査に反対の意見です。

今回の新型コロナウイルスのワクチン接種におきましては、国が地方に丸投げしたために、現場では大変な格差や混乱が生じております。国にリーダーシップを発揮してもらうためにも、地方の現状や現場の実情を踏まえ、判断してもらう必要があると思います。

もう少し情報が入ってからとか、他の市町の状況を見てからという意見もありますが、大竹市は大竹市ですから、大竹市の声、現場の声をしっかり届けるべき、いや届けないといけないという観点から、継続審査には反対であり、先送りをせず結論を出すべきという意見であります。

以上です。

○議長（細川雅子） 続いて、2番、藤川和弘議員。

○2番（藤川和弘） 3月議会からの継続審査ではございますが、先日の生活環境委員会で執行部からの説明があり、その後の動きや情報がないと説明を受けました。なので、継続審査でよいと私は考えます。

○議長（細川雅子） それではただいま議題となっております本件について、委員長の申し出のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） はい、結構です。起立多数と認めます。

よって、本件はさよう決定されました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

○市長（入山欣郎） 本日ここに、大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびの定例会では、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に御審議いただき、誠にありがとうございました。いずれの案件につきましても原案のとおり議決を賜りました。心より御礼を申し上げます。

議員の皆様からいただきました貴重な御意見・御要望につきましては、これをしっかりと検討させていただきまして、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、依然として予断を許さない状況が続いておりますが、市内では広島西医療センター、また、開業医の医師会の皆様方を初め、医療従事者の皆様のお力添えの下、ワクチン接種が着々と進んでおります。引き続き油断することなく感染防止対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

これから暑い夏の季節を迎えます。東京オリンピック、また、パラリンピックの開催まで、もう1カ月という状況になりました。皆様におかれましては、どうか健康には十分御留意いただきまして、ますますの御活躍をお祈り申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第2回大竹市議会定例会を閉会いたします。

14時19分 閉会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年6月25日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 北地 範久

大竹市議会議員 西村 一啓

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和3年第2回（6月）定例会  
令和3年9月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522